

關東諸城圖



鉢形攻圖
の命令

作布川、關宿、古河、國府臺、千葉、葛西等の數十城を徇へた。而して増援として、秀吉は山崎片家、岡本良勝等を、家康は酒井家次、内藤家長等を派遣し、五月十八日、家次は臼井城を、家長は佐倉城を収めた。

秀吉は長政、重茲等が徒らに大兵を擁して、脆弱なる兩總諸城のみを略取したるを怒り、二十日附にて、書を兩人に與へ、速かに東山道より攻め入りたる前田、上杉の支軍に合し、鉢形城を攻圍すべきを命じた。此の書簡は、實に激烈を極めて居る。吾人は其の長文を厭はず、茲に掲ぐることにした。そは種々の意味合に



て、此の書簡は見逃し難き筋があるからだ。

文意激烈

急度被仰遣候。鉢形城、越後宰相中將(景勝)加賀宰相(利家)兩人可取巻由、被仰出候。然者此方より相越候人数、其取巻刻者、兩人之人数與一つに成、陣取以下堅申付上において、此方より被遣候人数、又は佐竹、結城、其外八ヶ國之内諸侍、御太刀をもおさめ候者共召連、何之城成とも、不相渡所於有之者執巻、いづれの道にも可討果儀、切々被仰遣候處に、小屋小屋の端城共、二萬餘りの人数にて請取候事、不能分別候事。

秀吉叱咤
の聲紙上
に動く

實に秀吉の叱咤の聲が、紙上に轟くの想がある。二萬の人衆にて、小屋くゝの端城を請取り、此れにて任務が濟んだと思ふ乎。如何にも秀吉の大目玉が飛び出した様である。

一 大軍を被召連、八ヶ國之内、四五ヶ國持候北條を、日本五十ヶ國餘之國の者として、可刎首儀は、勿論にて候。其上關白被出御馬候ては、はね能、しめ能、狂言迄、無之候ては、御馬をば被治間敷候條、其分別可然候事。

徹底的に 天下の大兵を傾け來れる秀吉は、はね能しめ能、狂言迄、一から十迄、徹底的にや
りつゞくる覺悟だ。汝等は之を悟らぬ乎。篤斗分別せよとは、秀吉り申し分であ
つた。

秀吉從來
の戦功の
吹聴

一 常陸(木村重茲)彈正(淺野長政)一人之人數程持たせられ候時さへ、三木之
千殺し(天正八年)鳥取のかつやかし(餓)殺し(同九年)十三ヶ國持候毛利を、六町
七町之内に、五萬六萬の人數を後卷うしろまきにうけさせられ、太刀も刀も不入、水をく
れ候て、可被成御覽と被思召候剋、兩人之者は存候哉。總見院殿(信長)六月二日
(同十年)御腹をめされ候事、三日の晩に、彼高松表へ相聞候時、右之高松城主(清
水宗治)水をくらひて死事は無念次第候間、船を一艘被下候はゞ、御前にて腹
をさり申度候由、御嘆申といへども、二日の日、御腹めされ候によつて相ゆる
し。舟を遣腹を切らせ候と、敵味方の諸卒存候てはと被思召候て、六日(四日の
誤)の日迄、舟を不被遣候處に、毛利方より、國を五ヶ國、彼高松城に相添、進上可
申旨、種々懇望申候間、船を被遣、高松城主腹をさらせられ候て、毛利をゆるさ

小城を請
取る事手
柄にあらず

せられ、彼逆徒等明智可被刎首事こそ、道の道にて候と被思召、高松の城其外
之城々被請取、不移時日馳上、光秀被刎首候事を、兩人は忘申候歟。自然兩人家
中にも覺え候者有之ば相尋、鉢形の城可取卷儀、可有之候哉。景勝、利家に可入
合申候由こそ堅被仰出候に、安房國境目、常陸國境目迄、彼ちとり人數を召連
相越、持かね候城を請取候儀、天下之手柄には、成申間敷候哉。城相渡者有之ば、
鉢形城を取卷候上にて、それゝに上使に二百三百宛相そへ、人數を遣、うけ
取候てこそ、可然候に、敵有之所は差置、二萬許の人數を召連あるさ候事、御分
別無之候事。

秀吉の口
吻其儘

頗る長談義となつた事だ。我が手柄の復習は、秀吉の十八番だ。然も字々句々恰
も秀吉の口吻、丸出しだ。其の自己一代の成功を歴擧して、兩人の腑甲斐なきに
反襯し、之を熱罵し、之を冷笑し、其の頂門に大鍼を下したる、如何に痛快なるよ。

小田原表
衆の粉骨

一 此面は陣取堅被仰付、其上、仕寄以下、廿間、卅間の内に、被仰付、夜番日番雖、
無其差別候、北條の表裏者、人數二三萬も構内に相籠、其上百姓、町人、不知其數、

雖有之、臆病者と被^{おぼ}單^{ばん}見候間、御座所之御普請を、彼夜番日番を仕候人數に被^{おぼ}仰付^{しんじ}磊^{しんじ}重々につかせられ候て、聚樂又は大坂の普請を、數年させられ候に不^ふ相^{さう}劣^{りつ}様に被^{おぼ}思^し食^じ候。此表衆は、如^{ごと}右書付申付候へば、晝夜の粉骨中々不可^ふ勝^か計^{けい}候間、鉢形面へ、一ちどり(冊)かけ候て可^べ然^{ぜん}候。如此懇々被^{おぼ}仰^{おほ}聞^き候事は、兩人の者、せがれ(少壯)より、よくく存候に、鉢形城おそく取卷候に付而、被^{おぼ}仰^{おほ}遣^し候。最前山崎志摩守、岡本下野守、兩人にも、右趣は被^{おぼ}仰^{おほ}遣^し候に、理もなき所へひそり候事、無^む是^ぜ非^ひ候。江戸請取候てより、川越に罷こし、それより松井田へ入合候様にも、被^{おぼ}仰^{おほ}遣^し候に、弓と弦のやうなる所へ、ひそり候事、如何成分別候哉。所詮景勝、利家相談、早々至于鉢形押寄、可^べ取^と卷^ま候也。

理もなき
所にひそ
り候事無
是非候

五月廿日(天正十八年)

秀吉(御判)

淺野彈正少弼どのへ
木村常陸介どのへ

小田原攻圍軍の面々は、粉骨齧身、日夜を分たず、奉公を勵み居つゝあるに、汝等は大兵を率ゐ、予が命令を遵守せず、悠々閑々として、敵なき方面に彷徨、低徊しつゝあるは、何故ぞ。此の上は、只だ速に鉢形城に向ひ、景勝、利家と戮協して、攻圍せよとの催促だ。

稀有の名
文

惟ふに此の書簡は、秀吉書簡中の尤も氣焰あり、精彩ある一である、固より侍史の手になりたるに相違なきも、全く秀吉の口授を筆記したるやの看がある。如何にも秀吉其人が、文句の上にあると現はれて居る。蓋し稀有の名文と云はねばなるまい。然も彼等兩人は、此の書簡を受取るに先だち、既に兵を率ゐて、岩槻城に向うて居た。

【三四】 岩槻城の攻撃

岩槻城

抑々岩槻城は江戸城と與に長祿元年太田道灌が築いた名城である。武藏國埼玉郡の南部に位し、江戸より九里、奥羽へ通ずる線路に當る。西南を首とし、東北を尾とし、本丸、二ノ丸、内外の郭、二の櫓臺、七つの城門があつた。本城は東北に元荒川の水流れ、東より南へ互りては、堀を設け、或は深田をもて要害に充て、外郭に五ヶ所の門あり。其の内諏訪小路、松道口の門外は、市店連住し、其の餘の門外は田間にして、城下町は其の内に在つた。郭外を廻れば、凡そ二里に餘つた。時に城主太田氏房は小田原にあり、留守伊達房實等内城を、妹尾兼延等外郭を守り、其の兵二千餘人。而して淺野、木村等の攻圍軍は、二萬餘人であつた。

攻守の兵

攻撃軍手配

彼等は五月十九日、岩槻附近に到り、二十日早天、三面より攻め寄せた。即ち西南部追手方向より淺野長政、本多忠勝三千人。南部新曲輪方向より平岩親吉、鳥居元忠七千人。北部搦手方向より木村重茲二千八百人。此れには太田三樂の子、梶原政景屬した。其の他山崎片家、岡本良勝の兵二千二百人、及び軍監赤座直保、嚮導北條氏勝等も、此の攻撃に参加した。

追手門の戦

淺野、本多の兩隊は、總構の追手門に向うたが、城將妹尾兼延等、善く拒ぎ戦うた。然も兩隊は奮闘して、總構を破り、敵を驅逐して内城に迫つた。兼延等追手門外に返戦し、内城の兵亦た之に赴いた。

于時淺野長政謀を回らし、城外の風上に、火を懸けしかば、折節風強うして、餘烟城中に掩ふを見て、敵兵引退く。寄手利に乗じて逐かくる處に、岩槻勢大手の門前にて、返し合せ、亦大に戦ひ、味方手負死人多し。爾共寄手疼む事なく、頻に競ひ進みしまゝ、敵方堪へ兼て、城中に引入る。本多平八郎忠政(忠勝の子)十六歳、淺野左京大夫幸長(長政の子)十五歳、先登して、大手車橋の上に於て勇戦せらる。(關八州古戦録)

激戦遂に

此の如く激戦の結果、遂ひに兼延等を殲した。岡本良勝、赤座直保亦た各々總構の一部を破りて、來り援けた。城兵敗退して門を鎖した。寄手は之を追撃したが、流石に名城なれば、容易に抜く可くもなかつた。

新曲輪の戦

南部に向うた鳥居元忠の隊は、同日午前十時頃、新曲輪の東方に逼り、平岩親吉

の隊は、其の左に連繫して、南方に逼つた。然るに新曲輪の兵、亦た善く拒ぎ、鳥居隊の死傷續出し、聊か苦戦の態であつたが、偶々平岩の隊が郭外の敵二人、濠を涉りて退くを見、之に跟随したるに、水底に簧を敷きたる二條の道あるを發見し、遂ひに之を辿りて、新曲輪の一部、隱居曲輪を占領した。

二の丸攻

新曲輪の守兵も、之を見て潰え奔つた。此に於て鳥居隊は之に乗じて奮進し、城兵穂坂大炊助を殪し、新曲輪に入り、平岩隊と合し、二ノ丸を攻めた。板部岡江雪齋の子房恒等、本丸より援兵を得、奮闘して門を鎖し、防戦最も力めた。時既に正午を過ぎたから、鳥居、平岩の兩隊は、兵を引上げ、警戒を嚴にした。當日城兵の戦死、一千餘人頗る多大の損害であつた。此の如く寄手は、一戦に外郭を占領したから、捷を秀吉に報じ、二十一日小田原に達した。

城兵降伏

却説、内城を嬰守せる伊達房實等は、多く精銳を失ひ、到底籠城の見込立ち難きを見、二十二日笠を竿端に附し、之を城壁に掲げ、降伏の意を表し、使僧を出して、開城せんことを乞うた。伊達は元來安房鶴ヶ谷八幡宮の神職の子であつた、武

伊達房實

者修行として、高天神城に籠り、武勇の譽を顯はした剛の者であつた。然も不可能を可能ならしむる事は、彼にも克はなかつた。長政等は之を許し、北條氏政の妹、太田氏資の寡婦、氏資の女、太田氏房の室、及び其の他侍大將等の妻子を、三ノ丸に錮し、秀吉の監使、瀧川法忠、伏屋飛驒守、大屋彌八郎等の來るを待ち、之を交付し、五月晦日岩槻を發し、六月二日川越を過ぎ、東山道支軍の攻圍せる、鉢形城に赴いた。

秀吉尙謙
實す秀吉
の紀律嚴

長政、重茲は、斯く戦功を立てたるに拘らず、前回〔参照 本篇、三三、關東に於ける支隊の運動〕の折檻に引き續き、秀吉は五月廿五日附にては、其の允可を待たず、漫りに開城を容したるを譴責し、同廿九日附にては、其の近狀の報告を怠りたるを責め、果して鉢形に赴いたるや、否やを詰問した。秀吉は寛大なる可き點は、寛大でも、其の諸將に對する紀律、節制、命令の貫徹に向つては、一毫も假借する所なかつた。即ち此の一點に於ては、全く信長其の人の如くであつた。

【三五】東山道支軍の運動

東山道軍
上州に入る

吾人は姑らく東山道支軍の運動を觀察せねばならぬ。既記の如く、上杉景勝、前田利家等は、三月中旬、眞田昌幸、松平康國と、信州の東部追分附近にて會合し、三萬五千餘人を率ゐて、上州に入り、松井田城に薄らんとした。従前信濃田之口城主にて、即今北條氏に寓客たる依田昌朝は、北條氏の旨を承け、信濃に入り、其の舊臣及び土民千餘を糾合し、相木郷の白岩の寨に據つた。康國は其の弟康貞と兵を發し、三月中旬打て之を平げた。されば北陸兵は、何等の支障なく碓氷を越えた。

松井田城

松井田城は、西に碓氷の險を控へ、東山道の要衝を扼する。猶ほ小田原城の箱根の要害を擁して、東海道の關門に衝る趣があつた。當時北條の老臣大道寺政繁、兵二千餘人をもて、之を守り、西牧城と相連繫し、又た其の一隊をして、坂本及び横川を警備せしめた。

前田上杉
の勸降

景勝、利家は三月下旬、昌幸、康國の二隊を先鋒とし、碓氷峠を経て、坂本に進んだ。城兵其の優勢なるを見、戰はずして城に入つた。景勝、利家等は惟らく、縦令松井田城陥るとも、近邊悉く敵地なれば、深々と働き入らんに、兵糧不自由也。同くは敵將を降參させ、松井田、安中を根城として、糧道を自由になし、而して軍を進む可しと。城より一里前に陣し、政繁を招降した。然も政繁肯はず、只だ一戰の勝負に任すべしと答へたれば、三月廿八日、三面より之を包圍し、城下の民家を火き、竹楯、土豚にて仕寄を設け、井樓を造りて、之に逼つた。即ち西部なる追手には、景勝の兵約一萬人、東部なる搦手には、利家、利長父子の兵約一萬八千人、北部には、松平康國、康貞兄弟約四千人、眞田昌幸、信幸父子の兵約三千人であつた。然も政繁善く拒ぎ、急に落城す可くも見えなかつた。四月十日、景勝、利家其の戰況を秀吉に報ずるや、同十六日附にて、

松井田城
の包圍

大道寺善
戰

然者松井田城、既九手迄取詰候由、尤之儀候。彌堅固取廻、悉可被干殺候。此表に入數入候事無之候間、其許仕置丈夫に被申付候ば、十騎許にて、道をまはり、見

物に可被相越候べく候。

松井田長
國近傍諸
城の攻略

と答へて居る。此に於て寄手は、長圍の策を取り、其の間に於て、諸隊を分遣して、近傍の諸城を攻略せしめた。四月中旬、松平康國兄弟兵一千人を率ゐて、西牧城を攻め、城將多米長定、大谷嘉信を殲し、之を抜いた。同十七日上杉の部將藤田信吉等兵一千餘を以て、國峰城を陥れ、又た其の支砦宮崎を取つた。前田の一隊も亦た厩橋城に向ひ、十九日之を降した。金山城主由良國繁、其の弟足利城主長尾顯長と共に、小田原城に在つたが、其の母赤井氏は、曾て北條氏直が、國繁兄弟を小田原に招き、之を拘留したる舊怨を啣む所あり。國繁の子貞繁をして、兵三百を率ゐて、寄手に松井田に會せしめた。

松井田陷
落

扱ても景勝、利家等、松井田城を攻圍する二十有餘日、城兵毫も屈する所なく、堅守した。此に於て四月十九日、彌々總攻撃を開始し、前田の部將長連龍、奥村永福、山崎長鏡等、東南方面を攻撃し、同時に上杉の隊亦た、西北の溪間より進み、厩曲輪を攻め、遂ひに之を抜き、水路を斷ち、樓櫓を火いた。城將政繁支へ難きを見て、

諸城風を
望んで降
る

翌二十日降を乞ひ、第二子直重を質とし、且つ其の兵を以て、嚮導に任せんことを約した。景勝、利家之を許し、即日城を收め、利家は政繁を携へて、二十二日秀吉に小田原に謁し、二十七日松井田に還つた。

二十四日前田利長は、真田昌幸と共に箕輪城を圍み、之を降した。和田、板鼻、三ノ倉、藤岡、大戸、後閑、那波、膳、女淵、小泉、大胡、伊勢崎、白井等の諸城風を望みて降り、上州は略ぼ平定した。

松平康國
の變死

石倉城主金井淡路守、長根城主小林左馬允は、松平康國に就て、降を乞ひ、四月廿六日康國の營なる總社に赴いた。偶々馬の逸するありて、營中喧噪した。淡路守は驚いて災害の我身に及ぶとなし、康國を切つた。康國の弟康貞亦た、淡路守を斬り、依田信政は左馬允を殺した。斯くて其の士卒をして、其の従士百餘人を掩殺せしめた。家康は康貞をして、康國の遺領を襲がしめた。

【三六】鉢形城の攻略

松山城の
攻陥

松井田城を収めたる景勝、利家等の諸隊は、五月初旬、降將大道寺政繁等を嚮導として、上州を發し、武藏に入り、本庄、八幡山、深谷、東方、川越の五城を下し、松山城に向うた。城主上田朝廣は、小田原にあり、其の留守難波田憲次等兵二千五百人にて、之に據つた。前田隊は城西の追手口に、上杉隊は城北の搦手口に、眞田隊は城東に逼り、大道寺政繁の士を城中に遣し、降を諭した。難波田等之に従ひ、妻孥を三ノ丸に置きて、開城し、嚮導に任せんことを乞うた。景勝、利家等之を容れ、城を収めた。秀吉はその以前にも、書を景勝に與へ、利家と議して、鉢形城を攻む可き旨を命じたが、五月十三日再び之を催告した。

鉢形城攻
略の催告

松井田城請取候者、利家令相談、鉢形城急而可被取卷由、先度被仰遣之候き、其後一途之無左右候。早々鉢形可被詰寄候。何篇無油斷様、尤候也。

五月十三日(天正十八年)

朱

印(秀吉)

羽柴越後宰相中將(上杉景勝)どのへ

鉢形攻
略の理
由

斯く秀吉が鉢形城の攻略に、心を勞したるは、抑々何故である乎。そは鉢形城が、關東大平原の要鎮で、此城の存亡は、附近の向背に關する所多大であるからだ。

鉢形進撃

此を以て景勝、利家は兵を回らし、荒川の畔に出で、眞田昌幸等を支隊となし、松山城留守降將中の木呂子友則、山田直安を、其の嚮導たらしめ、左岸榛澤野を經、小前田方向に進ましめ、本隊は右岸赤濱街道を前進した。四山砦の守兵、之を聞いて走りて鉢形に入つた。

鉢形の要
害

抑々鉢形城は、武藏國男衾郡(今は大里郡に合併す)寄居町の正南に在り。東北は上武の平野を制し、西南は秩父、及び甲州路の咽喉を扼す。荒川城北を繞り、深澤川城東を過ぎ、共に斷崖を成す。城形東西三町乃至四五町、南北八町、數郭に分つ。乃ち天然の形勝を占めたる要害である。民政の弟、北條氏邦兵三千三百人を以て、之を守り、屬城日尾、田野、根小屋、虎ヶ岡等と共に、相呼應して、警備を嚴にし、北

寄手の配

陸兵の來るを待ち受けた。寄手は約三萬人、赤濱及び小前田方向より來りて、城を圍んだ。城南追手には降將難波田憲次、大道寺直重を嚮導として、上杉景勝之に向ひ、城東の搦手には降將大道寺政繁、金子家基を嚮導として、前田利家父子之に向ひ、城北の寄居口には、眞田昌幸父子、降將木呂子友則、山田直安を嚮導として、之に向うた。

城兵善戰

前田隊は高地より城の外郭を下瞰し、眞田隊は川を隔て、銃火を發し、上杉隊亦た城門に薄つたが、城兵は單に防守するのみならず、屢々出撃して、寄手を苦しめた。

攻撃援軍

六月初旬には、秀吉の嚴厲なる催告に促がされ、淺野長政、木村重茲、山崎片家、岡本良勝、及び徳川の部將本多忠勝等、川越方向より來り、城の東南に陣し、兵約五萬に上つた。然も城兵は毫も屈する色なかつた。此の攻圍中、六月五日、秀吉は利家、長政兩人を、小田原に招致した。此れは同日伊達政宗が、小田原に來たからであつたが、兩人はやがて鉢形に還つた。利家と長政とは、曩に政宗を勸めて、小田

藤田信吉の勸降

原に來らした關係の爲めに。

鉢形城は大兵に圍まれ、荏苒日を涉り、後詰の味方もなく、兵糧も既に乏しくなつた。此に於て上杉の部將藤田信吉は、使を城中に遣り、氏邦に降を勸めた。信吉は前鉢形城主藤田康邦（管領山内上杉氏の部將）の第二子であつた。而して去つて越後に赴き、景勝に仕へた。氏邦は康邦の後を、北條家より入りて相續した。乃ち此の緣故を辿りて、氏邦の意を動かさんと試みた。彼は舊領安堵す可しとの保障を與へた。されど氏邦は寧ろ士卒に代りて、切腹せんとした。然も同城にある沼田城代猪俣範直等、頻りに降を勸めたから、氏邦も其の言に任せた。信吉は之を景勝、利家に告げ、氏邦以下士卒の死を宥めた。

開城

六月十四日、氏邦城を開らき正龍寺に入り、削髮した。寄手は城を收め、盡く其の士卒を放つた。日尾以下の屬城も悉く降つた。景勝、利家等は、大道寺政繁以下を伴ひ、捷を小田原に獻げた。徳川の部將本多忠勝、平岩親吉、鳥井元忠、松平康貞等は、相模に向ひ、淺野長政、木村重茲、眞田昌幸、前田利長等は、姑らく鉢形に駐屯し

藤田の手配り

天正十八年景勝武州の鉢形城攻の時、五月二十一日の夜、藤田能登守信吉(後重信)軍番に當り、奈摩の山より十五六町隔り、鉢形の道筋に大なる森あり。此茂みを形とり、人數を隠す。雜人を除きて馬上の備長柄は胴勢に配りて足輕計りを用ひ、以上五段に備を分ち、一三十五の手数と定め、旗を指さずして袖印を着け、士大將は馬駿を腰指に用ひ、敵の備の眞中へ横筋違に乗入るべしと定められ、味方の一備は右に進みて圓なり、今一備は敵の二の手へ無二無三に斬掛れと、左に寄り控へてける。又二の備は押廻し敵の胴勢を切崩せ、一備は必ず以て動かずして、鉢形衆の襲ひ來るを待處に、氏邦扨從上りの中村右衛門に、松村豊前と云ふ老功の侍を差添て、五十騎の一の手は歩者を相交へず、二の見は七十騎の備、三の手胴勢と指續き、其夜中に上杉家の陣場近くまで相働く、其虛に乗じて一手段と申定る評議なりしが、何とかして其夜の明方彼森より四五町此方まで押來り、其所に備を立て、松村唯一騎此森を氣遣ひけるにや、物見に來る體に見えて、半をも過ぎずして返し、采幣を陰に振りて、人數を引上げ乍ら、其身も馬を逸足に乗て歸る。藤田是を見て、自身一の軍を將ひて進

島津勢の加勢

て是を追ふ。甘粕備後は其二の見にて、備を軽く押出す。赤北衆は三頭三尾離合衆散の變を含みて備へ、靜に九折つしやぎに押す。然るに島津左京亮、藤田相番たる故、手前の人數を少々引連れ、見物乍ら此場へ來り、藤田と一所に居たりしが、島津内の麻瀬と云ふ歩者飛足を申立たる若者あり、島津是に申付けて松村を追掛さす。松村が逸物の馬に、三町の内にて追詰突落し首を取る。味方愈々競ひ、森より十町餘追ひ、雜兵共に七十九級を撃取る。敵前廉の氣勢も無く、松村が振揚し采幣を見乍ら、松村を待ち付けず八方へ逃散る。夏目舍人も敵を一騎突落して、我内の茂右衛門と云ふ悍者に首を取せ候故、敵は二度乍ら逆撃に討たる、利家の陣へは五度乗込内四度敵利を得たり。利家衆同士討たざも在り、五度目には軍法を正されけるが、敵を逆撃にして大に勝利なり。其後は敵働き來らず候。〔管窺武鑑〕

〔三七〕 八王子城の陥落

上杉前田

景勝、利家等は六月十七日小田原に詣り、秀吉に謁したが、秀吉は豫期程に其の

功を賞せ 戦功を賞美せなかつた。其の夜秀吉は、其の左右に告げて曰く、彼等は既に數城を徇へ略したが、毎に招降のみを事として、毫も敵を畏服せしむる所がない。此れが予の慚らざる所だと、景勝、利家之を聞き、頗る悟る所あり、相約して八王子城に向ひ、前過を償はんとした。

秀吉は調略屋

元來秀吉は調略屋である。其の寛を用ふる場合には、恒に寛を用ひた、然も彼は猛を用ふる場合を忘れなかつた。關東に向つて、秀吉の威風を振ふには、恰も九州役に於て、岩石城を屠りたる如く、ざる場合を必要としたのであらう。今や八王子城は、其の標的となつた。

八王子城と其守將

抑々八王子城は、武藏國多摩郡にあり、甲州街道の要衝に當り、西に小佛峠の險を扼し、北條氏政の弟、氏照の居城であるが、當人は即今小田原にありて、其の部將横地吉信、本丸を、中山家範、中ノ丸を、狩野一菴、三ノ丸を、金子家重、金子丸を、近藤助實、山下曲輪を守つた。

早朝の進撃

六月二十二日、景勝、利家、上武二州の降人を嚮導とし、兵一萬五千を以て、横山驛

に抵り、夜半進發し、二十三日未明、街口を破り、悉く番兵を殺し、大道寺の兵は山下曲輪に、上杉隊は城東追手に、前田隊は城北搦手に逼つた。此の日は大霧にて、咫尺を辨せず、城兵は毫も寄手の近づくを知らなかつたが、其の銃聲を聞き、配備に就き、近藤助實衆を勵まし、奮闘して死し、山下曲輪は遂に陥つた。

金子丸中ノ丸攻撃

午前八時頃、前田隊の先鋒山崎長鏡、金子丸を破り、金子家重を殪し、長連龍、奥村永福の兵と共に、中ノ丸に逼つた。中山家範は精兵三百餘を以て、防戦最も力め、數々突出して、寄手を撃退した。

三ノ丸攻撃

上杉隊の先鋒藤田信吉等は、東方の溪間より進み、三ノ丸を攻撃した。狩野一菴善く禦ぎ戦うたが、上杉の部將甘糟清長等、其の背後に出で、火を上風に放つた。城兵狼狽潰敗し、一菴は戦死した。信吉、清長等本丸に肉薄した。横地吉信は死士二百許を率ゐ、門を開きて出撃し、一たび之を撃退したが、既に寄手の抜く所となつた。吉信は遁走したが、後土寇に殺された。

中山家範の最期

悲壯なるは中山家範の最期だ。彼は本丸既に陥るも、尚ほ中ノ丸を守り、力戰屈

中山の妻

せず、僅に左右十餘人を剩した。利家は之を見て、降人に誰か彼の知音はなき乎と問うた。金子紀伊守、小岩井雅樂助、何れも多年の朋友なる由申し出づ。されば速かに彼を諭し降らせよと命じ、兩人は馳せて之に赴いたが、門閉ぢて入るを得ず、強ひて門の脇を破りて入り來れば、中山の妻朱になりて、半死半生の態であつた。彼は其の夫家範が一男助六の妻と、幼兒二人を刺殺し、切腹した旨を告げ、自からも同じ道にと自害したが、未だ緯切れ候はずと答へた。兩人は實は助命の爲めに來つたが、少しく遅れて残念した、せめて御身にても生存して、菩提を弔ひ給へと云うたが、中山の妻は、扱は御邊等は寄手に降參せし乎。日頃の約束違へず、共に死せんと來給ふならむと推測りて、嬉しかりしが、左る不義の人人には、言かはすさへ穢はしとて、懷劍を口に啣んで、打俯になつて死した。家範年四十三、其の遺子兩人（昭守、信吉）は、他日徳川家康の士となつた。

陷落

此の如くして八王子城は、午後四時頃全く陷落した。寄手の馘りたる首一千餘級、景勝、利家は首級及び俘虜二百餘人を、小田原に使はした。秀吉は大いに悦び、

津久井城
攻陷

二十五日其の俘獲を、小田原城兵に示した。

徳川の部將本多忠勝は、一萬一千餘の兵を率ゐ、六月下旬、相模津久井城を攻め、之を下し、小田原に還つた。今や關東を大觀すれば、小田原以外、只だ忍城を剩すのみであつた。吾人は姑らく忍城の事を叙し、而して後小田原に及ぶであらう。

【三八】 忍城の攻撃（一）

最後迄殘
れる忍城

秀吉は小田原城を攻圍しつゝ、宛も蟹の脚を拗ぐ如く、關東に散在したる諸城寨を徇へしめた。而して忍城は、實に小田原落城の後迄も、尙ほ踏み保へた一であつた。今其の顛末を語るに際して、少しく前置の叙述を要する。

秀吉の攻
略命令

秀吉は五月二十七日、石田三成、大谷吉繼、長束正家等に命じ、佐竹義宣、宇都宮國綱、結城晴朝、水谷勝俊、多賀谷重經、佐野了伯等、關東新附の諸將を率ゐ、館林及び

忍城を攻略せしめた。

佐野了伯

抑々佐野了伯は、下野佐野の城主、宗綱の弟であつた。天正十三年宗綱の死後、彼は佐竹の族子を養はんと主張したるに、老臣大貫武重は之を排し、北條氏政の弟、氏忠を迎へ立てたから、彼は京都に出奔した。されば秀吉の東征に際し、其の命を承け、常陸及び兩總の諸豪に檄し、秀吉に應せしめ、尋で下野に還り、舊臣を糾合し、四月中旬、佐野城を取つた。氏忠は當時小田原在陣中であつたが、武重は敗れて自殺した。

結城晴朝

結城晴朝は、曩きに秀吉に通じ、請うて其の子秀康を嗣となす可く約した。上方勢の關東諸城を攻略するを聞くや、五月多賀谷重經と兵を合せ、下野に入り、小山、榎本の兩城を抜き、二十四日共に小田原に赴き、秀吉に謁した。

佐竹義宣

佐竹義宣も、既に秀吉に通じて居たが、了伯の檄至るに及び、兵を下野に出し、四月二十二日、壬生、鹿沼の二城を攻めて、之を取つた。尋で宇都宮國綱を誘ひて、小田原に抵り、石田三成、増田長盛に就き、五月廿七日秀吉に謁した。

秀吉は以上の諸將をして、石田三成等と協戮せしめた。

館林城

館林城は北條氏規の屬城で、上州東部の重鎮だ。其の地は武總野の三州、及び利根、渡良瀬二川の間に介在し、城沼を以て、直に城濠と爲し、城代南條因幡守等五千餘人にて、之を守つた。

館林攻陥

石田等の隊は、下野に入り、六月初旬、佐野を發し、早川さか田たの渡を經、城を圍み、石田隊―佐竹兵を含む―七千餘人は、城西追手口に、大谷隊―宇都宮兵を含む―五千六百餘人は、城北か加ま法師し口に、長束隊―結城、水谷、多賀谷、佐野の兵を含む―六千八百餘人は、城東搦手下外張口に向うて陣し、北條氏勝をして、降を諭さしめたが、城兵之に従ひ、開城した。此に於て三成等は、六月四日、館林を發し、其の降兵若干を嚮導とし、川股の渡を經て、忍城に向うた。

忍城と留守將士

忍は武藏埼玉郡の北部に在り、殆んど模範的平城で、關東七名城の一だ。(山城には、佐野、金山、太田。平城には、厩橋、宇都宮、川越、忍。)東を首とし、西を尾とし、内郭、外曲輪とも、池沼或は深田を以て固めとなす。城主成田氏長は、小田原に在り、城代成田

秦季、子長親及び正木丹波守、酒卷靱負尉等留守した。

籠城の方略

寄手は館林を降し、來り逼らんとするを聞き、氏長の妻太田氏一三樂の女一老臣等を會して、防禦の方略を講じ、糧食、其の他の軍需品を蓄へ、百姓、町人、坊主、神主の類に至る迄、悉く入城せしめ、其の配備を定め、士卒二千六百餘人、緩急互に援助せしめ、戰況利あれば法螺貝を吹き、不利なるときは鐘を鳴らして合圖とし、又た婦女童子千百餘人をして、旗を樹て、鼓を撾ち、大兵に擬せしめ、又糧食、彈藥等を運搬せしめた。乃ち其の覺悟は、決して尋常ではなかつた。

寄手の配

却説、寄手は西北部皿尾口には、中江直澄、多賀谷重經、佐野了伯等五千餘人。東北部長野口、及び北部北谷口には、長束正家、結城晴朝、水谷勝俊等四千六百人。東南部佐間口には、大谷吉繼、宇都宮國綱、南條因幡守等六千五百人。南部下忍口、及び西南部大宮口には、佐竹義宣、北條氏勝等五千餘人。東南埼玉村には、石田三成二千餘人。合計二萬三千餘人。五日黎明、先づ佐間、下忍、長野の三面より攻撃を開始した。然も道路狹隘、其の左右は水田、沼澤多く、進退に頗る困難であつた。城兵は

攻撃開始

敵の近くを待ち受けて、之を射撃して、其の隊伍を亂した。而して寄手の進みかねたるを見濟して、城内より突出し、之を撃退した。

攻撃第二日

六日三成は、下忍口の兵を指揮し、筏を沼中に泛べて攻撃し、佐間口の寄手亦た、策應して進み攻めたが、共に利あらずして兵を收めた。

【三九】 忍城の攻撃(二)

水攻の計略

忍城の要害は、案外に堅固であつた。城兵の防備は、案外に周到であつた。されば石田三成は、到底力づくにて攻略するの不利なるを見、六月七日、丸墓山に上り、遙に城郭を望み、其の地形が水攻に便なるを認め、堤を城外に築き、利根川、及び荒川の水を導かんと欲し、附近村落に令し、晝は一人に米一升と錢六十文、夜は一升と百文の賃銀にて、工夫を募り、九日の夜、熊谷堤附近一鎌塚村一より起工

築隄

し、十四日正午過に至り、竣工した。

其の堤は丸墓山を起點とし、南するものは埼玉、樋上、堤根の三村を過ぎ、袋村の北方にて西北に折れ、鎌塚、門井、棚田、太井、戸出、平戸の諸村より、熊谷附近、荒川の左岸に畢り。北するものは、長野、小見、白川戸の諸村より、利根川の右岸に至つた。此の如く忍城を中心として、遠きは一里、近きも數町に、不整なる弧形を書いた。其の長さは約三里半、高さ一間乃至二間、幅は基脚に於て六間であつた。(日本戦史、小田原役)

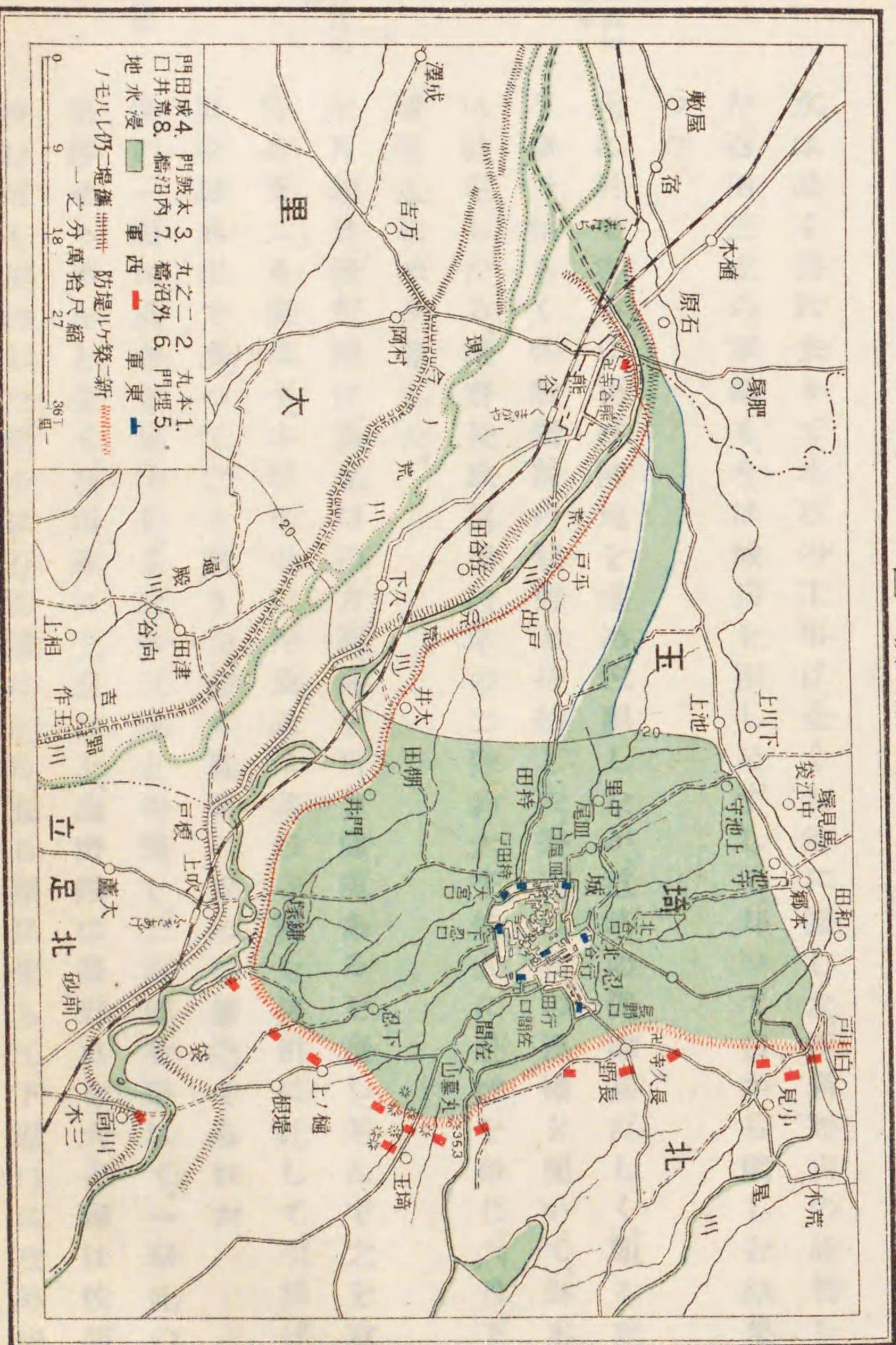
水隄中に満つ

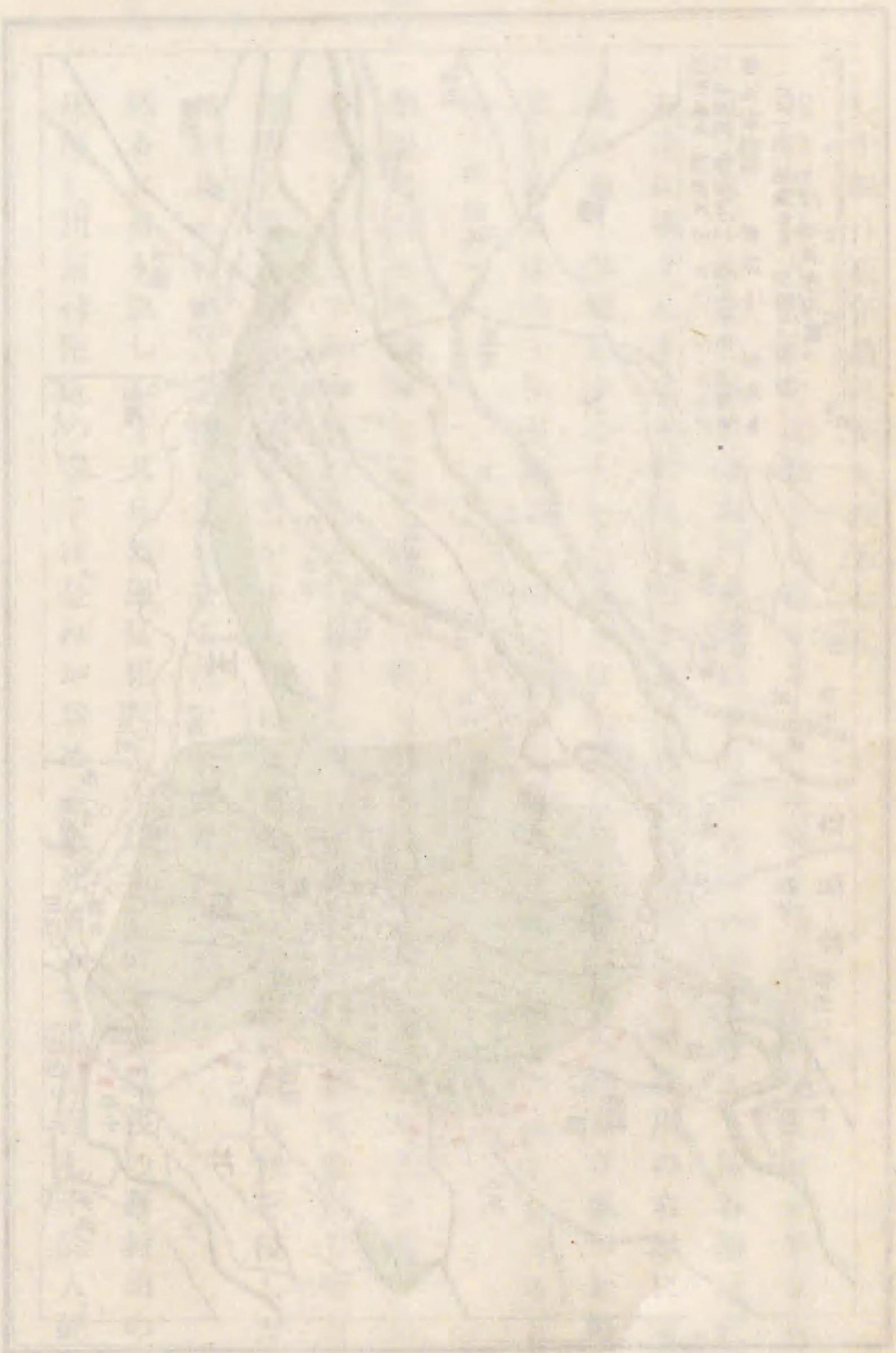
築隄の成るや、諸隊を遠く隄後に移し、利根川の右岸を決して、水を導いたが、水勢乏しくして、其の目的を達し得なかつた。因て石原村に於て、荒川を堰き止め、左岸の隄を決して注いだが、十六日に至りて、水は隄中に満ち、城を浸したが、是れが爲めに城兵を困しましむる迄に及ばなかつた。

隄決潰

然るに折り悪しく、十八日烈風猛雨にて、午後十二時頃、袋、堤根の兩村間の隄防決潰し、川面村附近の寄手は、是れが爲めに溺死するもの二百七十餘人、隄内の

忍城戰圖





水は盡く漏れ去りて、水攻の工事は、全く無益に歸した。折角秀吉の故智を襲うた、石田三成の軍略も、今は城兵を困しめずして、却つて自から困しむ結果となつた。

淺野眞田の援軍

此に於て寄手は再び陣地を進め、包圍したが、道路の泥濘甚だしく、頗る攻撃に不便で、姑らく休戦對峙の状態を持續した。秀吉は其の模様を聞いて、鉢形附近に駐屯したる、淺野長政、眞田昌幸の二隊、約六千餘人に赴援を命じ、六月下旬、忍城附近に來り會した。

淺野隊の攻撃

七月朔日、淺野隊は、皿尾口の方面、乗ず可き虚隙あるを察し、進んで之を攻めた。守兵支ふる能はず、本城に退いた。長政は其の守備を眞田に託して、引揚げたが、同夜城兵出で來つて之を襲うた。却て眞田の爲めに撃退せられた。

總攻撃

此の一戦に機會を見出し、長政は三成と相議し、三面總攻撃にて、一舉此の城を陥落せしめんと企て、石田隊は下忍口を、淺野隊は長野口を、大谷隊は佐間口を攻む可く相約した。然るに石田隊は、七月五日期に先ちて、下忍口に攻め掛つた。

長野口突撃

守將酒卷靱負尉、警鐘を亂打して、援兵を集め、壁に據りて、極力防禦したから、石田隊の死者三百、傷者八百を出し、遂に其志を得ずして、退却を餘儀なくした。淺野長政は、遙かに吶喊の聲の西南に起るを聞き、扱ては三成、約に負き、脱け驅けの手柄を爲さんとしたかと憤り、直ちに長野口の外張に攻め寄せた。長束隊も亦た之に應じ、水田を踰え、城兵の背後に出で、之を挾撃した。守兵潰走し、二隊追躡して行田門に逼つたが、守將島田出羽守、遊軍今村佐渡守等、兵二百餘を率ゐ、突出して敗兵を收め、奮鬪力戦した。佐間口の守將正木丹波守急を聞き、精兵五十を率ゐ、出で、寄手の側背に逼り、吶喊攻撃したから、二隊も亦、餘儀なく兵を長野口に收めた。此際二隊の死傷六百餘と云へば、可なりの激戦であつた。又大谷隊は、行田口の戦鬪なるを聞き、進んで佐間口を攻めたが、城兵善く防ぎ、而して守將正木丹波守、行田口の敵を敗りて回り來り、遂に之を撃退した。

開城

此の如く忍城は、其の城主の留守に係らず、寡兵を以て大敵に抗し、北條家の本城小田原の開城後迄も、尙ほ堅守して降らなかつたが、城主成田氏長、秀吉の命

つた。により、其の士松岡石見を遣し、城代以下を諭して開城せしめたから、彼等も之に従ひ、七月十六日、此の城を致した。是れにて關東諸城は、悉く秀吉方の物となつた。

忍城水攻

忍城持口の守禦

成田夫人の勇氣

攻守人數

忍城中持口の外、所々堀の内、に十五歳以下の童等に旗を添へ、百姓少々を雜へ、大勢之有る勢ひを敵兵に見せしむ、各太鼓を預け、若し敵兵持口の外に攻來らば、急に太鼓を打べき由評定下知あり。其外籠城の女童等、毎日三箇度飯を煮て、所々の持口に持運ぶ。城主成田氏長の室女(太田氏)甚だ智謀ありて勇氣丈夫に越ゆ、敵兵若し城中に攻入らば、一合戦致すべきの旨用意ありて相待ち、且つ城内要害堅固ならざる處に、下知を爲して堀を掘らしむ。婦人はを營む故に斧堀と謂ふ。凡城下の侍七十九人、足輕四百廿人、百姓、町人、寺法師、雜兵以下、所々持口の人數、都合二千六百二十七人、十五歳以下の童部等千百十三人、男女都合三千七百四十餘人、楯籠る。寄手總人數二萬三千百餘騎、城を圍む。此城四方に大沼を抱へ、道窄く左右深田にして、大勢の進退自由ならず、細道を順に進み攻戦ふの間、寄手に手負死人甚多し。城中兼日約を定め

石田水攻の計

何れの持口たりとも、味方打勝たば貝を吹立つべし、最も螺太鼓鐘等の數毎日之れを評定す。若し鐘の音を聞かば、他の持口より互に助合ふべしと議定す。要害甚堅固なる間、急に攻落すべきとも見えす。

六月七日石田治部少輔近習の侍六七騎引率して陣所を出、小山(丸墓山)に登り、忍城を熟覽し、則諸將を招て曰、今城中の體を見るに、兵糧玉藥澤山にして、究竟の要害也、故に大勢を以て攻ると雖も、中々急に落城すべきとも見えす、唯今迄關東の諸城輒く攻落す事、或は要害淺間にして防戦せず、或は寄手の大勢に恐れて降を乞ふ、今此城能く防ぐと雖も、地低くして水攻に便あり、所詮堤を築き利根荒川を切懸て水攻に致すべき乎と云々、皆此儀然るべしと同心す。爰に於て近郷隣里に相觸て男女兒童に依らず、忍城外に來り、土を運び堤を築く者には米錢を賜ふべしと云々。之に依て近郷の農人商夫兒童等數萬人相集る、晝は一人に米壹升、永樂錢六十文、夜は同く米一升、永樂錢百文宛を授く。熊ヶ谷堤の際より築初め吹上、鶴岡、前綱、三ッ木、箕田、川頼、堤根、樋上、渡柳、埼玉、持田、長野、小見、白川戸、和田、上池守、下池守、土手、大井、棚田、久下、柳賣、新田等忍の城邊都合廿五郷行程三里半ノ所、數千間高サ一間或は二間敷六間に堤を築しめ、利根荒川を切掛け水攻にせんと、夜を以て日に次で其功を遂んとす。城中には中々水難の患なき故あるを以て、却て人夫を出し、其價を取しめ、米穀を城内に買入る、奉行人は是を見咎て、石田に告て曰、城中より出る所の人夫一一召捕て之を

堤の延長

城中安心

討すべしと、石田曰、是は城兵田舎心の淺略より水攻の徳大にして、頓て溺死せんも辨へず、米錢を食り取入爲に下卒を人天に混亂し出すと見えたり、最も捕て斬捨んこと輒かるべし、然る時は他の人夫是に驚怖して群り來らざる時は、即功に妨有るべし、唯堤の成就を急ぐべしと、下知しけると也。〔忍城戦記〕

第七章 小田原城攻守の中期

【四〇】 持久的攻守

秀吉小早川に計を問ふ

話は再び小田原城包圍に返る。扱も秀吉は大軍にて、小田原城を取り捲く月餘に及ぶも、容易に陥落の見込立たざれば、當時清洲城を守りたる小早川隆景を招き、其策を問うた。秀吉は當分上方に引き返し、家康及び秀次に、後事を託する積りであつた。併し隆景は、斯くては諸軍の銳氣を摧き、弓矢の惰りを來すであらう。寧ろ思ひ切りて長陣の計をなし給へ。親にて候元就が、尼子義久と對陣の際にも、小歌踊能囃にて、長陣を張り、敵を退屈せしめ、遂ひに調略にて、敵に打克つたと云うた。秀吉は之を嘉納した。〔關八州古戦録〕

秀吉隆景同一説

秀吉が果して上方に一兩月も立ち返り、再び下向する考へであつたか、否かは、分明でない。併し小牧山對陣の時も、秀吉は屢々往來した。或は此回もさる考へ

が出て來たかも知れぬ。そは何れにせよ、隆景の持久説には、秀吉も共鳴したに相違ない。此れは秀吉の素見を、隆景が裏書したのも同様だ。

小田原歎
樂郷とな

此に於てか小田原は、一箇の歡樂郷に變じた。

然ば小田原總構攻寄るの人数は扱置き、後陣は山野に寸土尺地のすきまもなく、嶺を登り谷を下りて、軍勢充滿たる事、其限り知られず。往還の道は、馬の足音、物具の音、十二時中鳴り止む事なし。兵糧米運送する事、西海の大船小船幾千艘共數しらず。是故に陣中豊かなり。東西南北に小路を割り、大名衆、陣構へには、廣大なる屋形作りし書院、數寄屋を立庭に松竹草花を植、さて又陣屋毎の四壁には、野菜の爲とて、瓜、茄子、大角豆、杯植おき、町人は小屋をかけ、諸國の津々、浦々の名物を持來て、賣買市をなす。或は見世棚を構へ、唐土、高麗の珍物、京、堺の絹布を賣るもあり。或は五穀、鹽肴、干物を積み重ね、生魚を束ね置き、何にても賣買せずと云ふ事なし。京、田舎の遊女は小屋をかけおき、色めきあへり。其外、海道の側に茶屋、旅籠屋有て、陣中まづしき事なしと云ふ。〔北條五代記〕

諸將に妻
しむ

事實は恐らくは、是れ以上であつたらう。秀吉は諸將に、其の女房共を招致するを勧誘したのみならず、自からも亦た、其の妾淺井氏——所謂る淀君——を招致した。

秀吉自ら
淀君を呼

各々へも申觸れ、大名共に、女房を呼ばせ、小田原に有附候へと、申觸、右とらう斯の如くに、長陣を申付候まゝ、其爲めに、淀の物（所謂る淀君）を呼び候はん間、そもじよりも、彌よ申つかはせ候て、前廉に、用意をいたさせ候べく候。そもじに續き候ては、淀の物、我等の氣に合候様に、細かに使はれ候まゝ、心易く召し寄候よし、淀へもそもじより申やり、人を遣はせ候べく候。

秀吉の心
意氣

此れは四月十三日附にて、秀吉が其の夫人北政所に答へたる書翰の一節だ。されば秀吉は、隆景の意見を待つ迄もなく、長陣の覺悟であつたらしく思はるゝ。而して彼の心意氣は、同書翰中に、

小田原二三ぢうに取捲き、堀、塀二重つけ、一人も敵出し候はず候。特に坂東八國の者共、籠り候間、小田原を干殺に致候へば、奥州迄隙明候間、満足申すに及ばず候。日本三分一程候まゝ、此時かたくなを取り候ても、申付、行々迄も天下

の御爲め、よき様に致候はんまゝ、この度手柄の程を振ひ、長陣を致し、兵糧、又は金銀をも出し、のちさき名の残り候様に致候て、凱陣可申間、其心得あるべく候。

との一節にて、想像が出来る。

小田原城
中持久の計

彼は小田原城下に、一年を暮らしても、其の目的を果さんとした。而して小田原城中に於ても亦た、之に對して持久の計を爲た。

晝は碁、將碁、双六を打て、遊ぶ所もあり。酒宴遊舞をなすもあり。爐を構へて、朋友と數寄に氣味を慰なぐさめあり。詩歌を吟じ、連歌をなし、音しづかなる所もあり。笛鼓をうちならし、亂舞に興ずる陣所もあり。然ば一生涯を送るとも、かつて退屈の氣有べからず。

市場の繁華

扱又松原大明神の宮の前、通町十町程は、毎日市立て、七座の棚を構へ、與力する物、手買ふりうりとして、百の賣物に千の買物有て群集す。

氏直公高札を立給ひぬ。萬民年中計の糧兵支度すべし。餘る所、是有において

根氣較べ

は、市にて賣べし。來春に至ては、民百姓にことごとく御扶持下さるべしと云。是によつて、二年三年の支度有者は、五穀を市へ取出して賣り、持たざるものは、珍財に代へて用意をなす。米穀積備たるゆゑ、萬民に至るまで、城中乏しき事なく、何に付ても、悲しき思ひなし。〔北條五代記〕

斯く双方共に持久の準備、毫髮遺憾なき程であれば、此上は寧ろ根氣較べの他はなけむ。北條氏の籠城も、隨分念の入つたるものであつた。

〔四一〕 寄手彌々振ふ

秀吉北條の裏を搔く

實を云へば秀吉は、北條方の裏を搔いたのちや、幾回か逸を以て、客兵を堅城の下に疲罷せしめ、最後の勝を制したる北條氏は、重ねて之を秀吉に試みんとした。然も秀吉は、其の意表に出でた。北條方は上方勢が懸軍長驅、兵糧に

窮するを豫期した。然も秀吉の帷中には其人あり、兵站の用意は、實に周到であつた。

兵站の用意

伊奈熊藏忠政御前(家康の)へ出しとき、此度去年より御領中の米豆貯ふべき命ありしゆゑ、重ねて用意し、沼津まで運輸し置ぬ。この地(小田原)に來つて承はれば、山中の價も、江尻、沼津と同じ様なり。さればはるばる運費をかけんよりはと存じ、この地の米を買求めぬ。かほど合點のゆかぬ儀は侍らずと申す。君(家康)こは長束大藏政家がする事なれ、大藏はさして武功はなきが、萬事に才幹あるものゆゑ、秀吉が意にかなひ、追々拔擢せられ、一城の主にも成たれ。

〔徳川實記〕

兵糧頗る豊富

小田原及び箱根山中の米價をして、江尻、沼津の米價と同一ならしむる程に、米を輸送し、蓄積したるを見れば、上方勢が兵糧に困ると云ふ心配は、全く是れあるまじき事だ。

屈托不能

然らば長陣の屈托を待つ可き乎、否々、此れは既掲の通りである。眼前小田原城

下に、歡樂郷を現出したるに於ては、屈托せんとするも不可能の事だ。

五月雨は日をかさね、止もやらず。總陣何共なう困れ果たるやうに、秀吉ほの聞給うて、早歌をうたひ、踊りをかけ引つくし給ひしかば、上下の氣うさやかに新しく成て、幾年を経る共、いかでか勞せんやと、此處も彼處ものしり出にけり。或時は數寄屋を、あらましう圍ひなし、橋立の御壺、玉堂の御茶入をかざり、家康卿を請じ入、相客に細川玄旨齋、由己法橋、利休居士。或時は信雄卿忠興、氏郷、景勝、羽柴下總守などに、前波半入を加へ、御茶を賜りしが、十六七歳、二十計なる青女房に、給仕をさせ、種々の名酒を以て、數興をつくし。右の若きばらに杓をとらせつゝ、小歌を所望せよかすと宣ひしを、幸に半入さし出、一節望み侍りしに、聲麗しく謠ひ出しかば、満座一入浮きやかに、長陣の勞を奪はれたるやうに、われからなく見えしを、殿下見給ひ立て躍れよと仰しかば、四五人立つゝ、手して躍り侍りければ、金の扇の匂ひいとけやけきを、十本計取出したび給へば、一入其しな彌増座中薫じ渡り。とんとろく、とろるな

陣中歡興

るかまも、とろなる釜も、湯がたぎる、たぎるやたぎる。とうたひしが、御釜の蓋も、わきかへり、拍子を合するやうになん有し。寔に自然なるべしや。

〔甫菴太閤記〕

群衆心理
指導の達人

秀吉は實に人心操縦術の妙手であつた。群衆心理指導の達人であつた。如何に城中にて寄手の屈托を期待するも、人心を倦まざらしめ、人心を新たにするの技倆にかけては、古今無類の名優だ。秀吉を對手としては、屈托杯は、到底出來ない相談だ。甫菴が「群疑を静め、諸勢を慰め、浮やかにし給ひし才には、中々信長公も及まじきか。」との言は、寔に適評だ。群疑を静めとは、家康、信雄、城中内通の風説を意味する事だ。

城中先づ
屈托

喧嘩も對手を見て、其の手段を擇ばねばならぬ。如何に籠城が、北條の十八番でも、秀吉にかけては、恰も其の長技に衝著したのだ。乃ち寄手が屈托せざる前に、彼等自から屈托し始めた。今更試みに六月附にて、小田原陣なる榊原康政より、肥後熊本なる加藤清正に答へたる、書中の一節を擧ぐれば、

寄手の盛
況

海上三萬餘、漕浮時者海上俄に陸地に成るかと思へ渡候。又陸地之御陣取、從虎口除後陣迄者、厚さ廿四五町、其薄き所は、十七八町、早川湊より東南之洛まで、寸地尺地之無隙間、御圍候。去程に旒旗、差物、色々様々、翻風有様、吉野龍田の花紅葉も、喩之非物之數、其繁き事は、稻麻竹葦之喩も、猶難及候。敵味方鐵砲之音、晝夜片時も、無鳴止間、數を揃、打込時は、百千之雷、同時に鳴落歟と被疑。上者有頂、下者那羅俱之底迄も、鳴響歟と驚、敵味方消肝候。城中之者共、殊に女童部、左社啼悲と令推量、哀に候。

如上の記事にて、如何に城中を威嚇しつゝあるか、想ひやらるゝ。

秀吉陣城
の状況

上様(秀吉)御陣は西之高山(石垣山)之頂上に、十丈餘累石を築、箱根山連穿雲、敵城直下被爲御覽候。御屋形造様之廣大成有様、凡聚樂、大坂に難劣相見え候。其外一手々々構陣城、天守、矢倉、白壁、耀天、陣屋、悉塗籠、小路、割堅横陣所は大將之意樂々と相見え候。或は魚鱗、或は鶴翼、依山川之地形、鳥雲に取之候。如何成強敵も、可敗之共不覺候。高廣として大成屋形も有之、細少にて奇麗成

屋形も有之、植松竹有草花、好野菜茄子、大角豆、蕪等、作所有之、總而色々植木書院數寄屋、驚目候。大道は東西互に十騎廿騎往復之、馬足音、物具の聲、十二時中無鳴止候。

商人の集

又日本國より商人集來と見え、唐土、高麗の珍物、京堺の絹布、一として無不賣買、京田舎之遊女、列軒掛小屋、戸前成市、扱又御兵糧は千石、二千石の大船一萬餘艘、運送而無絶間之條、陣中一日も不得貧事候。然則於御陣中、送生涯とも、可有退屈共不覺候。因茲彌勵勇氣者也。

北條先づ根氣較べに負く

此れは其の文字が、何となく北條五代記と似通うたる點がある。(參照本篇、四〇、持久的攻守) 古今消息集、武家事紀等、何れも康政が清正に答へたる書として、出で、居るが、果して然る乎、否乎は姑らく措き、小田原攻圍軍の狀態は、正しく此の通りであつたと思はる。乃ち一生涯を、此の城下に送りても、退屈を覺えずとの氣前なれば、城中が自から退屈し初めたのも、餘儀なき次第だ。此の如くして北條方は、先づ根氣較べに負けた。

【四二】堀秀政の死

秀政病死

小田原攻圍中、秀吉に取りて、不慮の大打撃は、五月二十七日、早川口に於て、堀秀政の病死である。彼は當時小田原城南部攻撃軍の總將であつた。彼は僅に三八歳の働き盛りであつた。然も其の聲望は、秀吉の諸將に冠絶した。秀吉は北條征服、關東、奥羽平定後は、窃に彼を此の方面の雄鎮に擬して居た。老人雜話、惟ふに此際に此人を亡うたのは、秀吉に取りて、一大不幸であつた。

秀政の出身

彼は當時に於て、名人左衛門と呼ばれ、天下の指南としても、越度あるまじき人と稱せられた。藩翰譜、彼は美濃出身にて、其の父秀重は、齋藤家の士であつた。秀政は實に信長に見出され、信長に仕立てられ、秀吉に依て大成した。

信長に仕

彼の伯父に向宗の坊主があつた。信長は放鷹の際、恒に其亭に休憩した。或時僧は其の姪二人を信長に推薦した。一人は秀重の子久太郎、他は秀重弟の子三介だ。彼等兩人は、一人出世すべき者あらば、他の一人は其の家人となる約束を

した。久太郎秀政は、其の夙成、俊敏の資にて、乍ち信長に信寵せられた。此に於て三介は、退いて秀政の家人となり、秀政に後顧の憂なからしめた。所謂る監物直政とは、三介の事だ。〔武家事紀〕

秀政累進

秀政は其の智勇の働きによりて、信長より近江長濱の城主とせられた。秀吉の毛利氏と和して、光秀と雌雄を決す可く、東歸するに際し、主として之を贊助したのは、彼と黒田孝高とであつた。されば天正十一年には、秀吉より佐和山城を與へられ、諸將に先ちて、羽柴の姓を許され、左衛門督とせられた。而して天正十三年には、越前國を賜ひ、北莊に移り、廿九萬八千五百石を食んだ。其の中にて自ら領したのは、十八萬八千五百石で、與力たる村上義明六萬六千石、溝口秀勝四萬四千石で、彼は四位の侍從に叙せられた。乃ち其の累進の迅速なる、殆ど他に比類がなかつた。

秀政出世の迅速

九州陣の際にも、秀政は重用せられ、曾て秀政を其の家に寄食せしめたる、蒲生氏郷の如きも、彼の下知を聞かねばならぬ仕儀となつた。されば氏郷は之を憤

慨して、自殺せん乎、遁世せん乎と煩悶したが、恰も岩石城攻撃の好機に投じ、氏郷は必死を分として、殊勳を奏したと云ふ説もある。〔武家事紀〕その當否は、問題外として、秀政が諸將に抽んで、秀吉より、大處に大用せられたる事實は、一點の疑がない。

秀政の儉素

彼は如何なる人物であつた乎。今ま其の片鱗を示せば、北莊城修築の際、其の弟多賀出雲守の措置宜しきを得ぬとて、痛く之を詰責した。多賀は之を口惜しき事に思ひ、その翌朝仕を致して北莊を去つた。秀政は之を聞き、途中不便多からんとて、人を馳せて、黄金十枚を餞けとした。而して其の黄金を包みたる紙を、一枚毎に、自から皺をのして箱に納めつゝ、其の近侍に語りて曰く、凡そ財は用ふ可きに當りては、十枚の黄金も愛しむに足らず、無用の事ならんには、此紙十枚も濫りに費す可からず、我を鄙吝と思ふ勿れと、〔藩翰譜〕如何にも其人の面影が、あり／＼と映ずるではない乎。

秀政の用意周到

小田原の役には、彼は先づ人を遣はして、伊豆、相模、駿河、遠江に於て、牛を數十頭

買ひ集めた。秀吉箱根の險路に掛る時、秀政は牛を以て輜重を輸送せしめた。或夜風雨劇しかつたが、秀政は其の部下を警しめて曰く、今夜必らず盜あらむ。我が士卒の馬、鞍、兵糧等を盜人に與へんよりも、其の油斷を窺ひ、乃公自から之を取らむと。士卒之を聞きて、巡邏怠らず、他陣皆な盜に遭ふ。秀政の陣獨り無難であつた。〔武將感狀記〕

人を用ふるの妙

彼は人を用ふるに妙を得、善く下の情を盡すを專要とした。曾て奉行の從者と、荷を持つ者と、互に輕重を争ふを見、自から之を負うて往來し、我力は彼よりも優れり、然も其の重きに勝へず、持つ事能はざるは、尤もなりと判決した。或時武者押に、旗差後れたりけるを咎めけるが、秀政自から旗を負うて試み、偕ては我乗りたる馬の驛能き故ならんとて、驛弱き馬に乗りたれば、旗差後れ無かつた。

〔常山紀談〕

是等は彼が拔群の才智の閃らめきの斷片に過ぎぬ。彼が大器として、秀吉の建設事業に貢献したのは、必らず他に存す可きだ。然も機事は密ならざれば成ら

秀政二十年長生せば如何

ず、何人も之を知り得るものはない。但だ彼にして若し今後二十年を長くせば、豊臣氏の末期は、恐らくは異りたる徑路を取つたであらう。少くとも彼は、其の大器たるに於て、秀吉諸將中の第一流であつた。彼は信長に出身したる最少壯者にして、云はゞ信長學校の初等生だが、其の實は信長秀吉の兩學校の優等生とも云ふ可かりし様であつた。

〔四三〕 攻守兩軍の士氣

太田氏房の逆襲

扱も小田原攻守の状態に就ては、互ひに滿を持して、他の困疲を待つのみであつたが、五月三日、太田氏房は、城中の士氣を振作す可く、夜襲を企て、氏直の許可を得て、之を其の士廣澤重信に命じた。重信は騎士百人を選抜し、之を前後二隊に分ち、前隊には卒二百人を附し、夜半久野口を出で、先づ寄手の斥候、蒲生氏

郷の隊士町野萬右衛門を驅逐し、氏郷及び信雄の營を襲うた。彼等は鐵鉤もて柵を破り、營中に闖入した。信雄の部將土方雄久、氏郷の部將蒲生郷就、田丸具安、町野幸和、關一政等撃つて之を卻け、氏郷亦た親から長槍を揮ひ、追うて城門に至つた。

氏郷の奮戰

氏郷の手の者若干討死し、飛驒守(氏郷)も胸板の下に、三四ヶ所鎗疵を負ひ、十文字の鎗の柄も、五ヶ所迄切込れ、鯨尾の兜にも、矢二筋を射立られ、良に烈しき執合なり。(關八州古戦録)

其の激戦想ひ見る可しだ。而して氏郷の武勇亦た想ひ見る可しだ。

佃又右衛門の勇戰

其夜氏郷に先達て、佃又右衛門素肌にて驅出、敵兵と鎗を合せたり。然るを氏郷又右衛門に向ひ、汝平日の心掛に違はず、疇昔の翔神妙なり。爾ながら夜前は俄の事なりし故、汝も聊狼狽しにや、鎗の鞘を逃さず突合たりと見受たるは、と申されければ、佃聞て如何にも御眼力の及びし通りにてこそ候へ。昨日は天氣曇りしまゝ、晩景に雨鞘を懸け置侍りしを、大急の事故其の儘にて提

げ出、逃し敢へず勝負に掛り申すと答へしかば、氏郷事の外の機色にて、又右衛門は正直なる男なり。普通の者ならば、雨鞘かけたりとは云ふべからず、實に徑庭の士なりと譽られけり。佃は又同僚等に申けるは、空曇ればとて、雨鞘を懸けては、武前に出べき様なしとは云へ共、大將の眼力にて正しく見たりと宣ふを、左にあらずと云はんは、自己の功を立つに似て、全く手柄に成り難きまゝ、其分に會釋したりと語りしとぞ。(關八州古戦録)

一筋繩に行ぬ代物

此れにて當時の武者は、案外淡泊一徹の者でなく、随分一筋繩にて行かぬ代物であることが判知る。佃は渡り者にて、後に福島正則に仕へたが、耶蘇教の熱心なる信者にて、遂ひに死刑に處せられたと云ふ事ぢや。

上皇天皇の秀吉戦勝祈願

秀吉は小田原陣中にありて、少からざる朝廷の優遇を忝くした。四月十七日には、正親町上皇には、妙法院常胤親王に勅して、宮中に秀吉の戦捷を祈らしめ給うた。同二十三日より、後陽成天皇には、聖護院道澄に勅して、清凉殿に秀吉の戦捷を祈らしめ給うこと、七日に亙つた。

秀吉への
勅使

五月二日には、勅使權大納言勸修寺晴豊を、小田原に遣はし、秀吉に宸翰及び物を賜ふ可く、出發せしめられた。右大臣菊亭晴季、權大納言中山親綱、烏丸光宣等も同行した。彼等は六月上旬に歸京して復命した。

淀君東下

五月七日には、秀吉愈々淀の物―其妾淺井氏―を招いた。(參照 本篇、四〇、持久的 攻守) 然るに彼女等が東下して、足柄の關を過ぎんとするや、關守植村正勝、其の何人たるを知らず、之を抑留し、是れが爲めに彼は秀吉の瞋に觸れ、其の采地を沒收せられたる、滑稽談があつた。

天正菴の
跡

斯る長陣の際には、種々の逸話が發生するは、必然の事だ。當時秀吉が茶の湯の會を催はし、諸將を饗したる天正菴の趾は、今尚ほ根府川附近江ノ浦の村民の庭中に、濶さ方二間の礎石がある。彼は此處に悠然として、世外の一閑客の如くして、却て驚天駭地の大計企を案出しつゝあつたであらう。

牛肉振舞

其比蒲生氏郷、忠興君、御同道にて、高山右近大夫長房陣所へ御見舞被成候に、高山は元來吉利支丹なれば、牛を求置て、振廻れしが、一段珍敷風味なりとて、

度々御尋相成候。(細川忠興家譜)

茶の湯の
達人

高山は有名なる耶蘇者であると同時に、有名なる茶の湯者であつた。忠興、氏郷も斯道にかけては、同好の徒であれば、彼等が陣中の徒然を慰む可く、互ひに往來したのは、不思議はあるまい。併し牛肉の饗應を目的に、高山訪問は、是亦た一段の逸話である。

秀吉の人
心洗濯術

又た或時秀吉の本陣に能を催はしつゝありしに、宇喜多秀家の部將花房職之は、冑も脱がず、馬上にて其前を押し通らんとしたるに、番人之を咎めければ、彼は大聲にて罵りて申す様、戰場にて能を催はして遊ぶ様なる戲氣たはげたる大將に、下馬す可きかはと、其の儘驅け通つた。秀吉之を聞いて秀家を召し、其者を縛首しぼりくびにせよと命じた。須臾にして秀家を呼び反して曰く、剛直の士だ。先づ切腹申付けよと。須臾にして又た秀家を呼び反して曰く、乃公に對して、斯る大言を吐くは、天晴れ大剛の士だ。斯る士を殺さんは惜しき事だ。命を助け、加増して使へと。(名將言行錄) 斯る話は、其の眞否を穿鑿する迄もなく、只だ當時に於ける秀吉の

心意氣を察するに、恰當の資料であると思はる。兎も角も秀吉は、人心洗濯の術を解して居た。乃ち小田原陣の勝利は、軍略以上、此術の賜である。

陣中驩興

總陣退屈

秀吉茶會

陣中舞踊

又五月雨は日を累れ止もやらず、總陣何共無う困れ果たる様に、秀吉公ほの聞給ふて早歌を誦ひ、踊をかけ引つくし給ひしかば、上下の氣浮やかに新しく成て、幾年を経る共、いかでか勞せんやと、此處も彼處も罵り出にけり。或時は數寄屋をあらましう圍ひなし、櫛立の御壺、玉堂の御茶入を飾り、家康卿を請じ入、相客に細川玄旨齋、由己法橋、利休居士、或時は信雄卿、忠興、氏郷、景勝、羽柴下總守などに、前波半入を加へ、御茶を賜りしが、十六七歳二十計なる青女房に給仕をせさせ、種々の名酒を以て數興を盡し、右の若き輩に杓を執らせつゝ、小唄を所望せよかしと宣ひしを幸に、半入差出、一ト節望み侍りしに、聲麗はしく誦ひ出しかけ、滿座一入浮きやかに長陣の勞を奪れたる様に、われから無く見えしを、殿下見給ひ、立て踊れよ々々と仰せしかば、四五人立つゝ手して踊り侍りければ、金の扇の匂ひ最けやけきを十本計取出給ひ玉へば、一入其した彌増、座中薰じ渡りトンドロ々々々々、トドロナル釜モ、トドロナル釜モ、湯ガタギル、タギルヤタギルと誦ひしが、御釜の蓋も湧き返へり、拍子を合す

る様になん有し、寔に自然なるべしや。〔太閤記〕

第八章 伊達政宗の態度

【四四】 伊達政宗の兵略と外交

政宗の
小田原行

姑らく小田原城より、眼を東北方面に轉せしめよ。横着者の標本とも云ふ可き伊達政宗も、形勢觀望、狐疑百端であつたが、雪に降り積れたる熊が、居たゝまらず、遂ひに人里にのそりゝと出で來たが如く、小田原迄出掛けて來た。今ま少しく其の來歴に就て語らねばならぬ。

伊達外交
の長技

伊達は北條に比すれば、其の境土偏小にして、其の勢力微少であつたが、彼は老衰國であり、此は新興國であつた。其の血の廻りの頗る迅く、且つ銳かつたことは、とても東奥の田舎漢に期待せらる可きではなかつた。乃ち上國の喰へぬ代物でも、とても彼程に眼快手利ではなかつた。彼は一方に四隣を征服して、頻に其の領域を擴張しつゝ、他方に油斷なく、拔目なく、周邊の事情を偵察し、機宜の

措置を誤らなかつた。乃ち彼の強點は、兵力と外交との二點で、若し何れかと云へば、寧ろ外交に於て、最も其の長技を現はした。

伊達輝宗

織田徳川杯との交通は、政宗の父輝宗時代からであつた。〔参照 本篇、一、伊達氏の外交〕彼は十八歳（天正十二年九月廿八日）にて家督を相續し、其の翌十三年十月八日、其の父輝宗を亡うた。輝宗の死は、實に意外でもあり、悲慘でもあつた。序でながら今ま少しく其の始末を語るであらう。

畠山義繼の詭計

始め二本松城主畠山義繼、力窮して降を乞ふ。政宗は南杉田川を限り、北油井川を境とし、人質を出し謝罪せよと云うた。義繼は斯る苛酷の條件では、自立の道無しとて、群臣と評議した。其の臣、新國彈正曰く、寧ろ詐り降りて、政宗父子の内一人を捕へ、計を爲さんにはと。因りて此の獻策を採用し、天正十三年十月七日の夜、義繼は輝宗、政宗父子に謁し、翌八日、伊達成實の取次を以て、彼は輝宗に其の寛裕の恩を謝す可く、宮森城に赴いた。輝宗は之を引見した。此迄は無事であつた。然るに義繼の辭し去るに際し、輝宗の之を送りて門に至るや、意外の變は

突發した。

御門送の變

御門送にて御禮被成候。其左右には御内衆居組候ゆゑ、捕申事も不成候哉。表の庭迄御門送にて御出候に、兩方竹から垣にて、御脇を可通様も無之、つまり候所にて、御禮被成候。義繼手を地に突、今度色々御馳走過分に候處に、我等を生害可被成由承候由にて、輝宗公の御胸の召物を、左の手にとらへ、右にて脇差御拔候。兼て申合候哉。義繼供の衆、近居候者共七八人御後に廻り、上野（伊達上野）も、我等（伊達成實）も、御先へは不通、御後に居申候間を押隔引立候間、可仕様も無之、門を立候へと呼候へ共、立會不申候間、御跡をしたひ參候。小濱（政宗陣所）より出候衆は、武器に早打仕候。宮森（輝宗陣所）より出候衆は、武器も不著合、多分素肌にて、呆れたる躰にて取巻申、高田と申所迄、十里餘參候。

〔伊達日記〕

狼狽の狀
睹る如し

是れ現場に居合せたる、否な此の悲劇の一部に、意外にも參加したる伊達成實の所記にして、草卒、狼狽の狀が睹る如くである。

政宗鷹野より驅付

政宗公は、御鷹野へ御出被成、被聞召、御歸候。二本松衆半澤源内、月館持候遊佐孫九郎、弓を持候。其外拔刀にて、輝宗公を取籠參候。然所に取巻參候味方の内より、鐵砲一つ打候に付、誰下知ともなく總勢懸り、二本松衆五十人餘、一人も不殘打殺候。輝宗公も御生害被成、政宗公も、其夜は高田へ御出馬被成候。

〔伊達日記〕

玉石俱焚の決心か

此れは極めて婉曲に書いてあるが、恐らくは政宗が鷹野より驅け付け、此の狀態を見て、玉石俱焚の決心で、發砲せしめたのであらう。左なくも、少くとも政宗が、其場に來り合せた爲めに、斯る果斷の措置が、出で來つたのであらう。言外に於て、其の意味を諒解す可きぢや。

輝宗の死

政宗遊小濱、聞變驟馳騎追之、然不及、過十五里、抵逢隈川北畔平石、踰水追及、而謂渠設入城、則悔不及、與父可戮擊、命銃手縱射殆急、義繼心術窮盡、提輝宗上權現谷地、高阜、刺殺輝宗、而自殺。政宗震怒、屢殺從者、不免一人。政宗不耐憤怒、索義繼屍體、以彌縫掛磔、以唱衆。輝宗時年四十二。〔野史〕

これ恐らく事實ならん

此れは前者に比すれば、頗る露骨の筆法だ。然も事實は恐らく此通りであつたらう。或は政宗の追及前に輝宗は殺された。或は輝宗が政宗を顧みて、命數既に盡きた、速かに予と共に義繼を併せ撃てと云うたとの説〔藩祖成績、藩祖實錄〕の如きは、伊達氏の臣下が、其主の爲めに、特に回護の言を作つたものであらう。

〔四五〕 政宗、北條、及び秀吉

政宗外交の方面

政宗は十九歳にして、其父を亡ひ、全く獨裁の主將として、奥羽の間に雄視した。其の蘆名氏を滅し、義廣を追うたる顛末は、既記の通りだ。〔參照 本篇、一〇、蘆名氏の滅亡されば吾人は、寧ろ征戰の方面よりも、外交の方面に就て語るであらう。政宗の本意は、先づ北條氏と提携して、其の上國への出口たる佐竹氏を退治するにあつた。然も北條氏の背後には、徳川家康があり、家康の背後には、秀吉があ

恆に秀吉の勢を注視

つたことを忘却しなかつた。彼は北條氏と好を通ずると同時に、徳川とも好を通じた。而して秀吉の旭日昇天の運星をも、恒に驚異の眼をもて注視した。されば彼の音問使者は、恒に上國に往來が絶えなかつた。

政宗の贈遺

彼は秀吉と消息を通ずるには、先づ秀吉の周邊の諒解を得るを、先務とするを看取した。彼は前田利家、淺野長政、豊臣秀次、富田一白(知信)、木村清久、施樂院全宗、斯波義近、和久宗是、若しくは利家の被官徳山則秀、河島兼續等と、少からざる親密の間柄であつた。彼は其寵に媚る必要を知り、併せて其術をも解した。彼の音問には、必らず若干の贈遺が附帶した。彼は人心の弱點に乗ずる手段を、十二分に會得し、且つ十二分に實行した。

秀吉との交通

彼と秀吉との交通は、其父輝宗が、遠藤基信をして、信長の死を弔はしめ、名馬一頭を秀吉に送りたるに對し、天正十三年七月二日附にて、秀吉が、其の上國に於ける經營の吹聴を、基信に與へたるより開けた。爾來天正十五年の末には、黒毛くろま、黒駁くろがの二頭を、前田利家に贈り、其の仲介にて、好を秀吉に通じた。天正十六年に

は、徳川家康は秀吉の命を奉じ、政宗と最上義光との協和を謀つた。而して富田一白は、輝宗以來懇親の筋目を以て、政宗の上京を促がし、且つ鶴取つるとり逸物の鷹を、秀吉に獻せんことを慫慂した。施樂院全宗の如きは、既に北條氏規の上洛あり、貴殿も速かに上洛あれと、注意した。

秀吉周邊のもの、北條氏にもよし

政宗は容易に彼等の所言を聽き納れなかつた。然も秀吉周邊の者は、何れも彼の辯護者であつた。調護者であつた。同情者であつた。此れは彼が怪腕にて、彼等を買収した結果とも云ふ可き歟。左なくも善く其の押へ所を押へて居たからであらう。然も他方の北條氏に對しても、亦た依然として、良好なる關係を維持した。例せば彼の會津口に出兵に際して、特に書信を北條氏に通じ、其の諒解を得て居た。

會津口出兵の諒解

未申通候處、預御札候、誠本望候。抑去比會津口有御出勢、被任御存分由、尤肝要至極候。如御紙面、自前代申合之間、於自今以後者、相應之儀、毛髮無疎忽、無二可入魂申候。御同意可爲本懷候。(伊達家文書)

との氏直の返書を得て居た。而して氏直を代表して、其の叔父氏照は、抑貴國佐竹御間之事、無事之様雖有之、御疑心而已に候而、可被及事切候哉、當方儀者、當敵之事候間、貴國御作事次第、何分にも弓矢達に可被取成候、貴國當方訖被仰合者、互御本意不可廻踵候。

政宗の再應の使に對して、報書を與へて居る。

政宗心計の曲折

乃ち秀吉、家康に對しては、最上、佐竹とは和睦を標榜し、北條に對しては、佐竹とは表面形式的の平和にて、内實は北條と相策應して、佐竹を挾撃せんと期して居た。其の心計の曲折、巧獪なる、戰國策士も三舍を避く可きだ。然るに此が二十前後の一青年の胸裡より湧き出でたものとすれば、其の代物の尋常でない事は云ふ迄もない。然も彼は決して上國の形勢の變化に、油斷はしなかつた。

政宗秀吉の感情を害す

彼は秀吉の周邊に厚く贈遺すると同時に、秀吉にも馬を贈り、鷹を贈り、遂ひに富田一白より再々の催告にて、目赤の鶴取鷹に、其鷹の捕りたる鶴をも副へて贈つた。秀吉は大いに悦び、之に酬ゆるに國行の太刀一腰を以てした。(天正十七

年六月九日) 然るに此際政宗の蘆名氏を滅したる行動は、痛く秀吉の感情を害し、秀吉對伊達の關係をして、頗る困難ならしめた。

〔四六〕 會津事件の辯疏

前田施藥院等の警告

何事にも拔目なき政宗は、會津の蘆名氏を滅したとが、秀吉の感情を害する多大なる可きを豫期し、前田利家、施藥院、全宗等に、其の始末を報告し、取成を乞うた。然も彼等は、其事の頗る重大なるを見て、政宗に對し、それ／＼警告する所があつた。

利家書狀

利家は七月廿一日附にて、

彼仁(蘆名義廣)之事、最前關白(秀吉)様江御禮申上、御存知之儀候。遠國付而以私宿意、不止鬱憤之事、御不審被思召之旨、被仰出候之條、此度之始末、様々御取成

全宗書狀と答へ。又全宗は、七月廿二日附にて、政宗に答へ、「不被經上意、私之以宿意、今度及一戰被打果、至會津居住之儀、上意御機色不可然候。」と云ひ、更らに同月日附にて、政宗の老臣片岡小十郎に答へて、

以天氣一天下之儀、被仰付、被任關白職之上者、相替前々、不被經京儀候者、可爲御越度候條、被差上御使者、御斷可被成候哉、不及其段候歟、御分別次第候。

上郡山仲
爲等の上

との忠告を與へた。此れは固より秀吉の内意を受けたか、さなくば秀吉の心中を忖度したに相違あるまい。併し政宗は半は辯疏の爲め、半は偵察の爲めに、上郡山仲爲、遠藤不入齋を上京せしめ、其身は愈々隣境の征略を事とした。

政宗死中
求活の術

凡そ政宗程、不謹慎なる時代に於て、不謹慎なるはなく、又た圖太き時代に於て、圖太きはなく、押の強き時代に於て、押の強きはない。彼は如何なる地窮に陥るも、自から承服せず、必らず辯疏した。即ち過を過とせずして、積極的に雪冤と出掛けた。彼が豊臣徳川の間に處して、屢々奇險の策を弄しつゝ、遂に其の大封を

上洛延引
の申譯

完うし得た所以は、恒に死中求活の術を解したからだ。彼は横着者であつたが、尋常一様の狡兒でなく、洵に愛す可き横着者であつた。

一 今度爲御上使罷下に付、政宗一段祝著被申、則上洛之儀令治定處、伊達領分江自越後御説候由にて、被及手切に付、政宗上洛相延候事。

政宗は上洛の延引を以て、自個の怠慢とせず。却て上杉景勝が、秀吉の意を承けたと稱して、政宗に敵對行爲を表示したからだと云うた。

蘆名討滅
の辯明

一 對會津政宗存分被申意趣は、政宗父輝宗代に、政宗弟會津可居約束堅仕、其手筈を違、常州佐竹え取組、剩義重(佐竹)次男申請、會津に据ゑ申。其上會津より調略いたし、奥州之内には、白川、石川、岩城、岩瀬、相馬、奥郡にては、大崎、黒川、其外所々相催、又於出羽山形相語、其上關東人數引出、既伊達を可打果與仕候。勿論政宗親の敵と云、六七ヶ年以來依鉢楯、今度會津仙道内被打果、被任存分候事。

前提を結
論とし結

此れは蘆名氏を滅したのは、所謂る正當防衛であつたことを辯明したので。此中

論を前提とする申

には若干の眞實はある。例せば蘆名氏が、政宗の弟を養嗣とせんとするの議を變じ、佐竹義重の二男義廣を迎立したるが如きは、(參照本篇、一〇、蘆名氏の滅亡) それである。併し大體の事實は、政宗の壓迫の爲めに、蘆名氏を始め、其の周邊の大小名は、自から合縦するの已むを得ざるに到つたのだ。約言すれば、政宗の申譯は、前提を結論とし、結論を前提としたのだ。

門閥標榜

一 奥州五十四郡之儀は、自前代伊達探題に付諸事政宗申付儀、今以不可有其隱候處、隣國隣郡兇徒等、遠國に付、恣申掠候之間、有様之次第、被召出、可被成御尋事。

伊達家の門閥を標榜して、其の歴史的に、東北に於ける盟主たる位置を、占得しつゝあるとを説明したのだ。乃ち五十四郡の探題であれば、不逞を討伐するは當然の職掌ではない乎と、寧ろ逆寄せしたのだ。

使者到着延引の申譯

一 越後衆於會津表被及一戰、越後衆はや失利、横田與申城を始て、三四ヶ所被明退候由、於路次慥に承候間、跡より罷上使者を、遅く仕候歟與存候事。

越後勢打負退却、是れが爲めに、後より來る使者の到着延引するを云ふ。

於御疑以上神文可申候

一 會津被打洩人數共、越後江逃迫種々様々計略仕候事。右條々於御疑者、以神文可申上候。此等之趣、被達上聞候へ者、可忝存候。やがて伊達使者、自跡々可罷登候間、巨細尙以可被申入候。以上。

九月三日(天正十七年)

上郡山右近丞仲爲判

淺野彈正少弼殿

此れは政宗の代表者が、秀吉の代表者に向つての辯明だ。

双方申分を聞き處置せん

然も此の辯明に就ては、秀吉は尙ほ釋然たるを得なかつた。そは淺野長政が、十月廿日附にて、政宗に向て、「從其方之御存分迄に而、會津之儀被仰付候へば、日本儀者、不及申、唐國迄も被得上意候者共之爲候間、双方申分被聞食届、以其上何へ成共、會津儀可被仰付旨、御意候事。」との一節にて分明だ。即ち如何に政宗が、正當防衛であると云ふも、私闘に他ならず、日本は愚ろか、唐國迄も、關白の命令を奉

行せしむる今日に於ては、双方の申分を聞き、其上にて會津の處分を爲す可しとの儀だ。要するに秀吉の意中には、政宗の戦利品として、會津を其儘、政宗に渡す事は、決して認容せぬと極つて居た。

〔四七〕 政宗の兩股主義

兩股主義

政宗は飽迄も兩股主義を取つた。乃ち一方秀吉との驕心を失はざらんことを勗め、否な會津事件によりて其瞋を招きたるを、氷釋せしめんことを勗むると同時に、他方北條氏に結び、下野、常陸を略し、佐竹氏に薄らんとした。而して秀吉の禁物たる私闘をば、無遠慮に遂行しつゝあつた。斯る横着なる仕打を逞うしつゝ、遂ひに大なる躓きを來たさなかつた所以は、其の外交手段の周到、縝密にて、水も漏れず、爪も立たざる程であつたからだ。之

水も漏れず、爪も立たざる程であつたからだ。之

を北條氏の自惚根性のみ増長して、恃む可からざるものを持たんに比すれば、天地懸隔と云うてもよからう。而して其の策士が、二十三四の青年であつたとは、如何にも政宗の凡骨でないことが證明せらるゝ。

辯護手段の入智恵

例せば、前回の上郡山仲爲の辯疏狀の如きも、同人より『關白様(秀吉)依御腹立木彌一右(木村彌一右衛門清久)和久宗是令相談、先右之通申上候。』と、政宗に報告して居る通りである。即ち被告の辯護士に、原告方の者共より、それ〴〵辯護の手段を入智恵したのだ。此れは右兩人に止らず、施藥院全宗と云ひ、前田利家と云ひ、淺野長政と云ひ、何れも同様であつた。彼等は政宗の爲めに、秀吉の手前を取成し、言ひ繕ふと同時に、政宗に向て、秀吉の心意氣を報じ、其の取る可き方法を、毎に授けたのだ。

政宗の音問

此れは何故であつた乎。そは政宗が是等の人々に、音問を怠らず、馬を贈り、金子を贈り、其の好意を博し、驕心を繋ぐに、少しも如才なかつた爲めだ。

上洛の促告

然も形勢は急轉直下した。秀吉は天正十七年十一月廿四日附、北條手切の文書

〔參照 本篇、一七、手切の文書〕を利家、長政を経て、政宗に交付した。兩人は十二月五日附にて、此文書に副へて、政宗の上洛を促がした。又十一月廿六日附にて、上郡山仲爲は、和久宗是と連署して、政宗の老臣片倉小十郎に當て、『此砌是非共被成御上洛候者、殿下様御悦喜不斜、其上萬事可被任御意事、案之内候。此刻御上洛萬一被成御遅引候ては、如何之由被申、淺彈少（長政）御肝煎不常事候。』と、上洛を促告した。同十二月七日附にて、斯波義近も、上洛を促がした。然も政宗は、容易に動く可くもなかつた。彼は尙ほ形勢を觀望したのだ。

秀次政宗への書狀

如何に政宗が、秀吉の周邊に取り入りたるかは、左に秀次の天正十七年十二月五日附にて、政宗に答へたる書簡を見れば、分明だ。

音書之趣、委細遂披閱承悦候。殊馬一疋粟毛被贈越候。誠遙遙懇情、至快然候。隨而北條事、可令上洛通種々悃望儀付而、今度沼田之城被渡下處、構表裏條〔參照 本篇、一六、沼田事件〕爲御誅伐來春可被出御馬旨候間、旁其節被對殿下〔秀吉〕可被勵忠儀事尤候。

溫き外交文書

是れは決して冷かなる外交用文書ではない。少くとも此中に政宗に對する感謝と、政宗の爲めに善かれと思ふ友情とが、籠つて居る。而して此れは秀次一人ではない。政宗と音信を往復したものの、滔々皆な是なりである。

機宜を誤らぬ賄賂

若し單に政宗が馬や、金紬やを以て、秀吉の周邊を買收したと云へば、只だそれ迄の事であるが、斯く迄に他の好意を、我に傾向せしむるには、徒らに賄賂のみでは、成功するものでない。之を貽る場合や、筋道が、其の機宜を誤らぬ心掛が、大切だ。如何に二十三、四歳の田舎青年が、上國の大小名や、若しくは煮ても焼いても喰へぬ代物たる、施藥院全宗杯を懐柔した乎。其の辣腕實に驚く可しだ。

相變らず兩股

秀吉の周邊は、政宗の爲めに運動した。其の甲斐ありて、秀吉の感情は聊か和いだ。乃ち天正十八年正月二十日附にて、木村清久が、政宗に與へたる覺書中には、『殿下様〔秀吉〕御内證、別而宜罷成候事。』とある。然も政宗は相變らず、兩股を掛けて居た。

東北覇主を夢みしか

正月十七日附にて、北條氏直は、政宗に向つて、出陣の風聞に接し、特使を發し、書

と物とを貽り、佐竹挾撃を圖つた。政宗が同年正月七日、黒川城にて七種の祝宴に際し、『七種を一手に寄せて摘む菜かな』の句を見れば、彼はおめくくと首を垂れ、尾を掉りて、秀吉の馬前に趨くを屑しとするものではなかつた。彼は恐らくは、東北の覇主を夢みて居たのであらう。但だ之を夢みつゝも、尙ほ秀吉の周邊との交渉を持続したのが、彼の及び易からざる外交的手腕だ。

〔四八〕 政宗小田原に赴く

政宗容易に動かさず

秀吉の小田原親征は、三月朔日と確定した。されば其の周邊の政宗に善き連中は、何れも速かに上洛を勧め、更らに期に後れず、小田原に到らんとを勧めた。利家の如きは、二月二日附にて、『自會津口至下野、有御出馬、可被抽忠儀候。我等上野へ打入候者、其地へ物近候條、節々御飛脚被相越、可被示合事專一候。』と慫慂した。

尙ほ北條と縁を絶たず

されど政宗は、人を派し、物を貽り、書信を通ずるとには、何等手落なく、痒き所を搔く如く徹底したが、其身は中々以て動く可く見えなかつた。

それも其筈ぢや、彼は尙ほ北條氏と縁を絶たなかつた。四月二十日附にて、北條氏長が、彼に答へたる書中には、『關東逐日氏直如存分、靜謐に候。別而可被仰合由、御肝要候。陸奥守(氏照或作氏輝)申談御取成、聊も不可存如在候。』とある。彼は秀吉に結び、北條に結び、双方の對抗を見物し、何れに顛んでも、損せぬ分別をして居たのだ。然も遂ひに其の馬脚を露はしつゝも、最後に至りて、兎も角も、其の葛藤を切り抜けたる彼の手腕は、何人も賞嘆するを禁ずる能はずであらう。

態度決定の評議

上國の警報は頻々と到達した。彼が特派したる、上郡山仲爲等よりも、再々其の出馬を促がし來た。而して關東諸城は固より、小田原城の運命さへも、覺束なく見えた。此に於て流石の政宗も、今は方向を決せねばならぬ時機に迫つた。彼は群臣を集めて評議した。曰く、小田原城陥落せば、吾事去矣。其の以前に秀吉に謁せねばならぬと。伊達成實は曰く、既に晩し、若し往謁せば、去冬北條手切文書交

片倉景綱

付の際であつた。今日に於ては往くも、封土を褫はれ、往かざるも褫はれむ、寧ろ退いて秀吉と迎へ戦ふに若かずと。原田宗時は、之に反して恭順説を主持した。獨り片倉景綱のみは、一言をも發せずして退座した。政宗は其の夜竊かに景綱を訪ひ、諮議した。景綱團扇を揮ひ、蒼蠅を撲つゝの狀を倣して曰く、天下の兵、聚散此の通りである。之を撃ちて散ずるも、亦聚らむと。政宗亦た頗る悟る所あつた。此れが三月十八日の事だ。〔仙臺藩祖成績〕

胞弟小次郎を殺す

四月七日、彼は鈴木重信をして、胞弟小次郎を殺さしめた。此れは彼の母最上氏が、其の弟最上義光の言を聽き、一其言に曰く、政宗會津を取り、關白の意に忤ふ、伊達家の存亡未だ知る可からず。今ま政宗を殺し、小次郎を立てば、伊達家無事ならんと。一政宗を毒殺して、其の季子小次郎を立てんとしたからだ。或は曰く、政宗之を手及したと。〔藩祖實錄〕何れにしても、政宗は、曩に其父を敵手に委して殺さしめ、今は其弟を殺したのだ。

政宗は忍人なり

彼が斯る手段に出でたのは、當時の事情、已む可からざる者あつたに相違なき

政宗發程

も、彼が忍人であつたことも、亦た相違ない。彼は曰く、弟に罪なし、然も母の罪を問ふ可きでない。故に寧ろ弟を殺して、母の陰謀の念を絶つたのだと。是れが爲めに彼の母も亦た、山形に奔つた。山形は云ふ迄もなく、最上義光の治所だ。斯くて彼は、五月四日會津を發程す可く、決心したが、實際の出立は九日となつた。上野より直ちに小田原に出んとしたが、此邊北條氏の領土たるが故に、通路梗塞したから、更らに米澤より越後を過ぎ、信濃を経て、甲斐に出で、大迂回をなし、六月五日、漸く小田原に達した。

長政の答書

彼は此際にも、秀吉の左右と、書信の往復を閑却せなかつた。四月廿日の日附にて、淺野長政は、彼に向つて、『就中會津之儀、先書具如申入候、急度殿下(秀吉)様へ可被上渡事、專一候。』と答書し、又た同月、日附にて、片倉景綱に向ひ、『會津之儀、關白(秀吉)様へ被上渡候では、不相濟事候。』と答書した。是等の書簡は、恐らく其の途中にて披見したであらう。左なくも會津を取上げらるゝ位の事は、政宗は固より覺悟の前であつたらう。

政宗の膽略 彼の小田原行は、晩きは則ち晩きであつた。彼としては今少しく前に出仕した方が得策であつた。然も此の極所迄踏み懐らへ、愈々止むに止めぬ場合に際して、自から振うて虎穴に赴きたる、彼の膽略は、亦た愛すべきだ。而して記憶せよ、彼は今纔かに二十四歳の青年であつた。

〔四九〕 政宗秀吉に謁す

政宗底倉に蟄居 政宗は六月五日、小田原に到着した。秀吉は固より其の濫りに會津を征服したるを瞋り、特に其の日和見的态度を瞋り、直ちに引見を容さなかつた。彼は秀吉の命にて、箱根山中の底倉に蟄居した。而して稍ありて秀吉は、施藥院全宗、前田玄以、色部是常、稻葉善祥、淺野長政等をして、詰問せしめた。是れは固より政宗覺悟の前の事なれば、潔よく答辯した。

政宗の答辯 元來大内定綱は、吾家の舊臣であつた。然るに背きて仇を作したから、之を討伐したるに、蘆名義廣、佐竹義重、岩城常隆等、何れも此の叛臣を助けた。是を以て彼等と交戦する事となつた。予父輝宗は、畠山義繼の爲めに殺された。予は復讐の師を起したが、義廣は亦た之を扶けて我に敵した。田村清顯は、予の舅である。清顯死後、予は其附託を受けて、其の後見をした。然るに相馬義胤は、田村の地を侵し、義廣亦た之に加擔して、屢々來り攻めた。右の如く義廣より好んで事を構へたる結果が、蘆名の亡滅となつたのだ。斯く兵馬倥傯の間に往來して居たから、固より上國の形勢を洞察するの便宜もなく、亦た上洛して關白に謁す可き、機會もなかつたのだ。〔藩祖成績、伊達日記〕

秀吉の再詰問 彼は強辯頗る勗めた。而して秀吉より更らに長政もて、最上、相馬、佐竹、蘆名、岩城は、皆な伊達の親戚ではない乎、何故に斯く争鬪を事とした乎と詰問した。政宗は直ちに書面にて、其の理由を開陳した。

- 一 最上義光と敵に罷成候事。拙者家來、鮎貝藤太郎と申者、米澤近所に差置

申候を、義光引付申候に付、藤太郎打果可申と存候處、最上引除ひきのき、今に罷在候。此故不和罷成候事。

政宗の再
辯解

一 相馬義胤儀は、愚父輝宗代には、弓矢仕候へ共、拙者代に罷成懇切候處、舅田村大膳大夫清顯相果申候以後、下中（家中）石川彈正と申者、田村近所罷在候て、義胤を頼み、拙者に逆心仕候間、退治仕度存候へ共、相馬より介抱申候に依て、延引申候處、田村下中（家中）の者共、過半相馬へ引付、其上田村の城を乗取可申と、義胤支度被申候處、田村に拙者身方御座候て、防戦仕候故、相馬へ歸陣申候。右石川彈正は、相馬へ引除、今に罷在候。依て不和に罷成候、度々合戦に及び候事。

一 大崎左衛門義隆は、知行境論仕、中遠度々合戦仕候事。

一 佐竹義重、岩城常隆、會津義廣（蓋名）、須賀川盛義事は、最初申上候通に御座候。

政宗側の辯護としては、是れ以上事理明白の事はあるまい。

小田原著
の政宗の
服装

彼は固より一死を分とし、水引にて髻を結び、甲冑を被り、素衣を着て、凶服の状をなして、小田原に著した。〔藩祖成績〕されば如何なる鞠問も、固より意とする所でなかつた。彼は底倉蟄居の際には、千利休を招き、茶儀を學んだ。秀吉は之を聞き、死生の境にありつゝ、這般の風流を事とするは、如何にも好男兒だと嘆賞して、遂に引見する事となつた。〔藩祖成績〕伊達家に關係ある、藩祖成績、藩祖實録の諸書、何れも六月廿四日、始めて秀吉に謁すとあれど、政宗の六月十四日附の直書には、

秀吉と會
見の時日

一 去五日小田原江著陣。同九日巳刻令出仕、同十日朝に茶之湯に而被召出、名物共御爲見、就中天下に三ツ共無之御刀、腋指懇談被下候。其外御入魂之儀共、不及是非候。扱又爲休息被相返候。今日從小田原當藤澤江相著候。廿四五日比者、黒河へ可相歸候。奥州五十四郡、出羽十二郡、皆以仕置被仰付候。會津之事者、一端被仰出候條、先々關白様御藏所に被成候。〔伊達家文書〕

大體事實
なるべし

とあれば、此れを信馮す可きである。此れは政宗が其の内輪に申し遣した文書

なれば、固より多少の回護はあつたとするも、大體に於ては、事實と認めねばならぬ。

彼が秀吉と會見の模様は、小説じみたる各種の傳説がある。然も伊達日記によれば、

會見の状況

一 小田原御陣所に石垣御普請被成候半に、芝居にて、太閤様、曲録に御腰をかかけられ、家康、利家を始、大名衆餘多御座候。御禮被成御歸可有と思召候處に、政宗と二聲御意候而、小田原の城の見え候方へ御向、御杖を以て地を御指、是へ〜と御意、其間遠候。御參候處に、脇指御さし候を、御忘れ被成、中程にて御拔下にて和久宗是居申され候。御念比にて候間、宗是へなげさせられ、御前へ御參候。一間計近へ御呼被成、御杖を以て城の様子、何方〜と御指候而、教御申被成候。政宗公も思召之通仰上られ候を、大名衆何れも聞召、田舎者に候へども、指脇の投げ様、物の申ぶり、御前にて落ちぶれぬ體、及聞候程の者の由御譽候由、宗是物語を後承候。

政宗の知行

是れが恐らくは事實の真相であらう。兎にも角にも政宗は、一回の會見にて及第した。而して彼は會津、岩瀬、安積三郡を、秀吉より沒收せられ、安達、二本松、信夫、伊達、刈田、柴田、伊具、互理、名取、宮城、黒川、志田、松山、桃生、深谷及び出羽置賜郡、合計七十餘萬石を賜うた。此の以外に、宇多郡中相馬諸邑も、秀吉檢察漏れにて、遂に政宗の有となつた。

双方成功

要するに此の會見は、政宗に取りて固より成功であり、秀吉に取りて亦た、成功であつた。併し尙ほ、謀反氣多き政宗の態度は、波瀾曲折した。

秀吉政宗對面

政宗小田原來著

秀吉對面

伊達政宗小田原陣の時、秀吉公へ見えん爲めに、奥州會津より越後信濃へ廻り、小田原秀吉公の御陣に來る。秀吉公御満足、頓て御對面、其日の御裝束、作り髻、三尺計なる朱鞘の御太刀佩き給ひ、床机に腰を掛け細き杖を衝き居給ふ。政宗は其時の首尾に因り、秀吉公を突殺さんと懐に小脇指を入れて參りたり。然る所に秀吉公床机に腰を掛け乍ら、コナタへ々々々々、近く寄れ々々々々と宣ふ、政宗アツと云儘に刀脇指を

鷹野に供す

脱き、四五間投捨て御近く寄る。秀吉公御杖にて地を突き、此處へ々々々と宣ふ。畏まつて其所へ行く、其時政宗の首を御杖にてツツキ、扱も其方はウイ奴なり、若き者なるが善き時分に來りたり、今少し遅く來りたらば爰が危なかつたと宣ふ。政宗は突き殺さんと思ふ事は、失念して首に熱湯を懸くる様なり。其時秀吉公鷹野に往んと思ふが、供に可往かと思ふ、政宗可參と申、さらば此刀を持って、御太刀を政宗に持せ給ふ。政宗何の心も無く、是は出頭をすると思ふと見えたりと嬉しく思ひ、御太刀を持鷹野の供して歸る。頓て御暇被下、歸國仕たりと。政宗直に中納言(前田利常)様へ御物語被成たるを、御次の間に居て聞たると、前田七郎兵衛談る。〔關屋政春覺書〕

第九章 小田原城攻守の終局

【五〇】松田憲秀の内應

松田憲秀

話頭は再び小田原城の攻守に返る。如何なる場合も、禍は外よりせず、内より生ずるものだ。そは松田憲秀の内通である。松田憲秀は、北條家第一の出頭人であつた。其の祖先松田左衛門尉頼重は、北條家の始祖早雲に忠功を建て、爾來君臣相依りて、今日に至り、五千騎の將として、威權を關八州に振うた。『八州の士民押並て尾張(松田尾張守憲秀)を怨み憎むと雖も、氏政父子尾張が邪佞に迷ひ、無二の良臣と思ひ、軍國の大事、たゞ尾張一人に委任有しかば、人皆な乳虎の如く忌恐れざる者なし』。『改正參河後風土記』憲秀は、果して斯く迄の惡黨であつた乎、否乎は姑らく措き、彼が北條家の執權であつた事は、確實だ。

憲秀の子

彼には三人の男子があつた。長は笠原新六郎政堯と稱し、伊豆戸倉城に在りし

際武田勝頼に降り、我が城に甲州勢を引き入れたが、勝頼滅亡後、其勢を討取り、北條家に歸參したが、父の忠孝に免じて、一命を助けられ、父の知行所に流浪して居た。小田原日記二男左馬助直憲は、容貌秀麗、性質温厚、幼より氏直の側に勤

仕した。三男彈三郎秀也は、父兄に似たる奸曲者であつた。

憲秀内通の時機

抑々北條累代の老臣松田は、何時頃より敵方に内通した乎。當初攻勢的防禦策に反對して、籠城一點張りを勸説したのも、將た秀吉に石垣山の地利を教へたのも、皆な彼が内通の結果だと云へば、彼は、手切れ當時より、既に其心は秀吉に向うたものと云はねばならぬ。果して然らば、彼は何故に一步を進めて、手切以前に、氏政氏直父子の上洛を主張せざりし乎。そは何れにせよ、彼が内通の愈々具體的となつたのは、八州の諸城も、木葉の風に飄るが如く、漸々に陥落し、然も六月五日の夜、澁取口を守る和田左衛門は、部兵百五十人を率ゐ、其の廠舎を火き、城を出で、徳川氏の營に投降し、城中の人氣も、稍々挫折の色が見え來つた際であつた。

秀吉松田に書を與ふ

惟ふに松田と、堀秀政との交渉は、久しき以前より、密かに開始せられたのであらう。秀吉が秀政の子秀治―秀政は五月二十七日、石垣山麓の陣に病没した―に命じ、松田に答へしめたのは、左の書簡である。

芳翰並御使者口上之趣、即殿下秀吉へ令披露處、尤忠節之段、悅思召候。然ば伊豆、相模、永代可被扶助旨候。彌被極御分別、重而誓紙等の儀、委しく沙汰候て、頓而可被仰越候。恐々謹言。

六月八日

〔古今消息集〕

憲秀密謀を三子に語る

同夜憲秀は、其の三子を召して、其の密謀を語つた。二子直憲は苦諫したが、憲秀は聞入れなかつた。十日憲秀は、安國寺惠瓊を介して、相模一國を得ば、長子政堯を上京せしめんと云ひ、十六日の夜、火を市街に放ち、堀、細川、池田の勢を、城内に引入れんと約束した。然るに十六日の朝、堀、細川、池田等は、兵を城西に派したが、松田の旗幟既に撤去せられたるを見て、其の内應の策破れたるを知り、引き返した。

直憲陰謀
を漏らす

憲秀は十四日の夜、愈々内應の策を實行す可く、三兒及び弟康光、女婿内藤左近等を召して、之を告げた。二男直憲は、進退維れ谷まり、煩悶の餘、稍く志を決し、先づ氏直に哀訴し、豫じめ其の父の一命を請ひ得て、而して後其の陰謀を漏らした。氏直父子の驚愕知る可しであつた。彼等は事に託し、憲秀を召し、之を鞫問した。憲秀の老獪、固より承服す可き様もなく、往年武田信玄亂入の際にも、我等敵方へ一味の由、風説にて、人質を取り置れぬ。此度も亦た讒人の沙汰ならんと辯疏したが、其の訴人が、骨肉の者であつたことを知るに及び、今は返へす言葉もなかつた。

憲秀拘禁

此に於て氏直は政堯を誅し、憲秀、秀也を拘禁し、布施善四郎、大藤左衛門尉等をして、兵七百餘人を率ゐ、二重戸張口に派し之に代らしめ、守備警戒を愈々嚴密にした。

新六郎政堯
首惡

抑々松田の陰謀に就いては、其の長男新六郎政堯が、首惡であつたに、相違あるまらぬ。

六月十六日、城中に松田(笠原政堯)調儀候へ其弟(松田直憲)返忠候て、ちかひ候。松田成敗にあひ候由候。

精神的打撃

と家忠日記にあれば、此れで長男が、其の父憲秀を誘拐したとが分明だ。此の如く松田の陰謀は、未熟の際に破れ、之れが爲めに、小田原籠城の破綻を免れたが、其の精神的打撃の多大であつたとは、到底測量の及ぶ限りでなかつた。斯る籠城に際して、恃む可きは、只だ人心の一和である。然るに北條家の運命を、双肩に擔うたる松田憲秀が、敵方に内通するに到りては、萬事休すと云はねばならぬ。

【五二】 小田原城士氣の沮喪

北條の計 北條側の豫定の計畫は、根柢より破壊し了つた。上方勢は、兵糧に窮せぬのみか、

書總て齟

却て城中が追々と減少して來た。上方勢は、連日の降雨にも屈託せず、一生涯を小田原陣營に送つても、苦しからずと云ふ意氣込〔參照 本篇、四一、寄手彌々振ふ〕であつたに拘らず、北條方には城中より脱奔者や、出降者を出だし、特に松田父子の事件さへも出來した。されば今や小田原城は、形式的に踏み泳へたと雖も、精神的には業に既に陥落したと云ふても、差支あるまい。

成田氏長に勸降の書を送る

形勢を察するに明敏に、機會を捉ふるに銳往なる秀吉は、直ちに得意の調略を用ひ始めた。そは六月二十日の夜、其の近臣山中山城守長俊に命じ、忍の城主にて、當時小田原城大窪口の守將たる成田氏長に、誘降の書を投せしめた事だ。山中は秀吉の右筆にて、成田とは、何れも連歌の道に於て、知音の間柄であつた。捧一封伸寸志了。仍年々預温問事甚以恐悅の至、更以甚深候、就中關八州氏政家人之城々、七八ヶ所或致落城、或成降人了。然者其御城涸魚迫眼前候、貴翁先祖之家業絶不絶、昌不昌、在唯今之寸思、秀吉御前之義宜執成申之條、可被安御心候。急被變御意、尤候。委曲使者可得芳意之條、不違、禿毫、恐惶謹言。

六月廿日

成田の承諾

此に對して、成田は、

御内狀之趣、忝次第難、盡楮上。御前之様子、宜様馮入外無他、委任之儀、任御使者口上之條、止管城公、恐惶謹言。〔甫菴太閤記〕

斯く承諾の旨を答へた。其の往復の書簡は、甫菴の修作乎、將た原文乎、何れにもせよ、成田は誘拐に應ずる廻答をした。

成田の書を氏直に送る

是れ正に秀吉の乗ず可き奇貨である。乃ち彼は家康と相諮り、家康の手より成田の返書を、竊かに氏直に送り、城中の形勢此の通りだ、速かに後圖をせよと申し向けしめた。是れは實に深甚の利き目があつた。かくてより、小田原城中群疑蜂起し、不和の岐と成て、兄は弟を疑ひ、弟は兄を問て出けるに因て、父子兄弟の間も睦じからず、況其餘をや。〔甫菴太閤記〕と云ふ亂脈となつた。

成田の自白

氏直は三回迄も使を遣はして、成田を召したが、彼は虚病を構へて敢て來なかつた。而して最後に彼は、予が持城たる忍の落城、旦夕に逼りぬ。されば當城に召

連れ籠れる士卒の、父母妻子の命を乞はん爲め、己むを得ず、山中に應答したと
自白した。是に於て氏直は、山上顯將に命じ、柵を成田の營外に結び、兵を以て之
を監視せしめた。

篠曲輪の
突撃

家康は豫てより、甲州より金掘を召致し、篠曲輪に地道を鑿たしめた。然るに六
月の夜、俄に暴雨烈風にて、塙も柵も悉く崩壊した。井伊直政、松平康重等之を機
とし、竊に蘆子川を涉り、井伊の士近藤季用、向阪傳藏等先登し、松平の兵、側より
城壁に傳き、曲輪に突入し、火を其の營に放つた。守將山角定勝等防戦甚だ力め、
城内警邏兵小笠原長範等三百人の援助を得、一城中毎夜兵六百人を正門に集
め、二隊に分ち、六回の巡邏をした。一支持屈せず。直政乃ち兵三百を後殿とし、城
兵の追躡を拒戦して回つた。徳川方の戦死三百十餘人、北條方は四百餘人、隨分
の激戦であつた。翌日家康は首級を秀吉に献じ、秀吉は直政、康重を召して、賞詞
を與へ、季用には南部黒と云ふ名馬に、紅梅裏の陣羽織、傳藏には駿馬を賜うた。
季用は當時十七歳の青年であつた。

橋乎橋乎

吾人は此際に於ける、一の逸話を見逃す譯には參らぬ。井伊は當初より、此川の
方面より攻め入らんと企てたが、篠曲輪の堀に橋があつた。彼は堀水を海口へ
切て落し、攻戦の便にせんとしたが、家康は直政を召して橋乎、橋乎とのみ云う
た。井伊は是れ橋下の水の深淺を測る可き意味にやと解し、杭を橋下に立て、
之を測量し、報告したが、家康は依然橋乎、橋乎と云うた。直政は案じ煩ふ四十八
日、漸く思ひ當るとあり、夜中竊かに橋上を歩したるに、桁ゆき弱くして渡るに
危し。切ては家康は、豫め此事を掛念したのだと、直ちに其營に赴き、斯くと家康
に告げられたれば、家康は始めて破顔一笑したと云ふ。〔改正 參河後風土記〕

徳川氏の
研究心

如何に徳川の君臣が、研究に餘念なかりしかは、此の一事で分明だ。興國にも、亡
國にも、自から其の因由がなくてはならぬ。徳川氏の天下を得たのも、偶然では
ない、決して偶然ではない。

【五二】開城の期漸く熟せんとす

秀吉石垣
山に移る

六月廿五日、小田原城の西よりして、宇喜多秀家の兵は、坑道を作り、水之尾口に逼り、其の門櫓を倒し、攻撃を開始したが、守將佐野氏忠は弓銃にて之に當り、急に壘を作りて、防戦した爲め、宇喜多の兵は、志を得ずして止んだ。斯くて二十六日に至り、豫て經始したる石垣山の陣城が落成したから、秀吉は麾下を率ゐて、湯本より此處に全く移轉した。

石垣山城
の壯大

其の結構の壯偉なる、一時的間に合せの普請とは思はれぬ程にて、縦令大阪、聚樂に劣り難し。〔榊原康政の加藤清正に答へたる書簡〕との言葉は、多少の掛直あるも、其の城壁の堅固にして、天守閣の壯大、自から小田原城を壓するの勢ありしこと、想ひ見る可しだ。秀吉は乃ち同夜十時、總軍に令し、一齊射撃、以て城中を脅威せしめた。家忠日記に「關白様石垣の御城へ御うつり候。諸陣に亥刻に鐵砲そろへ候。」とあるは、此事だ。

北條氏勝
の招降

秀吉は小田原城内の、軍氣沮喪しつゝ、あるを見て、愈々其の慣手の調略を用ひた。既記の如く彼は家康と相諮りて、四月北條氏勝を玉繩城より招き降した。而して同六月七日、家康をして、朝比奈泰勝を韮山に遣はし、城主氏規を諭し、速に開城して、宗家の爲めに講和を謀らしめた。

韮山開城

態令啓候、仍最前も其元之儀、及異見候之處、無承引候へき。此上は令、任我等差圖、兎角先有下城、氏政父子の儀、御詫言專一に候。猶朝比奈彌三郎口上相添候。恐々謹言。

六月七日

家康 御判

北條美濃守殿

〔古文書集〕

氏規も遂に此言に従ひ、城を致して去り、二十四日家康の小田原營に赴いた。是れが爲めに、七月三日、秀吉は韮山攻圍の諸隊を、小田原に引き揚げた。

勸降使

六月廿四日に至り、秀吉は黒田孝高、瀧川雄利を城中に遣はし、井細田口の守將太田氏房を介して、氏直父子を諭降せしめた。是より先き宇喜田秀家は、秀吉の命を受け、氏房に向つて、講和の周旋を爲さしめた。

秀家と太田氏房の懇意

幸に宇喜多中納言秀家の陣所は、北條(太田)十郎氏房が持口に近ければ、宇喜多より使を立て、氏房防禦の戦功を稱美し、その上籠城の積鬱を慰め給へると、南部酒に鮮鯛をへて送りける。十郎甚だその情を悦び、一兩日過てまた宇喜多が陣所へ使を出し、返答のしるしとして、江川酒を贈り、長陣の勞苦を問ひにけり。此を双方交りの始とし、追々睦じく申かはしけるが、後には互ひに見參せんと、日を定め、十郎は矢櫓に出迎へ、宇喜多は堀近く寄て、互に詞をかはし、この後は別して双方和談し、懇意になりける。(改正參河後風土記)

氏政勸降を斥く

秀家は先づ十郎を勸誘し、彼よりして氏政父子に和睦を勸説せしめた。然も氏政は頑として之を斥けた。されば黒田、瀧川の使命も、亦た何等の即効なかつた。氏政は曰く、吾れ父祖の業を紹で、八州の主となる。武を以て之を失ふは、遺憾な

黒田北條父子の面會

い。但だ戦はずして降る可きでない。然も黒田は家臣井上平兵衛に命じ、美酒二樽、漬鮎(つけあし)十尾を贈らしめた。氏政は之に向て、鉛、火藥各十貫宛を酬いた。秀吉は更に北條氏規、北條氏邦をして、百方勸諭せしめたが、氏政は悉く之を斥けた。

黒田は其の厚意を謝せんが爲めと稱して、刀をも帶せず、肩衣袴を著し、城内に入て、氏政父子に面會し、和議の事を談じたれば、氏政父子は、之を徳とし、北條家傳來の寶刀、日光一文字、及び日本の三陣貝の一と稱する、北條の白法螺、併に東鑑一部を以てした。日光一文字は、無銘二尺二寸四分、日光權現にありしを、北條早雲申し下げて、之を所持し、氏綱、氏康を経て、氏政に傳へたる寶刀だ。氏直も亦た如水に向て、其の斡旋の勞に酬ゆ可く、『時鳥』の琵琶を貽つた。(黒田如水傳)

黒田斡旋の勞

或は此の贈物は、氏直出城の後の事と云ふ説もある。何れにもせよ、黒田孝高が、小田原開城に就て、斡旋の勞多かりしは、確かなる事實だ。但だ世故に練熟せぬ氏直の心、先づ動いて、此際多少の餘地ありしに拘らず、遂ひに無條件降服の餘儀なきに至りたるぞ、笑止なる。

【五三】 氏直の出降

氏直請哀
ず秀吉をか

所謂る貧すれば鈍するで、窮すれば思慮も、分別も出で來らず、人々互ひに相疑ひ、相闘ぐに至るものぢや。小田原城中の状態が、全く此の通りであつた。さしもの金城湯池も、一人の闘志なきに至りては、何の役にも立つものではない。氏直は形勢の日に非なるを見て、織田信包に頼り哀を請うた。六月廿九日、秀吉麾下の士津川三松、之を取次いだ。秀吉は其の卒爾なるを咎めて、三松及び其弟謙入を追うた。

氏直家康
に就き降
乞ふ

氏直愈々窮して、七月五日には其の弟氏房を伴ひ、城を出で、家康に就き降を乞うた。曰く、吾切腹して、父氏政、及び士卒一同の命に代らんと。家康と氏直とは、舅と甥の間柄なれば、故らに嫌疑を避け、羽柴雄利に赴かしめた。雄利は黒田孝高と與に、之を秀吉に告げた。秀吉は家康と其の處分法を議し、特に氏直の死を容し、氏政、氏照、及び松田憲秀、大道寺政繁四人を戮し、餘は寛典に従ふとし、六

日を以て、開城を命じ、氏直を雄利の陣に留めた。六日、氏直は命を傳へて、松田憲秀を誅せしめた。

秀吉氏直
に書む與
ふ

當城(小田原)立籠候人數、大將之事は不及申候、下々迄ほしころしにさせらるべきと被思召候處、其方一人罷出、是非腹を仕候はん間、諸勢被作助候は、可忝旨申候由、羽柴下總(瀧川雄利)黒田勘解由(孝高)兩人懇致言上候、其方申様神妙なる體、被感思候間、御法度無之候へば、命之儀被成御拯度被思召候へ共、御法度之儀候間、無是非候。但親候氏政、並陸奥守(氏照)大道寺(政繁)松田(憲秀)四人、所行にて表裏之段聞食、不届候條、兩四人に腹を切らせ、其方儀は被助置度被思召候。是非兩四人可被相究事、可然候。今日罷出儀は、感入思召候條、外聞之儀者、天下へ御請乞候間、心安存候べく候。爲其如此被仰出候。又御自筆之御はしがきかきたる可く候。是非四人可然候。

七月五日

〔小早川什書〕

北條父子
意見の齟齬か

是れ秀吉より、氏直に與へた書簡だ。惟ふに氏直は氏政との協議を俟たず、其の弟氏房と共に、城より出たのだ。何故に斯る間際に於て、斯る舉動を敢てした乎は、分明でないが、兎も角も氏直と氏政との父子の意見が、齟齬して居た丈の事は、此れにて暗示せらるゝ。詳に言へば、氏政が餘りに頑張るから、氏直は獨斷的に出城したのであらう。日本外史には、『秀吉以陰謀間疎其父子、故氏直惶惑、不俟約而出也。』と特筆して居る。恐らくは此の通りであつたらう。

氏直恃むべからざるを恃む

併し氏直の獨斷的降服は、輕卒であつた。彼は少くとも何等かの條件にて降服し、若し其の條件が聞き入れられなければ、自決す可きであつた。然るに自から何等の據る所なくして、徒らに出城したのは、恐らくは、其の岳父たる家康を恃みとしたのであつたらう。併しながら間違の本は、此にあつた。家康は吾家が大切か、北條家が大切かと云へば、固より吾家が大切だ。此際若し北條家の爲めに周施せん乎、却て吾家の大事を破るとなるのだ。是を以て北條家の爲めに言ひたき事も、成る可く口を咄み、爲したき事も、成る可く手を出さず、只管ら其の

嫌疑を避くるに是れ汲々であつた。されば氏直に取りて、助けの神たる家康は、其の實見捨ての神であつた。氏直が家康を恃みたるは、恃む可からざるを恃んだのだ。

或は曰く、

氏直投降の事情

氏規は徳川殿御陣に參り、東西和睦の事を評議し、伊豆、武藏、相模三ヶ國を請取、人質取かはし、城を明渡すべき旨約定し、關白の證狀まで賜はりければ、氏規大に安心し、然らば此趣をもつて、氏政に和議をすゝむべしと、決定して立歸り、七月六日卯一點に(午前六時)澁谷口より小田原城へ入所、こはいかに氏直は十郎氏房が頻にすゝめければ、今晚早く羽柴下總守雄利が陣に降參に出たりと。……斯く相違して、氏直は氏規に逢はず、龜忽に降參せしは、如何なる故と云ふに、小田原城中にては、此時既に氏政父子の間に、違亂の事出來て、氏直父とも熟談せず。只十郎が申旨に従ひ、早々城を出で降參せしなり。是れ併しながら秀吉公詐謀の致す所と知られける。(改正參河後風土記)

虻蜂取ら

氏規の條件は、餘りに好條件だ。果して此通りの條件であつた乎、否乎は、姑らく措き、氏直が無條件降服の徑行は、此の通りであつたらう。彼は與に諮る可き父氏政と諮らずして、與に恃む可からざる岳父家康を恃とし、遂に虻蜂與に取らざる始末となつた。

〔五四〕 北條氏の末路

氏直の輕忽

如何に考へても、北條氏の末路は悲惨であつた。氏直の投降は、全く弱羊が狼に向つて、憐を乞ふ姿であつた。吾人は氏直に向つて同情を表するが、ざりとて其の措置の輕忽を見逃がす譯には參らぬ。憐む可きは、寧ろ氏政だ。彼は氏直の太早計の爲めに、遂におめくんと死地に就かねばならぬ事となつた。秀吉は當初より北條氏に對しては、寛典を與へざる覺悟であつた。氏規の秀吉より贏ち得

氏政宥恕の運動

たりと稱する、相模武藏伊豆三箇國を、北條氏に與ふる條件の如きは、恐らくは事實でなく、假令事實とするも、秀吉の本意でなかつたであらう。秀吉の胸中には、業に已に徳川家康に關八州の新領主が、定まつて居た。但だ氏政の死に就ては、隨分宥恕の運動もあつたと思はる。七月七日附、井伊直政の淺野長政に答へたる書中に、

隨而當城（小田原）之儀、昨日六日に、榊原式部大輔（康政）入申候。今日本城相渡申候由候。氏直は于今羽柴下總（龍川雄利）陣所に被居候。氏政には腹を仕候へと、御説に候へども、種々御説言に候之間、相濟可申かと存候。

所詮言の出

とある。此の御説言は、家康より持ち出したの乎、將た誰の口より出でたる乎、井伊杯が斯く云ふ程なれば、氏政の運命も生死の間を彷徨したのであらう。併し秀吉の意志は、當初より一決して居たに、相違ない。

城兵を放

秀吉は片桐直倫、脇坂安治、及び徳川の部將榊原康政をして、城を收めしめ、嚴に鹵掠を禁じ、諸口の圍を解き、七日より三日を限りて、城兵を放つた。

五日 雨降。氏直内府様(信雄)、衆羽柴下總陣所に走入被成候而、關白様へ御佗言候。

六日 城中へ關白様小姓衆貳人、此方にて榊原式部大輔うけとりにこされ候。

七日 城中關東衆皆々御出し候。

八日 地下人出候。

九日 地下人出候。

十日 殿様(家康)城へ御うつり候、城中見物にこし候。

十一日 氏政同弟奥州(氏照)に腹を御させ候。(家忠日記)

要領は全く此の通りだ。

尙ほ家忠日記追加には、左の記事がある。

氏政氏輝
醫師安栖
の宅に移
る

九日 北條氏政其弟氏輝(氏照)等、醫師安栖が宅に移る。秀吉の云く、今度吾れ東行の事、一偏に北條氏を撃滅さんが爲也。然るに今悉く是を宥めば、前言僞

るに似たり。氏政氏輝を殺して、氏直を赦さんと欲するの由、大神君(家康)に是を議す。大神君是を諾し給ふ。

十日 大神君小田原の城に移り給ふ。

氏政氏照
切腹

此の如く、憐む可し氏政、氏照は、九日城を出で、醫師田村安栖の家に屏居した。十一日に至りて、秀吉は石川貞清、蒔田廣定、佐々行政等をして、切腹を申し付けた。家康も亦た康政、直政をして、陪席せしめ、一千五百人を以て、之れが警備をした。監使等の來るや、氏照は其の色を察し、定めて吾等生害の御催促なる可し、姑らく湯沐の猶豫を請ふとて、身支度をし、各々和歌を詠じて、自刃した。

雨雲の覆へる月も、胸の霧も、拂ひにけりな、秋の夕風。

我身今消とや、いかに思ふべき、空より來り、空に歸れば。

是れは氏政の辭世だ。彼は行年五十三。慈雲院殿とは、其の法號だ。

吹と吹風ないとひそ、花の春、紅葉の残る、秋あらばこそ。

是れは氏照の辭世だ。

兩人の辭
世

小田原記に曰く、

氏規の存命

天正十八年寅七月十七日、御最期の節、伊豆檢校、御前に在けるが、後に物語に聞侍べる。氏照は陸奥守、從五位下、平朝臣、號心源院、兄弟目と目を見合、いざさせ給へ、御供申さんとて、左の脇に御刀を押し立、右へ引廻させ給へば、美濃守氏規御首を打落給ひ、其刀を取直し、押肌脱がせ給ふ所を、井伊兵部(直政)走り寄り、抱き捕て助け申、其の紛に陸奥守の御首を、小姓山角牛太郎(山角主税の子、當年十六歳)盗み捕り落て行を漸うく賺して取返し、公卿に据えける。牛太郎倅主の爲めを思はんとて、家康公へ召出し給ふ。

當時の光景、全く見るが如しだ。氏規は此の如くして不思議にも、一命を存らへ、北條氏の血統を、後世に繼ふとなつた。

梟首

氏直高野に放たる

秀吉は氏政、氏照の首級を、京都一條の辰橋に梟し、十九日大道寺政繁を、江戸櫻田に誅した。七月十二日、秀吉は氏直を、高野山に放つた。同日附にて、秀吉の加藤清正に與へたる書中に曰く、

昨日十一、北條氏政、同陸奥守刎首、則刻京都へ差上候。氏直事、家康依爲縁者、一命助候。

其後の氏直

と、氏直の助命は、全く家康の掣であると云ふが、理由であつた。彼は二十日小田原を發した。氏邦、氏規、氏忠、氏堯、氏房、及び松田直憲、大道寺直繁等三十人、卒三百餘人相従うた。秀吉は五百人扶持を與へた。十一月十日、山上の寒酷しきが爲めに、山下の天野に居らしめた。十九年春は堺浦に移し、秋は大阪に召し、河内にて一萬石を給し、明年を以て伯耆一州を與へんとしたが、不幸にして痘を患ひ、十一月四日、二十九歳にて逝いた。

白石の北條滅亡論

新井白石は曰く、

北條の亡び初めより、終に至る迄、事皆な違變のみ出來て、終に事破れき。想ふに悉く秀吉の姦謀に出でたりと見えしなり。氏直もまた毒殺され給ひしといふ人もあり。〔藩翰譜〕

と併し此れは餘りに穿ち過ぎた論で、北條氏の亡滅は、寧ろ自業自得と云ふ可

さだ。

氏勝の本領安堵

氏直の高野山に赴くや、氏勝も自から其の隨行を期した。然も家康は彼が第一の歸降者にて、其功少からざるを申し立て、若し斯く爲さしめば、後來歸降者の道を塞がんと諫めたから、本領安堵を命じ、家康に屬せしめた。而して秀吉は又、氏規の忠勇を思ひ、十九年八月、河内にて三千石を給し、文祿三年、更らに河内の狭山一萬石に封じ、其の子氏盛、父の祿を襲ふに方り、氏直の後を承けしめ、以て北條氏の祀を存した。

氏規の襲封

氏直高野山に入る

氏直小田原發

七月二十日、氏直小田原を發足せらる。相隨ふ人々には、太田十郎氏房、北條安房守氏邦、美濃守氏規、左衛門佐氏忠、右衛門佐氏義、松田左馬助、内藤左近大夫、福島伊賀守入道、堀和左兵衛尉、依田大膳亮、山上郷右衛門、諏訪部宗右衛門、大道寺孫九郎、菊池七兵衛以下、士三十人、雜兵凡三百人なり。大神君より御見送りとして、榑原康政を差添らる。秀吉懇情を施され、旅中の障り無からん爲とて、警固の士驛路の傳馬道すがらの

高野山著

賄ひを宛課せられ、高野山に至れば、二萬人の扶持料賜ひ、其外雜用調度以下注文を以て下行せらる。然るに彼山は寒冷殊に甚敷の由、殿下聞及び給ひ、是を勞はり、翌年辛卯（是年庚寅の誤）十一月十日、件の面々を天野の地に移し、衣服酒茶の類までも豊に恵み贈られたり。壬辰（辛卯）の春、氏直泉南の興應寺へ來り、半年計りも滯留の間、秀吉公大坂の城に招き、會面し賜ひ、北畠信雄の舊宅に居しめ、白米三千俵を賜り、其後來春に西國中國の内にて一州を宛行はるべき約諾有しに、氏直痘瘡を病て、順快を得不得、十一月四日三十歳にて逝去せらる。左ばかりの豪家と云ひ、大神君の賀君と云ひ、殿下にも慈恵を加へられしに、誠に是非なき次第なり。舍弟十郎氏房は翌年癸巳（元年）文祿四月二十日、肥前國唐津の陣中に於て、是も亦痘瘡を患ひ、不幸短命にして二十八才にして卒去也。爰に於て北條家正統は斷絶したりける。〔關八州古戰錄〕

氏直病死

第十章 北條早雲と北條氏の政治

【五五】北條早雲(一)

非不思議
と不思議

北條氏の亡滅は、不思議でない、不思議なるは、其の亡滅の速かならざる事だ。小田原城の陥落は、不思議でない、不思議なるは、其の陥落が容易でなかつた事だ。

北條の持
久力

近くは武田氏に就て見よ。天正十年二月九日に、信長は出征の一般方略を願ひ、三月十一日には、武田勝頼を始め、其の一家概ね討死、若しくは自刃した。即ち約一ヶ月にて、武田氏は亡滅した。然るに北條氏は、秀吉が天下を席捲するの勢を挙げ來り、家康が其の先鋒となりて、尙ほ半歳を要した。是は何故であらう乎。吾人は北條氏の持久力の尋常でなかつた事に、寧ろ驚嘆す可き理由を見出す。

早雲の出
身

此事を説明するには、先づ北條氏其の物を説明する必要がある。北條氏を知らんと欲せば、其の始祖早雲を知る必要がある。早雲は足利の亂世に於ける、所謂

る下剋上の時代に於ける、一個の代表的人物ぢや。彼は何者であつた乎、其の素性さへ明白でない。月並的の事は、既記の通りだ。「參照 本篇、一、二、北條氏の勢力」但だ彼が伊勢の關の一族であると云ふ丈は、彼の自白によりて分明だ。「早雲自から信濃の小笠原家に送つた書簡、今尙ほ小笠原子爵の家に傳ふ。」彼が立身の端緒は、其妹が駿河の屋形今川義忠の妾となりて、北川殿と稱した緣故を便りて、其の寄客となつた事に始まつた。

早雲興國寺城主となる

今川義忠は遠州で戦死し、其の子氏親は幼少で、家臣互ひに相鬩いだ。氏親は、其の母北川殿に携へられて、山中に隠れた。是に於て堀越御所足利政知は、上杉治部少輔を、關東管領上杉定正は、太田道灌を、叛亂鎮撫の爲めに出陣せしめた。政知は云ふ迄もなく、足利義政の弟だ。關東公方足利成氏が、幕命に抗し、管領の上杉氏と相ひ戦うたから、上杉氏より彼を關東へ招き下して、關東公方たらしむ可く、伊豆の堀越に置いたのだ。早雲は道灌と、治部少輔とに説き、今川氏の家臣等を和解せしめた。此の勳功によりて、彼は駿河富士郡なる、興國寺の城主とな

つた。

堀越御所を亡し、葦山に移る

早雲は蚤に眼を關東に著けた。早雲は堀越御所の政知の長子茶々丸が、其の繼母の己を讒して、自腹の出なる次男に家を嗣しめんとしたるを憤り、父政知の病死後、其の繼母と、其弟とを殺し、自ら家督を繼ぎ、民心大に離反したるを奇貨として、堀越御所を亡ぼし、遂ひに葦山に移つた。而して葦山は早雲の世を没する迄、其の根據地であり、策源地であつた。

小田原許取

當時扇谷の上杉定正は、山内の上杉顯正と、互ひに鎬を削つて居た。是に於て早雲は先づ定正に結んで伊豆を取つた。而して明應三年には、詭謀もて小田原を取つた。小田原の城主大森氏頼は、上杉定正の幕下で、聰明の人であつた。彼は早雲が故なくして、頻りに善くするを見て、油斷ならずと、用心を堅固にした。されば彼の一生は、流石の早雲も施す可き手段がなかつた。然るに彼が逝いて、其子の藤頼の代となるや、箱根の山中に、鹿狩をすると云ふ言前にて、其の許諾を得、兵を率ゐ卒然として小田原を襲ひ取つた。小田原は此れよりして、北條氏關東

經略の關門となつた。

關東公方を
手中の
傀儡となす

早雲は今川氏を扶けて家康の祖先たる參河の松平長親とも戦うた。甲斐にも兵を出して、武田氏を撃たんとした。然も其主力は關東に向うた。彼は扇谷の上杉定正の死するや、其の子朝良の爲すなきを見て、自由行動を取り、相模、武藏に手を入れた。彼は越後の長尾爲景と結び、兩上杉氏を退治した。彼は古河公方成氏の子政氏を誘うたが、其の之に應せざるを見て、其の二子高基、義明を誘うた。古河公方は之が爲めに、父子相戦ふに至つた。而して遂ひに高基の子晴氏の爲めに、早雲の子氏綱の女を妻はした。此の結婚政略の結果、關東公方は、北條家手中の傀儡となつた。

三浦氏を
亡す

早雲の近き敵は、相模の三浦氏であつた。三浦義同道寸は、相模大住郡の岡崎城に據り、其の子義意は三浦郡の新井城に據り、互ひに犄角の勢を倣して、上杉に屬し、早雲に抗した。早雲は岡崎城を抜き、鎌倉郡の玉繩に築城して、屢々三浦氏と戦うた。道寸は岡崎城を出で、三浦郡の住吉城に遁れた。早雲は之を攻めて、

北條氏を
稱したる
由來

道寸を新井城に走らしめた。斯くて彼等父子は、三年間籠城したが、早雲は遂ひに之を抜き、三浦氏を滅し、自ら三浦岬に築城して、安房の里見氏に備へた。而して永正十六年八十八歳にて、伊豆韮山にて逝いた。

彼は本來伊勢氏を稱した、而して何故に中途より北條氏と改稱した乎。或は曰く、彼の母は北條高時の後胤横井掃頭助の女であつた。或は曰く、伊豆韮山に北條某氏があつた、其の人病死して子なく、故に早雲を嗣としたと。或は曰く、三島大明神の靈夢に感じたと。北條五代記理窟は何れにせよ、信長が故らに平重盛の後を標榜して、平氏を稱し、家康が松平氏を改めて、徳川氏を稱したのと、同一の心理情態より出で來たものと思はる。彼は其の位置の向上と同時に、其の姓氏を改めたのだ。即ち秀吉が木下より羽柴となり、羽柴より豊臣となつたと、何等の殊なる所はない。

〔五六〕 北條 早雲 (二)

機宜に適
したる努
力

北條早雲には、何等愛好すべき性格は見出されぬ。されど彼が今川氏の一寄客から、關八州の霸主たる基を發くに到りたるは、偶然でもなく、僥倖でもなく、全く彼の努力だ。而してその努力も、悉く機宜に適した方法を取つたからだ。

成功の原
因

惟ふに彼の成功の第一は、武略であつた。第二は外交であつた。而して第三は、民心の收攬であつた。吾人は特に重きを第三に措くべきものと判定する。

早雲の學
問

早雲は文旨の英雄ではなかつた。彼の機略の一半は、學問より得來つたものらしい。其の早雲寺殿廿一個條を見るに、

一 少ちかの隙あらば、物の本、文字の有物を懷に入れ、恒に人目を忍び見るべし。寢ても醒ても手なれざれば、文字忘るゝなり。書事又同事とあり。又た、

一 文武弓馬の道は常也。記すに及ばず、文を左にし、武を右にするは、古の法、

兼て備へずんば有べからず。

とあり。如何に彼が學問に重きを措き、之を以て其の子弟、臣下を獎勵したことが判知る。

早雲と三
略

されば、彼が儒生を召して、黄石公の三略を講せしめ、其の劈頭第一に、『主將之法、務攬英雄之心。』の一句を聽き、止めよ、最早合點したと云うたとの逸話は、極めて其の真相を穿つて居る様に思はるゝ。六韜三略は、戰國當時の福音書であつた。今日に於ても、足利中期以後の抄本が多く保存せられつゝあるを見れば、當時に持て囃されたことが、判知る。但だ之を讀む者は、多くあつたが、之を實際に應用した早雲の如き者は、幾許あつたであらうか。彼は能く太平記を讀み、諸本を集めて、其の異同を校した。〔田中博士、後北條の武相經營〕此の好學の風は、氏康、氏政の代に傳はり、氏康の如きは、當時に於ける、最も教養ある武將の一人であつた。

民心の收
攬

但し早雲に多しとす可きは、單に英雄の心を攬つたのみでなかつた。民心を攬

つたのだ。其の民心を攬つたのは、民政に力を用ひたのだ。

此人慈悲の心深く、百姓を恤み、毎年の年貢を宥免せらる。是によりて百姓共、斯く慈悲なる地頭殿にあひぬる物かなと悦び、此君の情には、命の用にも立つべし。あはれ世に久しく榮え給へかしと、心ざしをはこばずといふ者なし。〔北條五代記〕

百姓の隨喜

是れ早雲が、駿河興國寺城主たる時の事だ。彼は此の民心を得、此の百姓原を率ゐて、三十日の中に伊豆一國を經略した。

早雲諸侍をいさめて曰く、國主の爲に民は子也、民の爲に地頭は親也。是れ私にあらず、往昔より定れる道也。いかでか憐を垂れざらん。世澆季に及び、武慾深くして、百姓年中の耕作を檢地し、四つもなき所をば、五つと云ひかけて取。此外夫錢、棟別、野山の役をかけ、あらゆる程の物を押して取、分際に過たる振舞をなし、花麗に心をつくし、米穀を徒につひやす故に、百姓苦しみ、餓死に及ぶ。是によつて、早雲今定る所、年中收納する穀物の外に、一錢にあたる義なり共、

租税の輕減

百姓にいひかけすべからず。諸役宥免せしむるに於ては、地頭と百姓和合し、水魚の思ひをなすべし。早雲守護する國の百姓前世の因縁なくして、生れあひがたし、願くは民裕かにあれかしと申されければ、民家聞て、此君の時代永久にあれかしと、佛神へ起請し、喜悅の外なし。〔北條五代記〕

是れ早雲が伊豆を取りたる際の事だ。彼は此の主義を以て其の民心を收攬し、彼の子孫も、克く之を徹底せしむるに勗めた。戰國時代の租税は、六公四民が普通で、時としては七公三民、即ち領主と百姓とが、七分三分の割合であつた事も少くなかつた。然るに北條氏は、其の割合を顛倒して、四公六民とした。

勝海舟の論
北條興起

昔時關東は、舊北條氏より續きて、足利氏に至るまで、府を開き、管領の職を置き、法制を上國に仰ぐ。故に法令他國に比すれば、密にして且煩なり。又租税の如きも、厚きに失す。後の北條氏單騎空拳にして、伊豆を攻取り、相模に據る。仗劍流寓の身より起りて、飽迄下情に通達す。故に其の小田原に據るや、首として嚴令を解き、私に法を三章に約し、重斂を捨て、薄免と爲す。之に依て下民

期せずして心を傾け、管領に服従せず。北條氏の志を關東に得、數年を出でずして、強大を成すもの、夫れ之に因る歟。〔吹塵錄〕

此れは勝海舟の説だ。而して極めて要領を得て居る。若し早雲をして、之を聽かしめば、掌を抵て、吾心を得たりと云うであらう。

早雲下情に通達

彼は頗るの苦勞人であつた。彼は能く下情に通達した。而して彼は張弛、操縦の術に於て、抜目がなかつた。

伊勢早雲は、針をも倉に積む可き程の苦仕り候つる。雖然武者邊に使ふ事は、玉をも碎つべう見えたる人にて候由、宗長常に物語り候。〔朝倉滴水話記〕

早雲其人を活躍せしむ

宗長は諸國行脚の連歌師で、早雲とも接觸した者だ。此れは彼が早雲に對する印象を直話したもので、如何にも、早雲其人を活躍して居る。早雲が流寓寄食の身を以て、關八州の主たる基を發いたのは、意外の様だが、彼が此の偉業を創め得たる所以は、却て是れが爲めと云はねばならぬ。

早雲兵士を教ふる法令

廿一條の法令

早雲入道兵士を教ふる廿一條の法令あり、其第十二條に少の隙あらば、物の本、文字の有者を懐に入れ、常に人目を忍び見べし、寢ても醒ても手馴ざれば文字忘るゝなり、書く事また同じ。第十五條に歌道なき人は無手に賤しきと也、學ぶべし、常の出言に慎あるべし、一言にても人の胸中知るゝもの也。第十七條に善友を求むべきは、手習學文の友なり、惡友を除くべきは、碁、將、碁、笛、尺八の友なり、是は知らずとも恥にはならず、習ても惡事にはならず、但徒らに光陰を送らむよりはと也。人の善惡皆友に因ると云ふ事なり、三人行ふとき必ず我師あり、其善者を撰んで、是に従ふ、其善あらざる者をば是を改むべし。第二十一條に文武弓馬の道は常なり、記すに及ばず、文を左にし武を右にするは古の法、兼て備へずは有べからずと記さる。論語の意を取て、教訓を敷施されしこと、當時攻取關疆のみを專とせし諸將に比すれば、勝れると遙に遠し。〔續武將感狀記〕

論語の意を取ての教訓

〔五七〕 北條氏政治の利弊

關八州維持の原因

既に民心の收攬によりて、關八州を得たりとせば、又た民心の收攬によりて、關八州を維持したるや知る可しだ。されば徳川家康が、北條氏と、武田氏の亡滅を對照して、

武田北條較亡の比

武田信玄は、近代の良將なりしが、己が父の信虎を追出せし餘殃、子に報いて、勝頼も猛將たりしが、連傾くに至り、譜第恩顧の者まで、離畔して、はかなく亡びしは、天道其の親愛の恩義なきを憎み給ふゆゑとしらる。小田原は百日ばかりの圍城に、松田尾張が外は、反逆のもの一人もなし。氏直が高野に赴きし時も、命をすてゝも従はんと願ふ者多かりき。これを早雲已來貽謀のたゞしくして、諸士みな節義を守りしがゆゑなりと、仰られしとなん。〔徳川實記〕

輕税の爲

と云うたのは、尤の次第だ。今少しく適切に云へば、武田は重税の爲めに、民心離反し。北條は輕税の爲めに、民心悅服した。離反したが故に、速かに滅び、悅服した

が故に、長く持ち耐へた。

經濟方面の用意

北條氏は輕税のみならず、經濟方面にも頗る心を用ひた。近き年迄、關東に鑑、永樂取雜へ、同じ値に使ひしが、在々所々に於て、善惡を争ひことはり止事なし。其比東八ヶ國の守護、北條氏康公仰せけるは、錢しなじな有といへ共、永樂にますはあらじ、自今以後關東にて、永樂一錢を使ふべしと、天文十九戌の年、高札を立られければ、關八州の市町にて、永樂を用る。此義近國他國に聞え、鑑の内より、永樂を擇り出し用るゆゑ、鑑はいつとなく、上方へ上り、關西にて使ひ、永樂は關東にとゞまつて用る。〔北條五代記〕

氏康の手柄

是れ氏康は、善貨と惡貨の差別を査定し、其の領民をして、善貨を用ひしめたのだ。氏康の手柄、豈に菅だ川越夜襲戦のみならんや。

北條氏政治の弊

併し如何なる政治にも、其弊なきはあらず。北條氏は粗枝大葉にて關東を治めた。是れが爲めに盜賊をも、利用した。博奕をも流行した。願ふに徳川時代に於ける、關東無宿、長脇差の類は、是れ北條氏の遺物を、已むを得ず相續したものであ

らう。

亂波

然ば其比亂波と云ふくせ者多くありし。是等の者、盜人にて又盜人にもあらざる心かしく、健氣にて横道なる者共なり。……此者を國大名衆扶持し給ひぬ。是は如何なる子細ぞといへば、我の亂波我國にある盜人をよく穿鑿し、尋出して首を切、己れは他國へ忍び入、山賊海賊夜討強盜して、物取事が上手なり、才智ありて謀計調略をめぐらす事、凡庸に及ばず。古語に伴ても賢を學ばんを賢とすといへり。されば智者と盜人の相同じ事なり。〔北條五代記〕

亂波の調法の代償

惟ふに此の亂波は、北條氏の爲めに、他國に出ては、探偵、諜報の用を辨じ、自國に於ては、警察、治安の下廻りを勤め、至極調法のものであつたであらう。但だ其の代償として、彼等は自個の繩張を設け、不法行爲の特許權を、勝手に行使したのであらう。

博戯

北條が比は法令惰弛なれば、八州のうちには博戯盛に行はれ、僧俗男女のわいためなく、皆なおしはれて、行ふことなり。かねて御舊領におはしませしとき

より、この事嚴斷せられしをもて、御遷徙あると直に、板倉四郎左衛門尉勝重もて、きと嚴令を出され、博戯するものは、見及びしまゝ、追捕して、死刑に行はる。〔君臣言行錄〕

寛裕政治の利弊

斯く家康が、北條氏の後を承けて、博戯を取締つたに拘らず、博戯は徳川氏三百年を通じて、關東の一名物となつて居たのは、是れ北條氏の政治の弊を承けたのであらう。凡そ寛裕の政治は、其上に有力なる統制者あれば、利多くして害少きが、其の統制者にして、微弱なる場合には、其害に勝へざらんとす。

北條の政策亡びず

早雲より氏康迄は、前者であつたが、氏政氏直となつては、後者であつた。北條氏の政治が、不振に陥つたのは、政治の方針が悪しき爲めでなく、爲政者が悪しかつた爲めだ。而して是亦た積弊の致す所であつたと云ふ可きだ。併し概論すれば、北條氏の善政は、北條氏を最後迄支持したと云ふ可きだ。徳川家康の如きも、其の寛裕なる民政と、其の文教を重んじたる二者は、北條氏の政策を踏襲したものと云はねばなるまい。果して然らば、北條氏は亡びても、北條氏の政策は亡

必ずと云ふ可しだ。

第十一章 秀吉家康を關東に移封す

【五八】 徳川氏の移封(一)

家康の新領地

北條氏亡滅後の大事件は、徳川氏移封の事だ。天正十八年七月十三日、秀吉は家康を北條の領土武藏、相模、伊豆、上總、下總、上野の六國に封じ、安房、下野を其の附庸とし、別に近江、伊勢、遠江、駿河にて十萬石を給し、狩獵、朝覲の用に供した。單に家康の論功行賞と見れば、それ迄の事だが、果してそれ丈の事であつた乎、否乎。家康譜第の參河武士等にも、當時とりくの沙汰をした。吾人は秀吉が此事を此際に行うた動機に立ち入りて、詮議す可く、若干の興味がある。

秀吉の詐謀

此に就て最も痛切に、所謂る秀吉の詐謀を看破したのは、『徳川實記』の編者だ。秀吉今度北條を攻亡し、その所領ことごとく、君(家康)に進らせられし事は、快活大度の舉動に似たりと雖も、其實は當家年頃の御徳に心腹せし駿、遠、參、甲、

信の五國を奪ふ詐謀なる事疑なし。其故は關東八州といへども、房州に里見、上野に佐野、下野に宇都宮、那須、常陸に佐竹等あれば、八州の内、御領となるは、纔かに四州なり。

徳川舊地の諸州分封

かの駿、遠、參、甲、信の五ヶ國は、年頃人民心服せし御領なれば、是を秀吉の手に入、甲州は尤も要地なれば、加藤、遠、江守、光泰を置、後に淺野、彈正、少弼、長政を置、東海道、樞要の清須に秀次、吉田に池田、濱松に堀尾、岡崎に田中、掛川に山内、駿府に中村を置、是等は皆な秀吉腹心の者共を要地に据置て、關八州の咽喉を押へて、^{すこし}少も身を動し、手を出さしめじと謀りしのみならず、又た關東は年久しく北條に歸服せし地なれば、新に主をかへば、必一揆蜂起すべし。土地不案内にて、一揆を征せんには、必敗べきなり。其敗に乗じて、はからひざまあるべしとの秀吉が胸中、明らかに知るべきなり。〔徳川實記〕

以上は、徳川側より見たる惡意的見解として、洵に深刻と云ふ可きだ。併し秀吉は果して、此程の詐謀を懷いたのであらう乎。

日本の二中心

日本は細長き國故に、昔に於ては、是非とも二個以上の中心を要したり。足利氏の時は、此勢に従て、鎌倉に親族を封じ、恰も日本を南北の二に分け、京、鎌倉の兩公方にて、天下を治むるが如き形ありき。是は形勢の上より止を得ざることにて、人心の久しくそれに慣れたるのみにはあらず、實際左様にして二個以上の中心を設けねば、其頃の世は治め難かりしなり。

徳川は北日本鎮臺か

それ故秀吉は北條を亡ぼす前より、北條若し亡びなば、徳川氏を其跡に移し、昔しの鎌倉公方の如く、北日本を鎮めさせんと思付きたりと見えたり。秀吉が徳川氏を鎌倉公方に擬したりと云ふは、強ち我輩の臆測のみにあらず。徳川氏が關東移封後の態度を見るに、蒲生氏郷、伊達政宗の類、皆徳川氏を中心として、其の節度に従ふの狀あり。秀吉も亦しかせしめたる如く、其狀關以東は君に委すと云ふが如くなればなり。〔山路愛山著、豊太閤〕

秀吉の心事如何

是れは徳川氏側より見たる、善意的の見解だ。然も秀吉は果して徳川氏を、斯く迄に重んじたのであらう乎。吾人は寧ろ直接に進んで、秀吉其人の心事を、忖度

せねばならぬ。

關東の連
小便

秀吉は一日家康と石垣山より、小田原城を見渡した。

家康公の御手を執て、あれ見給へ、北條家の滅亡程有べからず。氣味のよき事にてこそあれ、左あらば、關八州は貴客に進らすべしと契約有て、家康主もいざ小便をめされよとて、敵城の方へ向ひ、打連れて小便し給ひけり。されば今の世までも、東國の兒女相謂て、關東の連小便と申す此の吉兆を傳へたり。

〔關八州古戦録〕

轉封の
時日

此れは單に逸話に過ぎざるも、北條氏亡滅以前、小田原陣中にて、家康轉封の事は、既にそれく沙汰あつたものと思はる。

廿日(六月)國がはり近日の由候。城中之調儀之由候。夜すがら具足にて待候。と家忠日記に特筆せられて居る。乃ち家康の家臣中には、既に國がへの評判をしたのだ。

【五九】 徳川氏の移封 (二)

日本統一
の必須要
件として
の移封

秀吉は何時頃より、家康移封の事を企てた乎。そは北條征伐を決したと同時にあつたと思はる。理由は、それは家康を鎌倉公方同様の地位に据ゑ、天下を二分して、之を統治する了見でもなく、ざりとて又た家康を、北條の故地に移し、一揆に手を焼かしめ、佐々成政の二の舞を演せしめんとする下心でもなく、其の日本統一の必須要件として、斯く豫企したのであらう。

北條討伐
の第一理
由

若し家康が中堅となり、前に織田信雄あり、後に北條氏直あり、又た其後に伊達政宗あり、相連衡して、秀吉に反抗したならば、秀吉に取りては、由々敷大敵であつたに相違ない。是れが秀吉の七重の膝を八重に折りても、家康を懐柔せんとしたる所以であつた。然も懐柔し來れば、家康は既に手中の物だ。信雄は固より憂ふるに足らず、北條さへ片附くれば、伊達は刃を用ひずして、服するを得るは云ふ迄もない。是れ秀吉が北條討伐に、全力を用ひた所以だ。而して家康を

家康の處世術

先鋒として、北條に當らしめたるは、或る意味に於ては、家康をして、其の羽翼を殺がしむる所以だ。家康をして禍心を逞うする能はざらしむる所以だ。家康程の漢が、是れしきの魂膽を解せぬ筈はない。彼は屈せざれば已む、既に秀吉に屈すれば徹底的に屈するが、彼の本色であり、又た彼の政策であつた。所謂る長いものには巻れよとは、彼が處世術であつた。是れ家康が、我が輩であり、我が與國であり、萬一の際には、對秀吉の上に於て、我に多大の聲援たるに拘はらず、毫も顧慮する所なく、秀吉の爲めに北條討伐に、餘力を吝しまなかつた所以である。

移封は必然の勢か

果して上記の通りとすれば、家康の移封は、必然の結論だ。此れは恩惠でもなく、左遷でもなく、家康は行く可き所に行き、秀吉は行かしま可き所に行かしたのだ。五州より八州に移したのは、論功行賞と云へば其通りだ。父祖傳來の參河、百戰の餘、鋒先にて取りたる遠江、駿河、若しくは甲斐、信濃の一部を棄て、關八州なる異郷の異客となるは、難有迷惑と云へば、又た其通りだ。併し家康として

動機複雑

は、是れ必然の勢で、自から揀擇の餘地はなかつたのだ。

英雄の心事は、複雑だ。當人自から當人の動機を自覺するに、苦しむ程だ。されば秀吉が家康を移したのは、種々の思惑の湊合の結果であらう。北條征伐の骨折料の意味もあらう。毛利一家が九州征伐に骨折りたる結果として、小早川隆景に、筑前と肥前の一部とを與へた先例に徴するも、家康に何程かの賞典を與へねばならぬ。寧ろ現在の領土に、或國を加ふるよりも、北條氏の後釜に据ゑた方が、得策であるとは、秀吉の蚤に覘定した所であつたらう。

一舉三得主義

秀吉側よりすれば、是れ家康の舊領土丸取りの姿だ。別言すれば、北條の代りに、徳川を持って往いた迄にて、徳川の領地は全く關國となる譯だ。而して家康を函根以東に封じ込むことは、秀吉の側に於ては、決して不利益でもなく、不都合でもない。家康は或る意味に於ては、關東東北の雄鎮として、秀吉の爲めに、不逞の徒を鎮壓する機關ともなる可く、又た故らに函根を越えて、上方に攻め上る機會をも失はしめ、是れが爲めに危険要素の退治ともなる可く、云はゞ恩賞の

家康の心事

名の下に、一方に於ては鎮撫の役目を勤めしめ、他方に於ては謀反の機會を失はしめ、所謂一舉三得として、之れを斷行したのであらう。而して家康は斯る場合に、彼是苦情を持ち出すは、得策でない事を諦め、飽迄長いものに卷かるゝの主義を取つたのであらう。

奥州移封
亦不可なり

小田原陣にて、其の移封の評判行はれ、甚だしきは奥州に移封せらる可しとの風説さへあり、其の臣下の動搖したるに際し、彼は我が舊領に百萬石を加へなば、奥州たりとて意とする所にあらず。斯くあらんには、人數あまた召しかゝへ、三萬を國に残し、五萬を率ゐて、上方に切て出んに、誰か敢て我が旗先を障ふるものぞと云へりとかや。〔續武家閑談〕

【六〇】 家康の江戸開府

移封の動機

要するに秀吉の動機は、第一家康の北條征伐の功に酬ゆる爲め、第二家康をして、東北の雄鎮となり、不逞の徒の心を制し、秩序を維持せしむる爲め、第三家康の東海道に於ける根柢深き勢力を驅逐して、之を關東に封じ込むる爲めと認め可きだ。而して更らに以上の三者を合したよりも、より大なる動機は、第四移封其物であつた。

移封は秀吉の威を示す所以

家康の秀吉と鎬を削つた記憶は、尙ほ未だ新たであつた。家康は秀吉を除けば、武將の筆頭であつた。家康の領土は、其の一尺一寸だも秀吉の恩惠ではなく、皆な自力の賚であつた。果して然らば、此の大磐石の根據ある勢力を、此の何人も手を著くる能はざる地盤を、天下公衆の眼前に於て、宛も巧妙なる庭園師が、參天の大樹を、此處より彼處に移し、巨大なる庭石を、此邊より彼邊に轉ずる如く、家康を移封せしむるは、秀吉が天下の大小名に向つて、其威を示す所以にあらずして何ぞやだ。

移封は上

物質上よりすれば、五州と八州とは、同日の論でない。併し八州は大は中でも、是

洛必然の結論

れ皆な秀吉の賜物だ。家康さへも秀吉の意の如く勝手に進退せしむることが能ふとすれば、其他は知るべしだ。乃ち知る家康の移封は、家康上洛の必然の結論たることを。

家康江戸に入る

蛇の道は蛇が知る。秀吉と家康とは、不言の裡に、互ひに契會する所があつた。家康は飽迄も長き物に巻かれるの主義を、徹底した。即ち欣然として移封の命を承け、八月朔日には、江戸に入つた。

江戸本城となる

抑々家康が江戸を以て、其の主治の府とした事は、秀吉の勸告に由つた事であつた。秀吉は地利を察するに於ての天才だ。彼が小田原を去りて、江戸に赴く可く、家康に勸告したのは、江戸の規模大にして、東北を控制するに足るを測定したからだ。此事は家康移封の内諭と同時にあつた。されば移封の事、發表せらるるや、必定小田原ならむ、否な鎌倉なる可しと、噂とりどりであつたが、江戸が本城となると聞いて、何れも一驚を喫した。（徳川實記）

移轉措置の迅速

家康は頗る迅速に、移封の措置をした。七月十三日に、其事が發表せられ、八月朔

日には、自から江戸に移り、其の臣下も八月九月に、殆んど移轉を了へしめ、其の舊領の引渡しを申告した。

秀吉大に驚かれ、三、遠、甲、信の四國は、急がば此頃にも引移るべけれ。駿河は其の居城なり。それを引拂といふも、速なるも限ある事なれ。いかでか辨せしならん。すべて徳川殿のふるまひ、凡慮の及ぶ所にあらずといはれしとぞ。

〔大業廣記〕

家康の獎勵の勢の大廻機

果して秀吉が斯く賞讃した乎、否な乎は、知る可からざるも、家康が秀吉の意を迎へ、志を承け、之を獎勵、勵往したる事は、間違はあるまい。而して彼は却て此の機會に於て、其の勢力の大廻機たらしめんことを勗めた。

移轉當時の江戸城

江戸城は、さきく、北條がとき城代たりし遠山が家居、本丸より二三丸まで、古屋残り。多くはこけらぶきはなく、みな日光をぎ、飛州をぎなど、いふものもてふけり。中にも厨所の邊は、萱茨にていとすくけたり。玄關の階板は、幅廣き舟板を、三枚ならべて階とし、其餘はみな土間なり。

先づ知行割を急ぐ

本多正信見てあまり見苦し、外は捨置せ給ふとも、この所は、御造營あるべし。諸大名の使者なども見るべきに、いかにも失躰なりと申上れば、君（家康）いはれざる立派だてをいふとて御笑ひありて、その儘になし置れ、まづ本城と二丸の間にある乾濠を埋られ、その上は大小の御家人の知行割をいそぎ給ひ、榊原康政もて總督とし、青山藤藏忠成、伊奈熊藏忠政、二人これを奉り、微祿の者程、御城近きあたりにて給はり、一夜隔つる程の地は、授くまじと令せられ。また一城の主たるものは、御親から沙汰し給ひ、誠に御急ぎ故大かた一人一村かぎり、また隣村つゞきにて下されたり。

采邑に陣屋を置き、其身勤すべし

此の事終りし後、御家人へ仰渡されしは、此度給はりし銘々が采邑に、手軽く陣屋を作り、妻子を置、その身ばかり御城へ通勤すべしとて、別に城下には小屋をかけ、その身と僕從、輿馬のみをさし置れしなり。道程遠きものは、城下の市屋を僦居して、日をかさね在府し、當直にあたれば、まうのぼり、番簿に名をしるし置て、又一兩月も采邑に歸住し、すべて簡易の

希下賜邸

事なりき。

その後都下繁榮に従ひ、おの宅を給はり、自からの力もて家屋いとなむ事と成しなり。〔落穂集、君臣言行録〕

緩急疾徐皆其節に中る

此れにて江戸開府創始の模様を察せらる、何事にも急がず、周章せず、騒がざる家康が、是度此節に限りて、全速力にて移轉したのは、必ず彼をして然らしめた事情と、理由とがあつたに相違あるまい。家康の如きは、其智には及ぶ可く、其愚には及ぶ可からずだ。否な時としては、其愚には及ぶ可く、其智には及ぶ可からずだ。流石に彼は百鍊の心腸と、百戰の經歷と、而して半生の辛苦、艱難の經驗とを有したる丈ありて、緩急疾徐、悉く皆な其節に中つた。

家康江戸城に移る

諸人の推測

關八州家康公御領地と成候得ば、御在城の儀は未何方共不被_レ仰出、去に依て御旗本の諸人、積に十人に七八人迄は相州小田原と推量仕る、其内二三人も鎌倉にて可_レ有

諸人の驚

江戸城普

家康の深謀遠慮

御座一か杯と申衆も有り。然る所に秀吉公と御相談の上にて、武州江戸を御居城と被_レ仰出。諸人手を打て是は如何にと驚く。子細は其時代迄は、東の方平地の分は、爰も彼處も汐入の蘆原にて、町屋侍屋敷を十町と割付べき様も無く、扱又西の方は渺々と菅原武藏野へ續き、何所を締りと謂ふべき様も無し。御城と申せば、昔より一國と持つ大名の住たるにも非ず、上杉の家老太田道灌齋始て繩を張り取立、其以後北條家の遠山住居せしなれば、城小さく堀の幅も狭く、門扉の體まで中々淺間數様子なれば、關八州の太守の御座城と可罷成様體には人々不存寄道理なり。然るに段々御普請を被_レ仰付、御旗本小身衆は地形も手間を取らぬ様にと被_レ仰付、御城より北西に當り大番町迎最初に屋敷割を被_レ仰付、誠如積岡の土を引ナラシ谷を埋め上候故、普請の手間許なり、次に川筋に水除汐除の土居を築き、葭原を立、處々に船入を堀り川を開け、其土を以て地形を上げ、惣町屋を割被_レ下、夫より段々に諸大名居屋敷を御渡被_レ成、其後天下の御座城と成り、日本國の貴賤寄集り家居を成すに付て、上下の屋敷取廣大に成と雖も、畢竟江戸中にて本田の潰れは少しにて、大方は野方、海を以て事濟也。就中江戸中へ天下の人民入込申に付、田畑の養ひ自由なれば、往古より蘆のみ生じ、武藏野の原、上々畑に開き、新に百姓の家居と爲し、村里數限りも無し。然ば御城内より大名屋敷町屋敷寺社へ掛けて大分の地形の様子なれども、田畑の廣まり候ひし事十層倍なり。如此の損徳なり、賢慮に洩る儀一つも無く、當時天下の貴賤入湊う

ても何に一色事缺る儀も無_レ之、諸用足り候へば萬民居住仕安し。右百年以前關東御入國の砌江戸の様子承りて考見候へば、今如此都に罷成様子には不_レ被_レ存、然るに蘆野茅野の時に後々末々繁昌の地たるべきと、御下墨被_レ成大神君の御賢慮、奉_レ惑も愚か也。〔岩淵夜話別集〕

〔六一〕 關東に於ける家康の民政

家康は保守主義の權化

田租の制舊に從ふ

大體から見れば、家康は保守主義の權化だ。彼は受身に於て、其の強味を占めた。されば彼の甲斐を取るや、武田氏の苛斂誅求の惡政を省きたる迄にて、概ね其の舊貫に仍つた。今回北條氏の後を襲ふに際しても、亦同じだ。北條氏亡びて、徳川氏江戸に入る。この際駿遠三甲を捨て、八州を得るといへども、新封の人民嚮背期すべからず。又收税上より計算すれば、所得多きを加

へず。且北條氏の舊臣、半ば前祿を以て、給仕すといへども、歸農して民間に潜まり、出て仕るを屑とせざるもの又多く、租税に於ては、緩に爲すべきも嚴に爲すべからざるの勢あり。外貌を見れば、四州と八州と、名は四ヶ國を増すと雖も、其の實際を察すれば、收入多きを加へず、民心測るべからず。豪族其間に覬覦し、蒲生、佐々の覆轍に陥らしめんとす。英雄風雲の會、唯戰鬪の勝敗のみならんや。亂世に處し、能く其國を治め、敵國の侮を防ぐの將にして、富國に汲汲たらざるは、鮮少し。我が徳川氏關東を得たりし後、其の治國の苦慮おもふべし。故に田租の制の如き、從來の成規に由りて改めず、今武藏其他は、下國より上國に變ずといへども、其の舊貫によるもの、今日の如くなり。〔吹塵錄〕

海舟の此説破的の言たり

勝海舟の此説は、洵に家康當時の苦心を揣摩したる破的の言だ。家康をして自ら語らしむるも、此れ以上には出でまい。

伊奈忠次

家康は卑近なる蕭何の役目に、伊奈忠次を見出した。彼は秀吉の東征に際して、家康の命を奉じて、道路奉行となつた。當時雨天に拘らず、秀吉は前途の急がる爲めに、強制行軍せんとしたが、大軍の渡河は、十人水に溺れなば、千百人と沙汰すべし。是れ敵に氣を増す所以なればとて、忠次は之を諫め、其爲め秀吉は三日間、吉田に滯陣した。

忠次の明敏

家康の移封に際して、秀吉は北條の遺穀十萬石を家康に與へた。家康は忠次をして、之を計量せしめた。彼は直ちに之を辨じた。家康怪んで其故を問ふ。曰く、米多くとも減すべからず、少くとも増すべからず。某諸役人と相判にて封を致し、年貢は郷別段別に員數を記し置けりと。彼は斯く計數に明敏に、庶政に敏快であつた。されば家康は彼を拔擢して、八州の代官とした。

八州代官となす

江戸御居城ありし後、駿遠三甲信にて代官奉りし者ども、皆な役免され、伊奈熊藏忠政(忠次)一人して、八州を保轄せしめむとありしに、本多佐渡守正信申けるは、是迄五箇國にても代官あまた設けられしに、今は八州の太守に成らせ給ひて、忠政一人に仰付られんは、いかゞ侍るべき。忠政何程才幹あり共、いかでか八州の繁務を、一人して沙汰する事を得んやといへども、聞も入給は

ず。忠政に誓詞せしめらる。其の前文は正信かき候へと仰せらる。正信硯引寄ひきよせ文段をいかにと伺へば、最初の一條に、先關八州を己の物の如く大切に致すべしとなり。其次の文は、支配下々の者を使ふに、依怙仕るまじとなり。正信仰のまゝ書つらね、第三條はと伺ひしにもはやそれにてよしと仰ければ、正信筆さしおを閣さしおきしとなり。「靈岩夜話、落穂集」

能吏にして循吏

蓋し家康は、忠次に於て、正しく能吏にして、循吏を見出した。家康が彼に任して、八州の民を綏撫し、其の富源を開拓し、秀吉を除けば海内富強第一となつたのも、偶然ではなかつた。

適材適所

人を用ふる多きにあらず、唯だ適材を適所に措くにあつた。家康の志を天下に得たる所以のもの、井伊、本多等の攻城野戦の功は勿論なれども、帷幄に本多正信の如きあり、民政に伊奈忠次の如きあり。何れも皆な其の長ずる所を發揮して、極力盡瘁したものを、集めて大成した効果である。特に北條氏寛裕の餘を承け、清正せいせい寧一ねいいつの政治を、關東に布いたのは、家康の非凡なる政治上大見解と、大手

腕とに歸すべきである。

伊奈備前守忠次略傳

忠次の出身

伊奈忠次初めの名は熊藏、後備前守を稱す。その父祖の代信州伊奈郡より來りて、參河小島村に居る、忠次父忠家と共に徳川家康に仕へ大に登用せられ、所謂地方奉行(郡代)となり、徵稅、司法、殖産、交通その他凡百の民政を掌れり。天正十八年豊臣秀吉の北條氏を攻むるや、忠次家康の命を受け大井、富士等の川々に舟橋を架し、軍隊の通過に便せんとす。然るに秀吉早くも吉田驛に至り、折柄の風雨を冒して渡河せんとす、忠次力諫これを止め橋梁の成るを待つて渡らしむ、大軍爲に難なきを得たり。關東平定するや、鹵獲の米穀十萬石は徳川氏の有となりしが、忠次は數日にしてこれを處理し、秀吉をしてその才を嘆賞せしめたり。家康江戸に入るに及んで、武州鴻巣、小室その他の地にて一萬石を賜はり、幕府直領の民政を司り、稱して郡代といふこと元の如し。又市川、松戸、房川(栗橋)三關の吏となり、江戸北門の鎖鑰を握れり。當時葛西、埼玉の田野は利根、秩父の川々横流し、蘆葦茫々の低濕地多かりしが、忠次よく堤防を築きて、河流を制し、溝渠を鑿ちて灌漑に便し、人民を招徠して荒地を開き、新村を起さしめ、畫策する所頗る多し。埼玉縣備前堀は忠次が事業の一端を語る紀念の

關東移轉
民治の功

忠次の死
及子孫

名目なり。埼玉縣北葛飾郡茂田井新田、東京府南足立郡内、北三谷新田等は皆忠次の時代に開發せられたる新村なり、忠次又田疇を丈量して徵稅の根基を定め、寇盜の奸を糺し、民間の訴を聽き、民をして倚賴する所を知らしめ、百般の民度甚だこの面目を改めたり。世に備前檢地といふは忠次の檢地を稱するものにして、その正しきをいふなり。しかも忠次の事業は單に關左の地方に止まらず、尾張春日井郡小田井の備前堰は忠次の遺業と傳へられ、甲州の熊藏荒といふも忠次が檢地の際に生ぜる地目なり。忠次下民に接する寛厚なれども、しかも違法は假借するなし、故に民倚賴すれども畏懼せざるなし。慶長十五年六月十三日江戸馬喰町の郡代邸に歿す。歳五十七。鴻巣勝願寺に葬る、法號を勝林院源長久運といふ。長子忠政、次子忠治共に父の風を繼ぎ、治水土木に詳し。忠政早く歿し、忠治嗣ぐ。忠治通稱は半十郎、武州赤山七千石を賜はりて是に居る。忠治益々新懇治水の業を起し利根川、庄内川等の流路を變更し、江戸舟運の便を計り頗る功績多し、子半左衛門忠克亦令名あり。爾後子孫數代の間皆郡代の職にあり甚だ著れずと雖株守する所ありて、其事業亦聊か見るべし。初め利根川は江戸内海に流入せしが、これを下總銚子に押しやり、葛西田野及び江戸町をして洪水の憂ひ少なからしめたるは、伊奈家の力なり。

大凡徳川時代の民政はこれを地方といひ、その流派伊奈家のものを伊奈流又は關東流といひ、彦坂小刑部直通に出でたるものを彦坂流と稱し、これを地方二流とい

地方二流

へども、伊奈流最も著はれて永續せり。〔高橋源一郎編、東京府民政史料〕

【六二】 家康の一大發展期

移封の利益

秀吉の動機が、何邊にあつたかは姑らく措き、家康の移封は、家康及び其の臣下に取りては、一大利益に相違なかつた。第一は、形勝の地を擁し、地の利を得た事だ。第二は、領土の従前に比して、擴張せられた事だ。而して第三、更らに最も大なる利益は、家康及び其の臣下をして、新境遇に遷り、新生活を始め、新生涯に入らしめた事だ。別言すれば、舊習の桎梏を脱して、新天地に俯仰せしめた事だ。徳川氏が天正十八年八月朔日、江戸入城を以て、佳節となしたるは、良に所以ある次第だ。

移轉毎に
家康の生
涯

家康の生涯は、其の主治の地を移す毎に一變した。岡崎の家康は、全く地方的武將に過ぎなかつた。其の濱松に移るや、海道一の弓取りたる名譽の大將となつた。更らに駿河の府中に移るや、儼然たる地方的覇者となつた。而して江戸に移るや、今や推しも推されもせぬ、日本の一大勢力となつた。

天下的勢
力

一方から云へば、父祖以來の功、百戰生死の地、即ち血統傳來と、槍先の功名の地を秀吉に献げて、新たに秀吉より北條の故地を賜はりたるは、甚だ面白からぬ次第だ。是れ彌々家康が秀吉に服従する一大徵象であるかの如く見ゆるが、更らに他方から觀察すれば、秀吉の御蔭で、地方的勢力より、天下的勢力となつた。家康は長い物に巻かれつゝ、其長い物が解け去る日を俟つた。其解け去る日に於ては、家康自らが既に日本第一の長い物となつて居た。

臣下の領
地分封

何と云うても移封は、増封だ。家康は固より、其の臣下迄、何れも創業の氣分となりて、更生再活し來たと同時に、其の新境遇に、勢力の根を卸した。家康は七月十三日に移封の命を受け、八月一日に江戸に入城し、八月十五日に、諸臣に其の領

秀吉忠世
に私恩を
施せしか

知を與へた。十萬石以上には、井伊直政に、上州箕輪十二萬石。同館林に、榊原康政、上總大多喜に本多忠勝、各々十萬石。此れは何れも秀吉の聲掛りであつた。又た小田原も、秀吉の特旨にて、大久保忠世一四萬石後に追加五千石に賜うた。

その時秀吉、大久保七郎右衛門忠世を召して、汝は徳川家の股肱なれば、此城に箱根山を添へて、徳川殿よりたまはるべしといはれし。これぞ大久保が家にて、代々この城守る事の權輿なり。秀吉陽には當家の爲に重任を擇ぶ様に見ゆれど、實は東西變あらんとときの事を思ひ、何となく忠世に私恩を施されしものなり。(徳川實記)

徳川臣下
の賞罰に
秀吉の干
渉

私恩を施すと否とは、扱て置き、秀吉が徳川臣下の賞罰に、若干干渉した事は、確な事實だ。本多重次の如きは、三河譜第の功臣でありつゝも、秀吉の旨に忤ふ爲めに、蟄居せしめられた。

秀吉大神君(家康)に語て云く、本多作左衛門重次、先年質として、其子仙千代を大坂に指置き、其理を盡さず、仙千代を三州に呼び下す、是我意の至り也。此度

秀吉東行の時、三州岡崎の城に著く、重次出て秀吉に謁見すべきの旨、加藤遠江守をして再三言を盡さしむるといへども、遂に是に従はず、恣に我意を振廻、無禮の臣扶持有るべき事宜しからざるの旨、秀吉強て是を諫む。大神君一且秀吉の憤を止め給はんが爲め、重次をして上總國小井戸の郷に移らしめ、食邑三千石を賜て蟄居す。重次遂に此所にて死す。〔家忠日記追加〕

其他諸將の分封

其の他、鳥居元忠に下總矢作四萬石、平岩親吉に上州麻橋、松平康貞に同藤岡、酒井家次に下總白井、大須賀忠政に上總久留里、何れも三萬石、宛、奥平信昌に上州宮崎、石川康通に上總鳴戸、本多康重に上州白井、牧野康成に同大胡菅沼、定利に同吉井、小笠原秀政に下總古河、松平康元に同關宿、内藤家長に上總佐貫、松平康重に武州騎西、高力清長に同岩槻、各二萬石、久能宗能に下總佐倉一萬三千石、岡部長盛に上總の内にて、諏訪頼忠に武州の内にて、並に一萬二千石、松平家忠以下十六人に一萬石を與へ、又た北條氏勝を下總岩富に移し、一萬二千石を、江戸城の降將遠山直景、真田信尹に各一萬石を與へたが、彼等は意に滿たずして

去りて、秀吉に仕へんとした。然も秀吉は曰く、關左八州の士は、家康に屬すべしとて、敢て許さず。是に於て彼等は、遂に蒲生氏郷に仕へた。後真田は家康に召還せられ、五千石を賜はつた。

移封の模様

當時移封の模様は、家忠日記に於て、其の一斑を想像することが能ふ。

廿日(六月) 國がはり近日の由候。

十日(七月) 殿様(家康)城(小田原)へ御うつり候。城中見物に越し候。

十六日 江戸表へ立候。柳島迄こし候。關白様(秀吉)は會津筋へ御成候。

十八日 江戸へつき候。

廿日 明日三州へ歸候へとの由御意候。御國がはり女子引越の事也。關白様は奥へ御通被成候。

五日(八月)夜雨降。ふかうず(深溝一作深津)參著候。妻に引越候さわぎにてあひ候。

八日夜雨降。江戸より川越を被仰付候由申來候。代物百貫御かし岡崎へ取

につかはし候。

十八日雨降。關東へ荒井迄越候。

廿二日ひる迄雨降。吉原迄越候。興國寺におき候女共、去廿日に小田原へこし候。

廿六日雨降。江戸迄こし煩候て、出仕には不出候。忍の城被仰付由、深尾清十郎御使早々うつり候への由御意候。

廿七日 大雨降りて逗留候。

廿八日 岩付近所迄越候。

廿九日 忍へ越候。松平周防より城受取候。〔家忠日記〕

松平家忠

松平家忠は參河深溝の城主にて、小田原陣に従ひ、江戸に赴き、移轉の爲めに深溝に歸り、最初は川越と云ふことであつたが、改めて忍へ封せられたのだ。

徳川愈多士濟々

彼の日記を見れば、當年は非常なる降雨の年と覺え、小田原城の一百餘日は、殆んど雨中に經過し、而して家康の移封も亦た然りだ。其の勞苦想ふ可しだ。然も

此の移封は、實に家康運命の大發展期であつた。而して一たび今川の地を併せて其士を加へ、再び武田の地を併せて、其士を加へ、三たび北條の地を併せて、其士を加へ、徳川は愈々濟々多士となつた。

第十二章 論功行賞

【六三】 秀吉の賞罰(一)

秀吉の諸
將分封

秀吉は小田原落城と同時に、論功行賞をした。家康移封は既記の通りだ。同日即ち七月十三日、秀次に尾張、及び北伊勢五郡―桑名、員辨、朝明、三重、鈴鹿―を池田輝政に、參河吉田十五萬石を、田中吉政に、同岡崎五萬石を、堀尾吉晴に、遠江濱松十二萬石を、山内一豊に、同掛川五萬石を、渡瀬詮繁に、同横須賀三萬石を、中村一氏に、駿河の地十四萬五千石を、羽柴秀勝に、甲斐を、毛利秀頼に、信濃飯田八萬石を、石川數正に、同深志八萬石を、仙石秀久に、同小諸五萬石を、京極高知に、同高遠三萬石を、日根野高吉に、同高島二萬八千石を與へ、眞田昌幸に、沼田を返還した。又た織田信雄の老臣羽柴雄利、木造長政を直參とし、雄利は舊に依り、伊勢神戸二萬石、長政には二萬五千石を與へ、織田秀信の傳とした。石川貞清を木曾山の

代官とした。

仙石の再
出身

仙石秀久は九州役に於て節度に違ひ、大敗を來し、其の咎によりて封を褫はれたが、此の役に際して、彼は自から奮うて前過を償はんとて、秀吉小田原出陣の前、京都にて馬揃の際、自から紙子の陣羽織の背中に、朱の丸を大きく付たるを著し、少しも屈したる氣色なく、乗出したれば、秀吉も打笑ひ、倍々仙石めが、今に始めぬ事ながら大膽者よとて、從軍を許し、山中城攻の際、軍功を建てたれば、遂ひに其の恩賞に預り、再び出身するとはなつた。

信雄虐待

此の際に於て特筆す可きは、織田信雄の事だ。秀吉は家康の故地、參遠、駿甲、信の五州を以てせんとしたが、信雄は舊に依りて、尾勢二州を領せんことを請うたから、秀吉の瞋に遭ひ、下野那須に放ち、二萬石を給せられ、尋で出羽秋田に遷され、十九年赦されて、伊勢朝熊に居たが、征韓の際、接伴衆となりて、大阪の天滿に移り、其の子秀雄に、越前大野五萬石を給せられた。信雄が斯る慘^ひめな目に逢うたのは、何故であつたらう。

其理由

秀吉北畠信雄を、出羽の秋田に遠流す。信雄虎狼の志を挾むの旨、疑滯あるに依て也。〔家忠日記追加〕

信雄形勢
の推移を
知らず

とある。虎狼の志とは、つまり信雄に自主、獨立の志があつたからだ。彼の庸愚にして、其の天下形勢の推移に無頓著なる、尙ほ自ら信長の子たるを誇りとし、動もすれば秀吉の節度に遵はず。小田原陣の前後にも、定めて秀吉の癢に障つた事が多かつたであらう。或は彼は家康に向つて、此の機會に、秀吉に打撃を加へては如何との相談を持ち掛けたと云ふ説〔徳川實記〕も事實あつたかも知れぬ。秀吉は北條未だ滅びざる中は、之を隱忍して居たかも知れぬ。然も當時如何に秀吉が、家康と信雄とに戒心したかは、

秀吉の家康
の戒心

一 御所様（家康）成心（織田常眞、即ち信雄）御陣取一所に置せられ候、御分別は氏直は家康聳なれば、自然城と言合せ、有之者ならば、陣所所々にては、御手當六ヶ敷被思召、一所に御陣取被仰付候と相聞申候事。〔川角太閤記〕
とあるにても判知る。即ち家康と信雄とを、接近して陣せしめ、萬一の際には、一

網に羅し去る準備であつたと云ふ事だ此の事情を洞察したる家康は、只管ら嫌疑を避け、只管ら秀吉の意に獎勵し、汲々として秀吉の驕心を損せざらんことを、是れ恐るゝの状であつた。然るに何事を信雄は、其の移封の命に反せんとは、是れ彼が秀吉に向つて、屈下せざるを示す所以ではない乎。

信雄内證
みか天下の望

只今の分にて、國替は御免被成様にとの御返事相聞え候。上様御意に、扱は御内證天下の御望みかと被成御意、其時尾張を被召上。〔川角太閤記〕是れ秀吉の心事を忖度して、十の八九を得たものであらう。知る可し、秀吉の此の措置たる、單に卒然、俄然、一朝の怒にあらざりしことを。

移封其事
の重大なる
理由

果して然らば吾人が、家康の移封は、移封其の物よりも、移封其の事が、重大の問題であつた。移封が秀吉をして、其の威を天下に示さしむる所以であつた。即ち此れが秀吉の重なる動機であつたと推定したのは、此の信雄被封の一事件の曲折によりて、之を傍證することが能ふものと思ふ。一賢、一不肖、家康と、信雄との運命の岐るゝ所、此の如く、昭著明白だ。

織田信雄の配流

秀吉舞の
所望に信
雄怒る

北條亡て後、秀吉石垣山の本陣に諸將集りて酒宴に及ぶ時、信雄は舞の上手と聞き、アハレ一曲観申度と、秀吉云はれしに、信雄吾を侮ると口惜くや在りけん、不吉の詞を舞れたれば、秀吉怒る悦の中に忌々しき事も心得ずとて、那須に追遣られけり。此時迄も千餘騎の士を具せられしが、僅に打連て那須に赴かれぬ。時を計らず、勢を知らず、無益の空言に國を失はれしことのうたてさよと、人皆云ひ合へり。

〔常山紀談〕

〔六四〕 秀吉の賞罰(二)

板部岡江
雪齋

秀吉は七月十三日、北條の遺臣板部岡江雪齋を召見し、彼が北條氏の使命を誤

り、遂ひに天下の大兵を動かすに至つたことを詰責した。江雪齋は一死を分として、堂々其の已む可からざる所以を辯疏した。秀吉は彼の故君を辱しめざるを嘉みし、宥して仕へしめた。江雪齋は姓を岡氏と改め、秀吉腹心の臣となつた。蘆名義廣―盛重―は舊領會津に復せんことを請うたが、秀吉は之を容さず、奏して従五位下日向守に叙任し、常陸の江戸崎四萬八千石に封じ、佐竹の附庸とした。

蘆名義廣

那須資晴

足利氏

秀吉は又た那須資晴の使聘を通せざるを罰し、其の封八萬石を收め、十月廿二日、其の子藤王丸―資景―に采地五千石を與へた。又た故古河公方足利義氏の孤女に配するに、足利義明―下總生實城に居る古河足利の支流―の孫國朝を以てし、喜連川五千石を與へ、以て足利氏の祀を存せしめ、家康の附庸とした。

成田氏長

七月十六日成田氏長の封を收め、黄金九百兩と唐首―犂牛の尾を以て飾れる兜―十八個を以て、死を贖はしめた。そは彼が小田原城中に於て、秀吉に謀を通じたるに拘らず、之を實行しなかつたからだ。然も彼の女、秀吉の寵を得るに至

り、翌年四月、彼を下野烏山三萬石に封じ、蒲生氏郷に屬せしめた。

佐久間安政
勝之兄

七月十七日佐久間安政、其の弟勝之の罪を宥め、氏郷に屬せしめた。彼等は佐久間盛政の弟で、柴田勝家の姪だ。勝家の亡ぶるや、紀州に走り、粉河の一揆を語らひ、又た河内三國峠を扼して、秀吉に抗し、後身を北條氏に託したが、其の亡後武州金澤稱名寺に隱匿した。氏郷の士、蒲生郷就、同郷可、何れも柴田の舊士で、彼等兄弟と交あり、仍て之を氏郷に取り成し、氏郷之を秀吉に請うて、其の允許を得。翌年九月安政に一萬石、勝之に五千石を與へた。

尾藤知定
と小笠原
長忠

佐久間兄弟の宥赦を聞きたる尾藤知定は、秀吉の東國に向つて、小田原を發する際、剃髮、衲衣、路傍に迎へ謁した。秀吉は其の心事の陋劣を疾み、之を誅した。尾藤は九州役の際、軍監として秀吉に屬したが、軍機を誤まり、封を褫はれたものだ。筆の序でに記し置くが、曾て高天神城にて、家康に反き、勝頼に屬し、勝頼亡後、小田原に在りたる小笠原長忠も亦た、小田原開城と同時に、家康の誅する所となつた。

南部信直 七月廿七日、南部信直をして、南部七郡を領し、其の妻孥をして、京都に居らしめ、封内の地を檢し、家臣の居城を毀ち、其の質を信直の居城三戸に置かしめた。

覺

- 一 南部七郡事、大膳大夫可任覺悟事。
- 一 信直妻子定在京可仕事。
- 一 知行方令檢地、臺所入丈夫に召置、在京之賄相續候様に、可申付事。
- 一 家中之者共、相拘諸城、悉令破壞、則妻子三戸へ引寄可召置事。
- 右條々及異議者在之者、今般可被加御成敗候條、堅可申付事。

以上

天正十八年七月廿七日

朱 印(秀吉)

〔奥南舊事集〕

信直父子
小田原に
秀吉に調

初め信直と其の子利直とは、小田原落城以前、即ち七月六日に、秀吉に小田原に

南部津輕
葛藤の原
因

謁した。而して津輕爲信、九戸政實の亡狀を訴へ、之を征せんことを請うた。然も爲信は三月二十七日、既に秀吉に沼津城に謁し、本領安堵の朱印を得た。されば秀吉は南部父子に向つて、其事を告げ、且つ不日政實を征討す可き旨を諭し、之を遣歸した。要するに南部氏は、其の叛將津輕氏の爲めに、先せられたのだ。

元來南部氏は、東奥の巨族だ。信直の弟、石川政信は、津輕の郡代となりて、浪岡城に在つた。而して大浦爲信、西根城にありて、之を佐けた。然るに政信の死するや、爲信は其の郡を横領した。此れが南部氏と津輕氏と葛藤の起因だ。政實は南部氏の支流だ。南部晴繼の死して相續者なきや、宿老何れも政實を此に擬した。然るに北信愛之を不可とし、強ひて晴繼の大叔父高信の子信直を立てた。爲めに九戸政實は之を銜み、爲信に加擔した。

如上の事情あつたが爲めに、秀吉は南部氏に向つて、其の保護と監視とを、嚴密に加へた。

保護と監視

板部岡江雪

板部岡の
意氣秀吉
を動かす

北條滅亡の後秀吉板部岡江雪齋に、汝先年北條の使として上京し約せし所、忽ち背て名胡桃の城を取る事氏直の姦計にや、又汝が詐なるかと責問はるゝに直に申さんと答へしかげ、秀吉大に怒り、手枷足枷を並べ、江雪を呼出し、刀を奪ひ取り、左右の手を引張り庭上に引居ゑて後、秀吉罵りて曰、汝が約せし處に背くこと誠に憎むに餘りあり、且日本國の兵を動かし、主君の國を滅せし事、汝に於て快きかと、譴らるゝに江雪色も變せず、氏直更に約に背くの心なく候、邊鄙の士愚にて名胡桃を取り、終に弓箭に及で北條の家亡びぬる事、江雪が思慮如何んともすべき様の候はず、誠に家の亡ぶべき運命にや候ふらん、左れども日本國の兵を引受ること北條家の面目なり、此外申べき事なし、疾く首を刎られ候へと云ふ。秀吉顔色打解けて、汝は京に引上せ、磔に懸けんと思ひしに、大言を吐て主君を辱しめず、大丈夫と謂ふべし、命を助ん、吾に仕へよとて赦れけり。板部岡を改て岡と稱しけるは、此時よりの事なり。

〔常山紀談〕

第十三章 秀吉の東北巡回

〔六五〕 秀吉會津に向ふ

東北平定
は自然の
勢

小田原城既に落つ、東北の平定は、山上より圓石を轉ずるが如く、輕舟に乗じて、急湍を下るが如く、自然の勢だ。此の自然の勢を利用し、活用するに於て、拔目なきが秀吉の腕前だ。

秀吉會津
へ發程

扱も秀吉は、小田原の開城に先だち、七月三日、近臣垣見家純等五人を奉行として、小田原より會津に至るの道路、橋梁を修築せしめた。道路は三間幅と定め、行軍の便宜を得せしめた。同五日には淺野長政をして、陸奥を巡察せしめた。十三日には秀吉小田原城に入り、十七日に小田原を發して、會津に赴いた。家忠日記には十六日とあり、家忠日記追加、及び改正參河後風土記には、十四日とある。彼は鎌倉を見物した。

鎌倉八幡
に立寄

鎌倉御見物被成、則若宮八幡へ御立寄被成候時、社人御戸を開き申候へば、左りに頼朝の木像あるを御覽付られ、御言葉には、頼朝には天下の友達に候よ、あひしらひ等輩に可仕候へども、秀吉は關白なれば、貴所よりは位上にて候間、あひしらひさけ申候。頼朝は天下を取筋の人にて候を、清盛うつけを盡し、伊豆え流置、年月立候内に、東國は親父義朝の恩情蒙る侍共、昔を思ひ出貴所を取立申候と聞え申候。氏系圖に於ては、多田の滿仲の末葉なり。無殘所系圖なり。秀吉は耻敷は候へども、昨今迄の草刈わらんべなり。或時は草履採抔仕候故、氏も系圖も持不申候へども、秀吉は心たまらざる目口かはき故、ケ様罷在候。御身は天下取筋にて候へば、目口かはき故とは不存候。生れ付果報有故なりと、御しやれ事被仰候と承り候。〔川角太閤記〕

秀吉の口
吻其儘

徒手天下を取つたのは、君と我とのみだが、然も君は源家の嫡流で、我は草莽の一匹夫だ。君は果報で天下を取り、我は腕前で天下を取つた。是れ如何にも秀吉の口吻らしく思はるゝ。

佐野天徳
寺面謁

夫より一兩日江戸へ御逗留被成様子御さげすみ候て、奥へ御通被成候。路次にて佐野天徳寺了伯被召出、小田原へ禮に罷出候時は、早々故尋度事失念に候。其方古き人なりとて、信玄、越後の様子、扱上杉家の次第、御尋被成候。御返事には其義にて御座候。信玄は十六歳の時より、五十三迄の間に、武道に一度も勝利を不被失と被申上候。此仁東國とうこく仁なれば、右の三家強き様に被申上候處、御意には左も有らん、左様にはかをやらする小刀利やの武道にては、天下に思ひ掛る事は、中々不思寄事たるべきなり。此者など早く相果、外聞をば失ひ不申候。其故は只今迄於有之は、秀吉が草履取に可遣者なりと御意被成候。

〔川角太閤記〕

宇都宮に
著

是亦た秀吉の口吻其の儘だ。秀吉の意氣想ふ可しなや。彼は江戸城の北曲輪平川口の法恩寺を旅館として、廿四日迄滞在し、廿六日宇都宮に至り、伊達政宗、最上義光及び木村清久等を召した。木村は曩に秀吉の命を奉じ、伊達政宗と共に東下し、黒川城に赴き、秀吉の爲めに假館及び其他の工事を監督したのだ。

政宗來謁

二十八日政宗來り謁した。秀吉は彼及び其の重臣片倉景綱を召し、茶會を催ほし、政宗に卯の花威の鎧、熊毛の冑、團扇等を賜ひ、景綱に采配其他の物を賜うた。而して淺野長政、木村清久等と共に、九戸政實を討伐す可きを命じた。

又た彼は本多忠勝を召して、佐藤忠信の冑を與へた。

本多忠勝に佐藤忠信の冑を與ふ

北條亡びて、關白殿東山道に下り玉ひしが、忠勝を下野國宇都宮の御陣に召されて、冑一つ取出して、奥の佐藤忠信が著たりしとて、此程陸奥國より參らせたる冑なり。當時忠勝ならで、此冑きんずるもの覺えねば、賜らんとて召しけるぞとて、賜ひけり。時の人、羨しき事に思ひしに、忠勝が嫡子平八郎忠政今年十六歳に成けるが、父に向ひ、父御は、まさしく徳川殿の侍大將にてこそ侍れ、義經の侍の冑何條の事あらん、とく返させ玉ふべしとぞ怒ける。同年徳川殿關東へ御移あり、井伊、本多、榊原、大久保などは、よのつねの御家人に准ずべからずと、關白の仰ありければ、上總大多喜の城に、あまた地つけて、給てけり。

〔藩翰譜〕

徳川臣下の隨喜

秀吉の群雄駕御術や、一寛一猛、往く所として可ならざるはなしだ。乃ち徳川氏の臣下さへも、之に隨喜し、之に心酔するを、禁ずる能はざるものあつた。

〔六六〕 蒲生氏郷を會津に封ず

東北諸將の本領安堵

八月朔日、秀吉は佐竹義重、及び其の子義宣に本領安堵の朱印を與へ、常陸の旗頭となし、妻孥を京都に送らしめた。伊達政宗最上義光も亦た然りだ。由良國繁の母赤井氏に、常陸牛久の地五千四百石を與へた。國繁及び其の弟長尾顯長は、小田原城に在つたが、赤井氏は其の孫貞繁をして、秀吉方に屬せしめ、後自から小田原に來り謁した。

蒲生氏郷の木村清久の新封

七日陸奥長沼城主新國盛秀、九日同名生城主大崎義隆、同登米城主葛西晴信、同石川城主石川昭光、同白川城主結城義親等の小田原の師に會せざるを罰し、何

れも其の邑を沒收し、蒲生氏郷を、會津四郡、南仙道五郡の四十二萬石に封じて、奥羽の鎮將とした。而して木村清久、其の父吉清父子に與ふるに、葛西大崎の三十萬石を以てした。

東北鎮將の重責

惟ふに東北の鎮將としては、恐らく堀秀政を擬して居たのであらう。然も彼は小田原陣中に沒した。爾後其の人を得るに難んじたのは、云ふ迄もない。何となれば、一方には江戸の家康を控制し、他方には伊達政宗を牽掣し、延いて奥羽の奥地迄も、鎮壓するの重責あるが爲めだ。

細川忠興

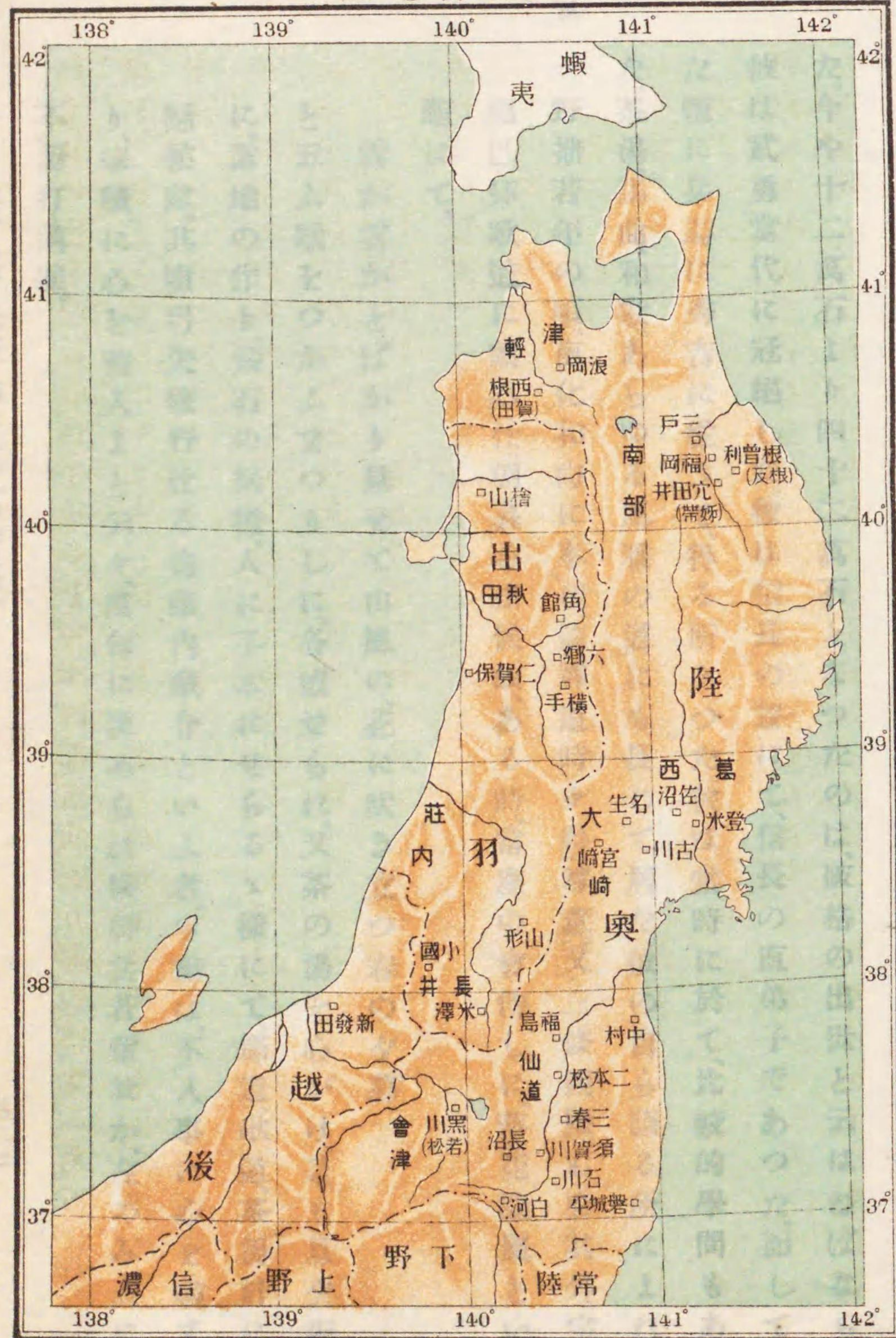
當初は、細川忠興と云ふ説もあつた。

忠興は御政事の爲に仰付らるゝ儀に候はゞ畏り候。御恩賞の思召に候はゞ父幽齋老年に候故、甚だ遠國に候事迷惑に候へば、御免しを蒙りたしと申ける。關白も理りとや聞給ひけん、敢て仰出さるゝ旨もなし。〔改正參河後風土記〕何れにもせよ、秀吉は蒲生氏郷を、其の重任に膺らしめた。

身郷の立

從來氏郷は、近江日野六萬石より、小牧役の戦功にて、伊勢松島十二萬石となつ

奥羽要地圖





雅
氏郷の風

た。今や十二萬石より四十二萬石となつたのは、破格の出世と云はねばならぬ。彼は武勇當代に冠絶した。彼は信長の聲にて、信長の直弟子であつた。而して又た恒に兵馬に秀吉に従うて、得る所あつた。彼は當時に於て、比較的學問もあつた。茶湯、謠曲、和歌、あらゆる風雅の道にも長じて居た。彼の自ら語る所によれば、野拙若年の頃、南化和尚に奉親、儒釋道時々得、尊意。又三條西殿、右府共外宗養、紹巴、杯歌道に熱心仕、朝暮心掛候故、ある時、當座の會侍しに、落花隨風といふ題にて、

雪か雲かとはかり見せて山風の、花に吹き立つ春の夕暮。
と云ふ歌をつかふまつりしに、各感せられ。又茶の湯を心がけ、是も旦夕甞しに、露地の作り、飛石の据様、人に手本にせらるゝ様にて、儒道、歌道、茶湯計に心懸候處。其頃弓矢修行仕る齋藤内藏介といふ者、申様は、不入事に心を盡すより、家職に心を被入よと云々、度毎に諫められ候得共、若輩故か、左のみ耳にも不_レ留打過候。

とある。此れは氏郷の友人伊東長門守の子伊東半五郎の學問に耽るを忠告する爲めの書簡なれども、亦た氏郷が少年よりの教養、尋常ならざる事が判知る、而して彼は實に財を輕んじ、士を愛した。

財を輕んじ士を愛す

第一家中の者に情を深く知行を可被遣候。知行計にて、情をかけ候はねばならぬ事に候。本より情念頃振計にて、知行をとらせねば徒ら事に候。知行と情を車の兩輪、鳥の翅の如に候はねば不叶事に候。我身の不辨を苦勞に被思召間敷候。家中のすりきりをいたわり可被申候。町人杯こそ利錢利潤専らと存候得、士は左様の事を、毛頭不可心掛、當年の知行物成來年の六月まで遣ひ拂候得ば、其秋は一萬石は又一萬石の知行出來候。年々不絶物にて、士の本は、武勇ある者を抱置、武勇の譽さへ候得ば、立身は疑も無之物と見候。是れ亦た前書の一節だ。

流石に秀吉の眼力なり

其の故人の子に訓告する所を見れば、如何に氏郷が平昔受用した所が思ひやらるゝではない乎。當時山崎右京が氏郷に向つて、大身に拔擢せられて御手柄

に候と云ふたが、氏郷は大身に候得共、奥州の田舎者に成て、最早すたれ候と答へたから、人々其の大志を感じたと云ふ逸話が傳はつて居る。(改正參河後風土記)家康の相手としては、聊か物足らぬが、政宗に對しては、絶好の取組だ。秀吉が氏郷を會津に据ゑたのは、流石に眼力ありと云はねばならぬ。而して此の眼力は、近き將來に於て、乍ち證明せられた。

氏郷の會津築城

家康氏郷上洛會談

天正十九年閏正月三日、家康公關東御入國以後、初めての御上洛として江戸表御首途遊ばされ、同十五日御上洛なされ候所、蒲生氏郷も會津拜領の御禮として上京あるに付、御在京中毎度御參會遊ばされ候と也。右御參會の節、家康公氏郷へ會津城普請の儀を御尋遊ばされ候に付、氏郷申上られ候は、蘆名時代より會津の城の儀は皆以て芝土居にて有之候を、今度石垣に築き申候、不肖の私を奥州の押へと過分の加恩に罷預り候へば、せめて居城をなりとも、見苦しからざる如く取立可申と存じ、諸國の城々の普請の様子をも承はり合せ候所、毛利輝元居城、蘆州廣島の城普請の様子、私心に相叶ひ候に付、會津の城本丸外郭共に廣島の城に似寄候様に取立可申と

家康の勸告

存じ候と申上られ候へば、家康公開召れ惣じて居城の大小と在るは、城主の身上相應の心得可有之事にて、本丸を始め二三までの曲輪の儀は、塀矢倉等の儀も、隨分念を入れ丈夫に致し候儀尤に候、其外の曲輪の儀も一二の門、外形等の儀は城(急の誤か)の普請出来兼申に付、豫て普請共致し置かずしては叶はざる事候、惣構の塀などの儀は、其心懸をさへ致し置候へば、急用の節も出来申ものなれば、常に土居石垣計りにて差置たるが善く候、長塀の掛置とあるは用に立ぬものにて、藝州廣島の如く外郭まで塀を懸け廻され候には、及申まじく候哉、松永彈正(久秀)工夫にて、和州志貴の城に致し置たる多門矢倉と申もの二三曲輪などには致し置て、一段と調法なるものに候と在る御物語に付、氏郷京都より歸られ、其前方好み置かれ候惣郭の塀の儀も相止め、三の丸には塀を懸け、所々に多門櫓を立ちるべきとの儀に有之候内に、氏郷死去に付普請相済み、今に至り會津の城三の丸には塀矢倉も無之候由、蒲生家に罷在候、結解勘介、淺野因幡守殿も物語也。(異本落穂集)

家康の勸告に従ふ

〔六七〕 秀吉小田原役始末の中樞點

木村父子

氏郷に於ては、秀吉鑑識の明を見るが、木村父子に於ては、其の不明を見るは何故であらう。惟ふに木村も亦た才幹ある漢(まの)であつたらう、其の伊達政宗と書信を往復して居たとから見るも、彼も尋常一様の鼠ではなかつたであらう。

木村伊勢守子息彌一右衛門も、同時に被召出、奥州にて葛西大崎を給はりけり。是は本明智光秀が家子なり。氏郷は木村をも、子とも従者とも思ふべし。木村は氏郷を親とも主とも思ふべし。伊勢守(吉清)は小身なれば、若一揆など起らば、政宗を先に立、案内者として退治すべし。木村は向後京都への出仕も無益なり、會津へ出仕致せとぞ被仰ける。(氏郷記)

蒲生の與力

斯く秀吉が、彼父子を寵用したのは、小田原役に於ての軍功もあり、伊達政宗との關係もあり、蒲生の大なる與力とするに足る者と認められたからであつた。曩に岩城常隆小田原に來謁し、鎌倉にて病死して、嗣子がなかつた。仍て八月十

白土隆由

二日、秀吉は岩城の士白土隆由をして、其の家を繼がしめたが、隆由は士民の不服を慮かり、之を辭し、佐竹義重の第三子能化丸を嗣となさんことを請うた。秀吉其の志を嘉みして、之を許したれば、隆由は、能化丸を扶けて、秀吉の歸途宇都宮に迎謁した。

秀吉會津著

秀吉は八月九日會津に入り、興徳寺に館し、奥羽二州の處分の大體を定め、十二日會津を發して凱旋した。

其後の處分の一二

其の後彼の處分の一二を擧ぐれば、十月二日には、陸奥三春城主田村宗顯の小田原に會せざるを罰し、其の封を褫うた。田村氏は爾來伊達氏の附庸となつた。其の他相馬義胤、最上義光、出羽檜山城主秋田實季、横手城主小野寺義直、角館城主戸澤光盛、六郷城主六郷政乘、仁賀保城主仁賀保舉誠等は、何れも本領を安堵せしめた。

堀秀治一柳直盛

十一月四日、堀秀治に、父秀政の遺領を襲がしめ、村上義明、溝口秀勝をして、舊に仍りて之に屬せしめた。又た是れより先、一柳直末の山中城攻撃に戰没したる

を悼み、其の弟直盛を嗣とし、尾張黒田城三萬石を與へ、舊に仍りて秀次に屬せしめた。

小田原役跡始末の概観

秀吉の小田原役の跡始末を概観するに、徳川家康の關八州移封を以て、其の中樞點となし、一切の事は、是を對象として、措置したかの如く思はる。或る意味に於ては、蒲生も、伊達も、家康の節度を受く可く、東北の一面は、殆んど家康の指揮に委任したるが如き看あると同時に、蒲生は家康の後を防ぎ、駿河の中村一氏、遠州掛川の山内一豊、濱松の堀尾吉晴、參河岡崎の田中吉政、同吉田の池田輝政より、尾張及び北伊勢五郡の豊臣秀次に至る迄、悉く家康の西上を扞防す可き配置と見るの他はない。

中村一氏

一氏勳功の賞として、駿河國を賜り、我身は國府の城に在て、舍弟彦右衛門尉一榮して、沼津の城を守らしむ。これ内々は徳川殿關東に移らせ給ひしかば、一氏して其境を守らせ給はん爲なりけり。一氏も某かくて候はんには、關東の事は何の御心にかゝらせ給ふ事も、あるまじきにて候と申せしとぞ聞え

たれ。されば徳川殿も假初の御鷹狩にも、彼境をば避け給ひ、又一氏も境をば接しながら、敢て隣國の好を通せず。〔藩翰譜〕

大用すれど、其の控御の道は失はず。我が用を做すの働きに於ては、何等の不足なき自由手腕を揮はしめつゝも、我に反噬を加ふるの虞には、周到なる準備を盡して、水も漏れなかつた。即ち家康をして、秀吉の仁惠の下に立たしむるも、秀吉自から家康の仁惠の下に立つの憂なからしめた。

極大極細極粗極精

人或は秀吉の雅量天の如きを稱して、彼の用意の此の如く周到なるに、氣付かぬものあり。或は秀吉の巧緻、精細、拔目なき手段を知りて、其の遠馭長駕、豪傑の士をして、鼓舞顛倒せしむる所以を知らざるものあり。されど秀吉は大處極めて大、細處極めて細、粗處極めて粗、精處極めて精。是れ彼が千古の英雄たる所以だ。

〔六八〕 奥羽の檢地

徳川の施設は皆秀吉の遺法

凡そ仔細に秀吉政治の施設を觀察すれば、徳川氏は殆んど全くそれを踏襲したに過ぎぬ。諸侯排置の方略や、上方に諸侯の邸を築くことや、其の妻孥を上方に徴する事や、悉く秀吉の遺法だ。

檢地

特に檢地の一事は、信長に肇まりしにせよ、具體的に總體的に施行せられたのは、全く秀吉の賜だ。乃ち秀吉の東北に向ふに先だち、前田利家、上杉景勝を監督者とし、淺野長政、石田三成、大谷吉繼等をして、奥羽の檢地に從事せしめた。如何に秀吉が此の事に熱心であつたかは、其の淺野長政に與へたる、訓示の書簡に就て之を見る可しなや。

淺野への訓示

猶以、此趣、其口へ相動衆、不殘念を入、可申届候。返事同前に可申上候也。態被仰遣候。

一 去九日（八月）至于會津、被移御座、御置目等被仰付、其上檢地之儀、會津者中

納言(秀次)白川同其近邊之儀者、備前宰相(宇喜多秀家)に被仰付候事。

一 其許檢地之儀、一昨日如被仰出候。斗代等之儀、任御生印何も所々、いかにも入念可申付候。若そさうに仕候は、各可爲越度候事。

一 山形出羽守(最上義光)并伊達妻子、早京都へ差上候。右兩人之外、國人妻子事、何も京都へ差上候族は、一廉尤可被思召候。無左ものは、會津へ可差越由、可申付事。

一 被仰出候趣、國人並百姓共に合點行候様に能々可申聞候。自然不相屈覺悟之輩於在之者、城主にて候は、其もの城へ追入、各相談、一人も不殘置、撫切に可申付候。百姓以下に至るまで、不相屈に候ては、一郷も二郷も、悉く撫切可仕候。六十餘州堅被仰付、出羽奥州迄、そさうにはさせらる間敷候。たとへ亡所に成候ても、不苦候間、可得其意候。山の奥、海は櫓權のつゞき候迄、可入念事、專一候。自然各於退屈は、關白殿御自身被成御座候ても、可被仰付候。急與此返事可然候也。

八月十二日(天正十八年)

朱 印 秀吉

〔淺野文書〕

淺野彈正少弼どのへ

秀吉の覺悟尋常ならず

如何に秀吉の檢地に關する決心の強硬にして、且つ其の意氣の凜然たるを見よ。彼は萬障を排しても、之を成就す可く決心した。彼は之れが爲めに、如何なる犠牲を拂ふも、敢て愛しむ所はなかつた。彼は山奥海陬、一尺一寸の地面にも、檢竿の入らざる所なからしむ可く、周到精密なる注意を促がした。而して長政等若し此の事に屈託せば、秀吉自から之に膺るも苦しからずと聲言して、長政等の決答を求めた。

檢地補助員

秀吉は檢地奉行には、上記の人々を使用した。然も其の補助員として、隨處隨時に他の人々をも使用した。例せば細川忠興の如きも、其の一人であつた。

扱淺野彈正少弼、大谷刑部少輔、石田治部少輔と三手に分ち檢地有之。忠興君は石田と御相列にて御勤被成候。淺野長政は前廉より御挨拶能かりし故、萬

事心を付け玉り候へと頼被申けるにより、其比治部少輔と御中能なまよかりしと也。此時田の上下を御吟味被成、書付被仰付候に、百姓共私の田に、下ひが無御座候儘、上と遊ばし被下候様にと望候は、あかしき事と也。(忠興君御家譜)

忠興の紀行文

當時忠興の小田原役以來の紀行文を、建仁寺の雄長老に贈りたるを見るに、當時の情況察するに足るものがある。

伊達左京大夫政宗を見侍るに、思ひの外に、法師にて、片目潰れ侍りし程に。

鎌倉のかちかあらぬか正宗の、片目はわるき五郎入道。

東北の獨眼龍も、斯く笑倒せられては、閉口であらう。

兵糧の乏しき比、北目の里に、八月十五夜に泊て。

かつへつゝ、爰にきためでしろくくと、みれど喰はれぬ望月の空。

此の如くして、奥羽の檢地も行はれたが、秀吉の凱旋後間もなく、一揆の勃興したこそ、是非なけれ。

秀吉の南部領檢地

秀吉の南部信直に與へたる書

秀吉は天正十八年七月に南部信直に對して、斯う云ふ書付を與へました。第一箇條は

一 南部七郡の事、大膳大夫(信直)覺悟に任すべき事、と書き出し……次に第二條に

一 信直妻子、在京可仕事、

信直の妻や子供をば京都へ呼び寄せて置き、即ち秀吉への人質にする事。此人質が發達して參勤交代となります。江戸時代では江戸屋敷、秀吉の時は京の伏見、又は大坂屋敷と申しますが、その御屋敷に大名の一族の者が人質として置かれた。豊臣家に對して、諸侯心服の誠を表して、その實を厚くする所の大切な機關です。其次の第三條は

一 知行方一々檢地、臺所入、丈夫に召置、在京の賄、相續候様に可申付候、

信直の知行として與へた土地は一々檢定するぞ、全體の土地の檢定、明治時代で申せば明治九年以後に行はれました。地租改正、地租改正とは違ひますが、趣意は矢張り一つである。畑、宅地、山野までを一々に調べまして、竿入をして、土地の收穫、即ち徵收の負擔力を考へまして、畑宅地まで米で見積り、之を石盛いしもりと申し、其中から若干の米をば年貢として取らうといふ事をば、一々に實地に細かく極めるが檢地で

土地の檢定

妻子在京

秀吉の偉大なる功績

あります。此檢地の事は天正の末に秀吉が日本を統一すると共に、普れく海内に行つた田制であつて、是が秀吉の偉大なる政治上の創設で、彼の古今に卓絶の成績も此にあらう。徳川家は此檢地の制度をそのまゝにして、三百年の泰平を維持して居たものであります。日本の財政、民政、乃至經濟の上に重大な事件として、天正檢地程偉い重大な法令は、日本の歴史に餘り多くは無いのです。かの秀吉は單に兵力を以て日本を統一した人で無い、土地の竿入れ、石高の積りを普く行つて、田地は皆諸侯に與へつゝ、官民ともに安全に耕作し、且は徴税するといふ行政上の遣り方が誠に偉い處です。強ち、山崎合戦や小牧山の合戦に於て勇武であつたのみではありませぬ。彼が經濟上、政治上に於ける獨特の才能は、中世の庄園制度破壊後の善後策として、石高制を以て日本を中興したものである。秀吉は南部家七郡の領分に對して、田畠一枚々々檢地を命じました、而して此方法の効果として、南部家の歳入、即ち年貢が確實になり、間違の無いやうに年々租税を召し置く事も出來た、今の言葉で申せば「政府の歳入が確實になる」昔の言葉で、それをば「臺所入が丈夫になる」と斯う云うて、更に巧に在京の妻子の賄を言ひ草にして居る。妻子を京都へ引寄せるとも全く秀吉の發明と云ふべき新法である。其新法を右手に行ひつゝ、左の手に檢地を行ひ、「百姓から取る税法をチャンと明かにして行けば、諸大名の臺所の歳入は確實になる、それで以て京都の方への諸賄をば支へて行けば、立派に在京して居れる、困る事

實入の確

は無いで、安樂に京都で遊んで居られる、結構な事だからさうなさい」と、此に言外の味もあるらしい。

〔吉田東伍著、戰國以後江戸時代の奥州、奥羽沿革史論所載〕

【六九】 秀吉の凱旋

秀吉會津を發す

秀吉は關東より奥羽一切の措置を了し、特に奥羽檢地の命を下し、八月十二日會津を出發して、凱旋の途に就いた。九州役に於ては、天正十五年三月朔日に大阪を發し、七月十四日に、大阪に凱旋した。今回は天正十八年三月朔日に京都を發し、九月朔日に京都に凱旋した。前者は四個月半であつたが、今回は滿六個月だ。秀吉は自然の美を愛するを解した、物の憐れ感ずることを解した。文雅風流の道をも解した。其の歸途武州岩槻にて、有名なる萩花を見るや、吟懷を遣りて

秀吉の風雅

曰く、

名残をば萩が枝にや残すらむ、花の盛りを捨る都路。

と。彼は繚亂たる秋花を見ても、尙ほ艷陽三月京都の春に負いて東征したこと
を、思はずには居られなかつた。信長も富士山見物に、武田征伐の歸途には、故と
東海道を經由した。彼が此の名山に對して、如何なる心持であつたかは、唯だ想
像する許りだ。されど秀吉は、三十一文字にて、立派に之れを説明して居る。

都にて聞きしは、ことの數ならで、雲井に高き富士のねの雪。

幽齋の富
士觀

當時の歌人細川幽齋も、亦た小田原陣に、秀吉に陪して赴いたが、後人に語りて
曰く、富士を見て、歌を詠せんとて、材料を拵へて行いたが、實際の富士に對して、
皆な悉く齟齬した。富士を詠じたる歌は、古より多くあれど、唯だ家隆卿の、

朝日さす高根の深雪空晴れて、立も及ばぬ富士の川霧。

を最も面白く覺ゆと。〔幽齋家譜〕

秀吉富士
の詠

併し秀吉の富士の詠は、却て此の専門歌人の技巧を弄したるに比して、自然に

近かき趣きがある。流石に天下を小なりとしたる秀吉も、富士山には感服、嘆服
した。

興津清見
寺の幽賞

彼は隨處に風懷を暢べた。特に東海道第一の勝地たる、興津の清見寺の景は、最
も彼の幽賞に預かつた。

東夷の征伐の爲として、天正十八年彌生の初つ方、都を立て、行々、駿河國清
見寺に至りぬ。此地の風景奇絶にして、三穗の松原、田子の浦の月、富士高根の
雪も、目のあたりの眺望殊更に其興淺からず。庭前の青葉隠れ、花の色めづ
らかに、なにくれと駕を駐むる事五六日。夫より東の夷を平げ、陸奥まで行巡
りて、心の如く國民を従へ、八月廿日餘り、歸るさにまた此の寺に著き侍りし
に、當時の大輝長老、禪刹の正宗を紹ぎ、凡俗をのがれる心ざしを感じて、書札
の交りに召し加へて、樂しませ侍りぬ。彌生に見し花の梢など、やう／＼に紅
葉して、彼の能因が霞と與に出しかど、と云へる故事杯をも思ひ合せて、一首
をのこし侍る。

秀吉の詠歌

關 白

清見寺行手に見ゆる花の色の、幾程もなく紅葉しにけり。

又田子の浦の眺望を、

名にしおふ、田子の浦波立かへり、復たも來て見ん富士の白雪。

〔關八州古戰錄〕

誰か秀吉を無學文盲の豪傑と云ふ乎。此の方面に於ては、彼は信長よりも、特に物質的、實用的の家康よりも、一種の風情が饒かつた。彼が天下後世に、多くの愛慕者を持つ所以の一は、恐らくは是れが爲めであらう。

秀吉故郷に立寄る

彼は更らに其の故郷なる、尾張の中村に立ち寄つた。彼は岡崎を守れる吉川廣家より送りたる、三百五十匹中の名馬に乗り、栗栖十兵衛武格なる舍人を従へ、中村に赴いた。彼は其の郷中を蒐け廻り、爰は我が故郷なれば、懷敷思ふ也。昔に引替て民の家居も賑はしく、能く住付たる體に見えた。是れ我が政道の正しき驗ぞと云うた。〔陰徳太平記〕

京都凱旋の壯觀

彼の九月朔日の京都凱旋は、實に目醒しきものであつた。百官諸司、悉く粟田口に郊迎した。秀吉は從征諸將の皆な歸著を俟つて、入朝す可く、其の旨同四日に奏上し。十一月三日參内し、復命する所あり、白銀三百枚を献じ、其の他准三宮以下、皆それ〴〵献遺した。

英雄の事業

如何に秀吉の東征の結果が、當時の人心を衝動せしめたかは、

關白殿只人に非ず……扱日本國六十餘州島々迄一圓御存分に歸了。不思議云々の事也。高麗南燕よりも、御禮の使者罷越、京堺に逗留了。妙希代云々。

〔多聞院日記〕

英雄の事業、萬人之を仰ぐ、然も其の所以を解する者は、絶無ならざる迄も僅有ぢや。

第十四章 東北の騷擾

〔七〇〕 東北の一揆

秀吉の凱旋間もなく、奥羽には一揆蜂起した。その理由の(第一)は、秀吉の檢地が、水も漏れぬ迄周匝に行き届き、是れが爲めに百姓の怨嗟を生じた。(第二)は、此の不平に乗じて、土豪の或者共が、其の野心を逞うす可く、刺戟煽動をした。特に伊達政宗の如きは、其の随一者と目指された。

元來政宗は、秀吉より會津四郡―大沼、河沼、耶麻、會津(今南北)を收められ、やがて又た南仙道五郡―白川(今南北)、石川、岩瀬、安積、二本松(今安達郡の西部)を取り上げられ、其の故地長井二郡(上下長井、今の南東西置賜郡)及び北仙道十一郡―黒川、宮城、名取、柴田、互理、伊具、刈田、伊達、信夫、田村、鹽松、(今の安達郡の東部)を領せしめられた。政宗の不満知るべしだ。彼は之を漏らす可き機會を待ち構へて居たの

一揆蜂起の理由

政宗の不満

みならず、或は自分から進んで教唆したかも知れぬ。そは兎も角も火の手は、出羽の六郡より揚つて來た。そは大谷吉繼の檢地の手代が、餘りに峻酷なる仕打をしたから、百姓共は之れを殺して、遂ひに蜂起したのだ。

火の手木
村領土に
擧る

火の手は忽ち木村父子の領土に擴がつた。元來木村父子は、小身より一躍三十萬石の大身となり、其の秀吉の爲めに、嚴重に戒飭せられたるに拘らず、頗る百姓の心を失ふに至つた。其の父伊勢守吉清は、葛西登米に在城し、其の子彌一右衛門清久は、大崎古川に在城し、秀吉の眼鏡に叶うて、奥羽雄鎮の一として据つたが、彼等は其の徳は下民を懐くるに足らず、其の威は下民を壓するに足らず、遂ひに大事を惹起するに至らしめた。

一 木村伊勢守大崎葛西十二郡拜領に付、上方大名衆の家中ども、伊勢守大名に被成候間、知行を取べき由存暇を乞亦逃隠、伊勢守へ奉公仕候。伊勢守は登米に在城、子息彌市右衛門は古川に在城にて候。

木村部下
の狼籍

大崎葛西の本大名どもを排除、小者五人十人召つれ候者を、城主に仕られ候

故、其のもの共、家中無之まゝ、中間小者あらしこのやうなる者を、侍につくり立、本侍、百姓の所へ押込み、八木(米)を取、百姓の下女下人を奪ひ、歴々の嫁、娘を我女房に奪取、沙汰の限の仕様によつて、侍大將ともに、末の事は不存、當座無念を起し、柏木山にて、最前に一揆起して、其近邊に居候上方人討殺候由承。氣仙、東山にても起候由、其のきこえ候。

上方勢
無く打果

伊勢守、彌市右衛門、佐沼へ談合の爲め出合申され候處に、登米にて一揆起、古川にても起候間、大崎葛西無残ちこり候。父子共に佐沼に籠城申され候。一揆の者共、佐沼を取巻、近陣仕候。父子の者供、仕られ候上方衆は、残らず古川、登米にて被打申候。上方衆残りなく、打果申候間、足輕の様なるものは、裸に成薦を身に纏ひ、逃上り候。御登の大名衆、其様子聞し召され、足早に御上り候。彈正殿(淺野長政)は白川にて被聞召、二本松へ御歸御在馬なされ候。(伊達日記)

是れは伊達側の記事で、若干の尋酌を要するは、勿論であるが、大體に於ては、概して此の通りと見る可きであらう。